

# サッカースタジアム等整備事業

## 要求水準書

令和2年10月22日

広島市

## 目 次

第1章 総則	1-1
1 本書の位置づけ	1-1
2 用語の定義	1-1
3 事業の目的	1-1
4 基本計画及び尊重すべき意見等について	1-2
5 本体事業の範囲	1-3
(1) 設計・工事監理業務の範囲	1-3
(2) 施工業務の範囲	1-3
6 施工業務の着手	1-3
7 業務の完了及び完成期限等	1-3
(1) 本体工事	1-4
(2) 別途工事に対する総合管理業務	1-4
8 参考内訳書の提出方法について	1-4
(1) 契約及び参考内訳書の作成時期について	1-4
(2) 賃金又は物価の変動に関する取扱いについて	1-5
9 契約書類の構成と優先順位	1-5
10 建物の契約不適合責任	1-5
11 要求水準の変更	1-6
第2章 本体事業における条件	2-1
1 建設予定地の概要	2-1
2 法規制等	2-2
3 建設予定地の状況	2-3
(1) 周辺道路等の状況	2-3
(2) 上水道・下水道・ガス	2-3
(3) 通信・電気	2-3
(4) 地盤状況	2-4
(5) 土壌状況	2-4
(6) 埋蔵文化財	2-4
4 既存物の取扱い	2-4
(1) 既存工作物等	2-4
(2) 既存樹木	2-5
(3) 埋蔵文化財調査との調整	2-5
(4) 西側園路	2-5
5 適用法令及び適用基準	2-6

第3章 整備対象施設に関する要求水準 .....	3-1
1 共通事項 .....	3-1
(1) 施設内容と規模 .....	3-2
(2) 観客席の条件 .....	3-4
(3) 中央公園広場全体のゾーニングの考え方 .....	3-5
(4) スタジアム内のゾーニングの考え方 .....	3-5
(5) 景観への配慮 .....	3-5
(6) 環境への配慮 .....	3-5
(7) 防災性の考え方 .....	3-7
2 建築計画に関する要求水準 .....	3-9
(1) 外装・屋根計画 .....	3-9
(2) 配置計画 .....	3-9
(3) 動線計画 .....	3-9
(4) セキュリティ計画 .....	3-12
(5) 警備計画 .....	3-13
(6) バリアフリー計画 .....	3-13
(7) スタンド .....	3-15
(8) コンコース .....	3-17
(9) 屋外デッキ等 .....	3-17
(10) ホスピタリティ機能 .....	3-18
(11) 多機能化施設 .....	3-18
(12) トイレ .....	3-19
(13) 駐車場など .....	3-20
(14) 内部諸室計画 .....	3-22
(15) 安全・防災計画 .....	3-25
(16) 環境計画 .....	3-26
(17) サイン計画 .....	3-26
(18) 維持管理計画 .....	3-27
(19) 木材利用 .....	3-28
(20) その他 .....	3-28
3 構造の要求水準 .....	3-30
(1) 基本方針 .....	3-30
(2) 構造形式 .....	3-30
(3) 耐久性能目標 .....	3-31
(4) 地盤概要及び基礎 .....	3-31

(5) 荷重及び外力と設計目標.....	3-32
(6) その他.....	3-36
4 電気設備の要求水準.....	3-37
(1) 基本方針.....	3-37
(2) 共通事項.....	3-37
(3) 電灯設備.....	3-38
(4) 動力設備.....	3-39
(5) 幹線設備.....	3-39
(6) 雷保護設備.....	3-40
(7) 接地.....	3-40
(8) 受変電設備.....	3-40
(9) 電力貯蔵設備.....	3-40
(10) 発電設備.....	3-41
(11) 構内線路.....	3-41
(12) 構内情報通信網設備.....	3-42
(13) 構内交換設備.....	3-43
(14) 情報表示設備.....	3-43
(15) 競技照明・音響・映像統合演出設備.....	3-44
(16) 拡声設備.....	3-46
(17) 誘導支援設備.....	3-46
(18) テレビ共同受信設備.....	3-47
(19) テレビ電波障害防除設備.....	3-47
(20) 監視カメラ設備.....	3-47
(21) 駐車場管制設備.....	3-47
(22) 防犯・入退室管理設備.....	3-47
(23) 自動火災報知設備.....	3-48
(24) 中央監視制御設備.....	3-48
(25) 報道関係機関対応設備.....	3-48
(26) 聴覚障害者対応設備.....	3-49
5 機械設備の要求水準.....	3-50
(1) 基本方針.....	3-50
(2) 具体目標.....	3-50
(3) 空気調和設備.....	3-52
(4) 給排水衛生設備.....	3-56
6 昇降機設備の要求水準.....	3-60
(1) 共通事項.....	3-60

(2) エレベーター .....	3-60
(3) エスカレーター .....	3-61
(4) 監視制御盤 .....	3-61
7 フィールドの要求水準 .....	3-62
(1) 芝草の育成 .....	3-62
(2) 散水システム等 .....	3-62
(3) 天然芝育成補助システムの導入 .....	3-62
(4) その他 .....	3-63
8 広場エリアの要求水準 .....	3-64
(1) 共通事項 .....	3-64
(2) 園路 .....	3-64
(3) 防災広場 .....	3-65
(4) マンホールトイレ .....	3-65
(5) 屋外トイレ .....	3-65
(6) サイン計画 .....	3-65
(7) 植栽 .....	3-66
(8) 構内道路（西側園路） .....	3-66
(9) 電気設備 .....	3-67
(10) 給排水衛生設備 .....	3-68
(11) その他 .....	3-69
9 ペDESTリアンデッキの要求水準 .....	3-70
(1) 共通事項 .....	3-70
(2) 東側ペDESTリアンデッキ .....	3-71
(3) 南側ペDESTリアンデッキ .....	3-71
(4) 電気設備 .....	3-72
(5) エレベーター .....	3-72
第4章 業務の実施に関する要求水準 .....	4-1
1 共通事項 .....	4-1
(1) 基本的事項 .....	4-1
(2) 共通業務 .....	4-1
(3) その他共通業務 .....	4-6
(4) 資料等の作成 .....	4-9
(5) 調査 .....	4-10
(6) 近隣への配慮 .....	4-11
(7) 市民説明 .....	4-11

2	設計業務に関する要求水準 .....	4-12
	(1) 設計業務の範囲 .....	4-12
	(2) 設計業務計画書 .....	4-12
	(3) 設計業務 .....	4-12
	(4) 各種資料の作成 .....	4-16
	(5) 設計に係るその他の業務.....	4-17
3	工事監理業務に関する要求水準.....	4-19
	(1) 工事監理業務の範囲.....	4-19
	(2) 工事監理業務計画書.....	4-19
	(3) 工事監理業務.....	4-19
4	施工業務に関する要求水準.....	4-22
	(1) 施工業務の範囲 .....	4-22
	(2) 施工計画書等の作成.....	4-22
	(3) 施工業務 .....	4-22
	(4) 工事検査、中間検査等及び引渡し.....	4-27
	(5) 1年目点検等.....	4-27
	(6) 施工に係るその他業務.....	4-27

## 第1章 総則

### 1 本書の位置づけ

本要求水準書は、「サッカースタジアム等整備事業（以下「本体事業」という。）」において、本市が要求する施設整備及び業務実施上の水準（以下「要求水準」という。）を示すものである。

次に基本事項を示す。

- (1) 要求水準は、本市が本体事業に求める施設の守るべき基準を規定するものである。
- (2) 要求水準は、原則として本市が要求する機能と性能を規定するものであり、施設の具体的仕様及びそれらを構成する個々の工法や機器などについては、受注者が要求水準を満たすように提案を行うものとする。
- (3) 本要求水準書の「第3章 整備対象施設に関する要求水準（別紙含む）」などにおいて具体的な仕様などを規定しているものについては、提案条件を揃えるために示したものであり、その決定については、同等以上の性能を有することを条件に、設計期間中に本市との協議によって確定する。
- (4) 【参考1 ゾーニングイメージ（案）】は、本要求水準書の内容を伝達するための資料であり、要求水準として扱うものではない。
- (5) 受注者が提案した本体事業に対する技術提案の内容のうち、本要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、受注者が本体事業を実施するに当たっての要求水準の一部としてみなすものとする。

### 2 用語の定義

【別紙1 発注資料リスト】に使用する用語の定義は、【別紙2 用語の定義】に定めるところによる。

### 3 事業の目的

本市では、中央公園広場にサッカースタジアムを建設するとともに、効果的にぎわい機能の導入などにより、中央公園広場全体が一体的に機能するような広場エリアの再整備を行うこととしている。

本体事業は、中央公園広場における一連の事業のうち、サッカースタジアム新築、広場エリアの整備及びペDESTリアンデッキ新設を行うものである。

サッカースタジアムについては、基本計画において以下のとおり「現行スタジアムの課題」と「新スタジアムへの期待」の2つの視点から、整備の必要性が示されている。

#### サッカースタジアム整備の必要性（基本計画より抜粋）

1. 現行スタジアムの課題
  - 観戦環境向上の必要性
  - Jリーグクラブライセンス制度への対応の必要性
2. 新スタジアムへの期待
  - 地域活性化・にぎわいの創出のための起爆剤
  - 地域の誇り・アイデンティティの醸成

また、整備に当たっての基本的な考え方として以下の3点が挙げられている。

#### 整備に当たっての基本的な考え方（基本計画より抜粋）

1. 「街なかスタジアム」の実現
2. みんなで作るサッカースタジアムの実現
3. 広島らしさの発信

これらを踏まえ、基本計画にコンセプトとして掲げた「世界に誇れるサッカースタジアム機能を核とし、多目的かつ多機能化した都心交流型スタジアム」として整備することを目的とし、

- ・広島市域のみならず、県内外から広く集客すること  
（マツダスタジアムと同等以上の集客）
- ・県内外から集客した効果が県内各地に及ぶこと  
を指すものとする。

#### 4 基本計画及び尊重すべき意見等について

本体事業は、本要求水準書の記載事項を満たしたうえで、基本計画及び「サンフレッチェ広島の考えるサッカースタジアムパーク」、「サッカースタジアムと広場エリアに求められる機能等について（広島県意見）」を尊重するとともに、「サッカースタジアム建設に向けてのご提案（サッカースタジアム建設に係る意見交換会有志企業）」、基本計画の策定に当たり実施した「中央公園サッカースタジアム（仮称）基本計画（素案）」に対する意見募集の結果や、「新しいサッカースタジアム・公園に関するアンケート」の集計結果及び「サッカースタジアムについて意見を聴く会」での意見等を参考とすること。



## 5 本体事業の範囲

サッカースタジアム新築、広場エリアの整備及びペDESTリアンデッキ新設に係る設計・工事監理業務並びに施工業務を本体事業の範囲とする。

業務範囲については、【参考2 適用法令及び適用基準リスト】に示す各種基準・仕様書、本要求水準書及び質問に対する回答書で定めたものとする。詳細については、【別紙3 全体所掌区分表】【別紙4 工事区分表】【別紙5 多機能化施設等の区分及び条件】を参照すること。

なお、本体事業を進めていくうえで、想定されるリスクについては【別紙6 リスク分担表】を参照すること。

### (1) 設計・工事監理業務の範囲

#### ア 本体工事の設計・工事監理業務

#### イ 別途工事の設計業務

別途工事については【別紙3 全体所掌区分表】を参照すること。

#### ウ Park-PFI 事業のためのインフラ引込等に関する設計・工事監理業務

### (2) 施工業務の範囲

#### ア 本体工事

詳細は【別紙3 全体所掌区分表】を参照すること。

工事範囲については【別紙7 工事位置図】を参照すること。

## 6 施工業務の着手

本市では、令和4年3月末まで建設予定地内において埋蔵文化財調査を実施する予定である。

本市が行う埋蔵文化財調査期間中の施工業務の着手は妨げないが、埋蔵文化財調査に支障が無いよう十分に配慮を行うこと。

また、建設予定地内の準備工事等の着手に当たっては、事前に発注者に確認すること。埋蔵文化財調査については「第2章 3 建設予定地の状況」を参照すること。

## 7 業務の完了及び完成期限等

本体事業の完了期限は令和6年7月末とする。

また、各業務等の期限については以下のとおりとする。詳細については【参考3 総合工程表(案)】を参考にすること。

**(1) 本体工事**

本体工事の完成期限は、令和6年7月末とする。

完成期限までに建築基準法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受け、本市に引き渡すこと。

ただし、サッカースタジアム新築及びペDESTリアンデッキ新設に係る部分の完成期限は、令和6年3月末とし、本市に引き渡しを行うこと（建築基準法第18条第24項の規定による仮使用の承認を得ること。）。

本体工事に関するその他の期限を以下に示す。

**ア Park-PFI 事業の着工**

Park-PFI 事業が本体工事完成の1年前頃を目途に着工できるようにすること。

Park-PFI 事業等で行う工事の時期及び着工日、範囲についてはPark-PFI 事業者決定後に協議の上決定する。

**イ 別途工事の着工**

別途工事のうち、スタジアム指定管理者が行う内装工事（多機能化施設等）に本体工事完成の6か月前頃を目途に着工できるようにすること。なお、当該内装工事の着工日はスタジアム指定管理者の決定後に協議の上決定する。

**(2) 別途工事に対する総合管理業務**

業務の期間は、本体事業の完成までとする。

**8 参考内訳書の提出方法について**

**(1) 契約及び参考内訳書の作成時期について**

契約は、「5 本体事業の範囲」に示す設計及び施工について、契約書類に基づき締結するものとし、契約金額は優先交渉権者との価格等の交渉及び見積合わせを経て確定した金額とする。

また、参考内訳書の内容及び提出時期を次に示す。

- ・ 受注者は、本契約締結後速やかに、科目・細目を含めた契約時参考内訳書を提出すること。
- ・ 実施設計終了時（工事着工前）に、契約金額に対する詳細な参考内訳書（以下「設計後参考内訳書」という。）を実施設計図書に基づいて作成し提出すること。

また、設計後参考内訳書の単価は、契約時参考内訳書に用いた単価の準用を原則とし、契約時参考内訳書に示されていない新たな単価が生じた場合は、契約時参考内訳書の単価に準じて、本市と受注者が協議の上、市が承諾した金額で単価設定を行うこと。

ただし、要求水準書に示す性能等を満たすための工事費目については、その数量増減に関わらず、当該工事費の増額を認めないため、採用する単価について、本市と受

注者が協議の上、調整する可能性がある。

- ・ 工事段階のコスト管理には設計後参考内訳書の単価を用いること。設計後参考内訳書作成に先立ち、単価表を作成し、監督員に提出して確認を受けたうえで設計後参考内訳書の作成を行うこと。設計後参考内訳書については監督員に提出し確認を受けたうえで本体工事を着工すること。

## (2) 賃金又は物価の変動に関する取扱いについて

広島市建設工事請負契約約款第25条第1項から第4項（全体スライド）については、次の適用方針とする。

- ① 広島市建設工事請負契約約款第25条を適用する基準日は初回に提出された実施設計図書が確認された日とする。
- ② 物価指数は、建設工業経営研究会「広島・経研標準建築費指数」を基に本市が算出する指数を使用する。
- ③ 物価指数算出の起算日は初回に提出された実施設計図書が確認された日とする。
- ④ 積算基準類に設定のない工種等の見積について、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合には、その工種等については請求の対象外とする。

## 9 契約書類の構成と優先順位

契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、発注者と協議のうえ決定する。

- ① 事業契約書
- ② 質問回答書
- ③ 要求水準書（別紙を含む）
- ④ 技術提案書

## 10 建物の契約不適合責任

契約不適合責任は広島市建設工事請負契約約款に定めるところによる。

## 11 要求水準の変更

発注者は、事業期間中に、次の事由により、受注者と協議のうえ要求水準を変更する  
場合がある。

- ① 法令等の変更により業務内容が著しく変更される時。
- ② 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく  
変更される時。
- ③ 本市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ④ その他業務内容の変更が特に必要と認められる時。

## 第2章 本体事業における条件

### 1 建設予定地の概要

中央公園広場は、広島市中区基町の都市公園である中央公園の一角に位置する。

中央公園広場は、広島市の都心の一翼を担う紙屋町・八丁堀地区に近接し、周辺には広島城や広島グリーンアリーナなどの集客施設が集積している。また、建設予定地西側は太田川に隣接するとともに、北側には、大規模な市営住宅群や店舗、小学校、保育園などで形成される基町地区が近接している。



## 2 法規制等

所在地	広島市中区基町 15 中央公園広場（都市公園区域内） 【別紙8 案内図】参照
公園区域	約 85,600 m <sup>2</sup> （中央公園全体：約 427,600 m <sup>2</sup> ） 【別紙9 公園区域図】参照
市街化区域及び市街化調整区域	市街化区域
用途地域	第二種住居地域 ※建物用途は、提案内容により判断することとなるが、観覧場を想定し、特別用途地区の指定と建築条例（規制緩和）の制定を予定している。ただし、国との協議結果により建築基準法第 48 条但し書きの許可で対応する場合も想定し、許可の申請・手続きは受注者にて実施すること。
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域・準防火地域	準防火地域
公園	5・6・302 号中央公園
都市公園法関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建ぺい率：12% （公園施設 2%以下、 運動施設、公募対象公園施設 10%以下）</li> <li>※現状の公園施設の建築面積については【別紙 10 中央公園施設の建ぺい率について】のとおりであり、計画を行う際の参考とすること。なお、当該建ぺい率を超える場合は、広島市公園条例の改正により建ぺい率を緩和することを予定している。</li> <li>・運動施設敷地面積：50%以下</li> </ul>
駐車場整備地区	広島駐車場整備地区
汚水供用開始区域	指定あり
景観計画関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画重点地区（広島城・中央公園地区）</li> <li>・リバーフロント・シーフロント地区（リバーフロント地区）のエリア ※敷地西側河川敷～中央部</li> <li>・主な河川又は港湾に面する部分（景観計画関係）：主な河川又は港湾に面する部分 ※敷地西側河川敷</li> </ul>
都市機能誘導区域	高次都市機能誘導区域（都心型）
居住誘導区域	指定あり
防災関連施設	指定緊急避難場所（地震、大規模な火事、津波） ※スタジアム完成後は地域防災計画における防災拠点となることを想定している。
その他の指定	都市再生緊急整備地域（広島紙屋町・八丁堀地域）

### 3 建設予定地の状況

建設予定地の状況は【別紙9 公園区域図】、【別紙11 中央公園 段彩図】、【別紙12 近隣地盤情報】、【別紙13 周辺インフラ状況（上水、下水、ガス、通信、電気）】、【別紙14 既存工作物等位置図】、【別紙15 樹木位置図及び樹木調査資料】、【参考8 現地における事前地盤調査報告書及び近隣地盤調査報告書】を参考にすること。

敷地境界については、関係者の立会のもと、受注者において測量を行うこと。

インフラに関して、本要求水準書の他、必要な情報は、受注者において収集、作成すること。インフラ設備の接続箇所は各インフラ供給事業者との協議結果や受注者の提案を基に発注者と協議のうえ決定する。

本体事業上、支障のある電柱については道路管理者及び電力供給事業者などとの協議のうえ、移設すること。

#### (1) 周辺道路等の状況

周辺道路の現況は次のとおりである。

北側道路（中1区88号線）：道路幅員約15.0m～18.4m

南側道路（中1区中広宇品線（以下「城南通り」という。））  
：道路幅員約21.6m～38.2m

東側道路（国道54号）：道路幅員約20.0m～32.0m

なお、建設予定地内の西側の車道（以下「西側園路」という。）については公園内通路であり道路法上の道路ではない。西側園路の取扱いについては「第3章 8 広場エリアの要求水準」を参照すること。

#### (2) 上水道・下水道・ガス

- ・ 現況は【別紙13-1 周辺インフラ状況（上水）】、【別紙13-2 周辺インフラ状況（下水）】、【別紙13-3 周辺インフラ状況（ガス）】を参照すること。
- ・ 引き込み及び接続計画は「第3章 5 機械設備の要求水準」及び「第3章 8 広場エリアの要求水準」を参照の上、受注者の提案を基に発注者と協議のうえ進めること。

#### (3) 通信・電気

- ・ 現況は【別紙13-4 周辺インフラ状況（通信）】【別紙13-5 周辺インフラ状況（電気）】を参照すること。
- ・ 引き込み計画は「第3章 4 電気設備の要求水準」及び「第3章 8 広場エリアの要求水準」を参照の上、受注者の提案を基に発注者と協議のうえ進めること。

(4) 地盤状況

- ・ 地盤の状況は【別紙 12 近隣地盤情報】及び【参考 8 現地における事前地盤調査報告書及び近隣地盤調査報告書】を参照すること。
- ・ 本体事業において必要な地盤情報等は、発注者との協議のうえ地盤調査計画を作成し受注者の費用負担で調査を行うこと。

(5) 土壌状況

- ・ 令和 2 年度に実施した土壌汚染状況調査の結果、汚染は認められなかった。

(6) 埋蔵文化財

- ・ 建設予定地は埋蔵文化財包蔵地であり、T. P. +3. 0m を地盤面とし、地盤面より 1. 0m 以上掘削する場合 (T. P. +2. 0m 以下の範囲に、建物や工作物等の基礎又は杭などを設置する場合) には調査が必要となる。
- ・ 本市は、本体事業に先立ち、令和 2 年度及び令和 3 年度において、建設予定地の埋蔵文化財調査を実施する予定である。調査範囲は【別紙 16 埋蔵文化財調査範囲図】を原則とし、調査の未実施部分に限り、受注者の計画に応じて、調査範囲を変更できる。
- ・ 本市の調査範囲の変更を求める場合は、契約締結後速やかに本市と協議を行うこと。なお、調査範囲を拡大する場合の費用負担は受注者とする。
- ・ 調査範囲を拡大する場合、事業スケジュールへの影響や、本体事業の工事範囲との調整については、受注者の責において対応すること。

4 既存物の取扱い

建設予定地内の既存物の取扱いについては以下のとおりとする。ただし、既存物の位置や状況が現地状況と異なる場合は、着工時の現況を優先すること。

(1) 既存工作物等

建設予定地内の地中埋設物、記念碑及び公園施設等の既存工作物等の取扱いについては、【別紙 17 既存工作物等の取扱いについて】のとおりとする。位置については【別紙 14 既存工作物等位置図】を参照すること。

その際、既存工作物等の移設又は撤去などを行う場合は、事前に本市の確認を受けること。

なお、既存工作物や再使用する資材を場外で一時保管が必要な場合は、広島市環境局旧佐伯工場 (広島市佐伯区五日市町大字石内 1979 番地) 又は、広島市環境局出島処理場 (広島市南区出島二丁目 22 番 8 号) 等を一時保管場所として利用することができる。保管が終わった後は適切に保管場所の清掃を行うこと。ただし、施設利用



の状況によってはスペース等が制限されることもあるため、その場合は移動等の対応を行うこと。

また、渝華園について、支障となる場合は移設の計画を妨げるものではない。ただし、移設を計画する場合は、以下の要求水準を満たすこと。

- ・ 移設する場合の候補地は、建設予定地内のスタジアム西側又は建設予定地近傍（中央公園内）にて再整備すること。なお、建設予定地近傍（中央公園内）に移設する場合の移設先の決定については、別途協議することとする。
- ・ 再整備に当たっては、原則として現在の形状を維持するものとするが、周囲の堀は移設せず、開放的で回遊性に富んだ空間として計画すること。
- ・ 瓦やタイル等の資材については、可能な限り再使用するよう計画すること。
- ・ 建設予定地内に再整備する場合には、極力【参考1 ゾーニングイメージ(案)】を考慮した計画とすること。
- ・ ただし、本市と友好都市である重慶市の意向によっては、計画案とおりに再整備できないこともあるが、その場合は、本市と協議のうえ、適切に対応すること。

## (2) 既存樹木

建設予定地内の既存樹木の位置及び取扱いについては、【別紙15 樹木位置図及び樹木調査資料】のとおりとする。

なお、移植する樹木を場外で仮移植する場合は、広島市環境局玖谷埋立地及び筒瀬グリーンバンク（広島市安佐北区安佐町大字筒瀬2030番地）を一時保管場所として利用することができる。仮移植が終わった後は適切に保管場所の整地及び清掃を行うこと。

## (3) 埋蔵文化財調査との調整

上記(1)(2)のうち、【別紙16 埋蔵文化財調査範囲図】に示す調査範囲（調査範囲を変更した場合は変更後の範囲とする）と干渉するものについては、契約締結後速やかに調査範囲外へ移設、撤去又は保管等を行うこと（一部、移設等を実施済。別紙15及び別紙17を参照のこと。）。また、埋蔵文化財調査を行う場合、同時期に同調査範囲図における「発掘調査対象予定範囲」の表土掘削（T.P. +3.0mを地盤面とし、地盤面より1.0mまでの掘削）を行うこととし、堀川については、調査範囲外での仮設盛替えを行うこと。

なお、これらの移設、撤去又は保管等と並行して埋蔵文化財調査を実施する可能性がある。

## (4) 西側園路

西側園路の移設については「第3章 8 広場エリアの要求水準」に定めるところ

による。

なお、移設に当たり、通行止めを行う場合は、その時期及び期間等について、予め発注者及び関係機関と協議を行うこと。

## 5 適用法令及び適用基準

- 本体事業の実施に当たっては、設計及び施工などの各業務の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針、解説版、ガイドラインなどについても本体事業の要求水準書と照らしあわせて適宜適用とするものとする。本文中に特記されている各種基準などについては遵守すること。
- 関係法令、各種基準などについては、【参考2 適用法令及び適用基準リスト】に示す法令などを参考のうえ、設計・施工者の責任において調査し、各々の許認可手続上設定される基準日に最新のものを採用すること。また、関係法令に基づく関係機関との協議結果及び指導に従って工事を行うこと。ただし、契約以降の法改正などに基づく不可避な変更で、契約金額の増減が生じる場合は、要求水準の変更として扱う。
- また、本体事業は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事である。

第3章 整備対象施設に関する要求水準

1 共通事項

- ・ 本施設整備の要求水準は、次に示す「官庁施設の基本的性能基準」による適用分類表の他、「1 共通事項」から「9 ペDESTリアンデッキの要求水準」の記載を満たすものとする。
- ・ 適用分類表該当項目の記載と「1 共通事項」から「9 ペDESTリアンデッキの要求水準」の記載内容に相違がある場合は、「1 共通事項」から「9 ペDESTリアンデッキの要求水準」に記載の内容を優先する。

適用分類表

大項目	中項目	小項目		施設の適用水準	備考
社会性	地域性			I	
	景観性			I	
環境保全性	環境負荷 低減性	長寿命		適用	※1
		適正使用・適正処理		適用	※1
		エコマテリアル		適用	※1
		省エネルギー・省資源		適用	※1
	周辺環境 保全性	地域生態系保全		適用	※1
		周辺環境配慮		適用	※1
安全性	防災性	耐震	構造体	II	※2
			建築非構造部材	A	※2
			建築設備	乙	※2
		対火災	耐火	諸室等性能表参照	
			初期火災の 拡大防止	諸室等性能表参照	
			火災時の 避難安全確保	I	
		対浸水		諸室等性能表参照	
		耐風	構造体	II	
			建築非構造部材	II	
			建築設備	II	
		耐雪 ・耐寒	構造体	適用	
			外部空間など	適用	
		対落雷		II	
		常時荷重		適用	
		機能維持性		II	
		防犯性		適用	※3

大項目	中項目	小項目		施設の適用水準	備考
機能性	利便性	移動		適用	
		操作		適用	
	ユニバーサルデザイン			適用	※4
	室内環境性	音環境		諸室等性能表参照	
		光環境		諸室等性能表参照	
		熱環境		諸室等性能表参照	
		空気環境		諸室等性能表参照	
		衛生環境		適用	
		振動		適用	
	情報処理機能に係る情報化対応性			諸室等性能表参照	
情報交流機能に係る情報化対応性			Ⅱ		
経済性	耐用性	耐久性	構造体	適用	
			建築非構造部材	適用	
			建築設備	適用	
		フレキシビリティ		Ⅱ	
	保全性	作業性		適用	
更新性		適用			

- ※1 「官庁施設の環境保全性基準」に準拠すること
- ※2 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の分類による
- ※3 「官庁施設の防犯に関する基準」に準拠すること
- ※4 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に準拠すること

### (1) 施設内容と規模

- ・ スタジアム標準（公益財団法人日本サッカー協会）において、「クラス1新設」の規定の内、符合「◎」「○」に示された事項の全てを適用し、符合「▲」「無印」のものについては、本要求水準において明示した内容のみ対応するものとする。
- ・ Jリーグスタジアム基準において、「J1基準」の規定の内、符合「◎」「○」「★」「★★」に示された条件の全てを適用し、符合「★」については、本要求水準において明示した内容のみ対応するものとする。
- ・ AFCスタジアム規則（アジアサッカー連盟）を適用すること。
- ・ 「サンフレッチェ広島の考えるサッカースタジアムパーク」を尊重し検討すること。

なお、本施設は、次の機能により構成され、各機能の基本的な考え方は、下表による。各機能において必要となる主な諸室の面積及び要求水準は【別紙 18 諸室等性能表】による。

中央公園サッカースタジアムの施設構成（導入機能）

導入機能	各機能の基本的な考え方
フィールド機能	<p>サッカー競技場として必要な機能を整備すること。</p> <p>スタジアム標準クラス1の対象試合の開催が可能なフィールド機能を整備すること。</p> <p>サッカーを主目的とするが、ラグビーも開催できる機能を有するものとする。</p> <p>常緑の天然芝の育成に必要な条件（太陽光、風、水、温度等）を考慮し、必要な機能を整備すること。</p> <p>選手が良好な状態で競技できる環境を整備すること。</p> <p>上述の運動施設としての機能を損なわない範囲で、イベント等の多様な利用が可能な計画とすること。</p>
競技等関連機能	<p>選手が競技に専念できる、安全で快適な競技関連機能を整備すること。</p> <p>安全でスムーズな大会運営が可能となる大会運営関連機能を整備すること。</p> <p>スタジアム標準クラス1の対象試合の試合実施に求められる規定を踏まえ、選手及び運営関係者等に必要な機能を整備すること。</p>
観覧機能	<p>約3万席の観客席を整備する。</p> <p>サッカーの選手と観客に一体感が生まれ、臨場感あふれるピッチに近くフィールドが見やすい観客席を計画すること。</p> <p>スタンド観戦に適した環境を確保し、フィールドの見易さに配慮すること。</p> <p>多世代の観客が楽しめる多様な観戦スタイルを実現する為、ビジネスラウンジ、ビジネスシート、スカイボックス、テラス席など、バラエティのある観客席（以下「多様な観客席」という。）から選択できる計画とすること。</p> <p>観客の利便性、快適性を向上させる、WC、売店、多様な来場体験を可能とするコンコースを整備すること。</p>
メディア機能	<p>各メディアがスムーズに活動でき、円滑に情報発信可能な機能を有するメディア機能を整備すること。</p>
ホスピタリティ機能	<p>VIP・VVIP などに対して、快適で安全が確保されたホスピタリティ機能を整備すること。</p> <p>試合のない日にも会議室やパーティ会場など多目的な利用ができる計画とすること。</p>

多機能化機能	スタジアムサービスの向上と幅広い世代の県民・市民等が日常的に集い、にぎわいや交流の拠点となる施設を整備すること。
維持管理機能	スタジアムを維持するための効率的で経済的な維持管理機能を整備すること。 観客・選手・運営関係者全ての利用者にとって、十分な安全性が確保され、安心して利用できるための防災警備機能を整備すること。
駐車場等機能	広島市駐車場条例に基づく駐車台数を確保すること。 試合開催時の運営準備に必要な運搬車両や、競技関係者用車両、メディア関係者用車両、緊急車両等が使用する入退場ゲート、車路、駐車スペース、車寄せ等を整備すること。 安全や動線に配慮した、VIP・VVIP等が使用する入退場ゲート、車路、駐車スペース、車寄せ等を整備すること。

各室面積は【別紙18 諸室等性能表】に掲げる「参考面積」を参考に、機能上必要な面積を計画し、各種基準で定義された面積を下回らない数値とすること。

また、【別紙18 諸室等性能表】については、設計において、要求水準を満たした上で、合理的な理由に基づく提案を行い、発注者と計画案の協議が整った場合は、これを変更することができる。

## (2) 観客席の条件

観客席の種別及び席数は、下表による。また、表の一般席を除く席数は下限値とする。

種別	席数
一般席	28,430 席
車いす使用者席（同伴者席含む）	300 席
聴覚障害者	900 席
VVIP 席、VVIP ラウンジ	20 席
VIP 席、VIP ラウンジ	230 席
メディア席	120 席
合計	30,000 席

※ 上記に記載の無い、その他の多様な観客席などは一般席の席数に含むものとする。  
多様な観客席を設けた場合は、一般席を除く席数を確保した上で、合計席数の5%を限度として減ずることができる。

### (3) 中央公園広場全体のゾーニングの考え方

- ・ スタジアムは中央公園広場の西側に配置する計画とすること。
- ・ スタジアムは入退場時の観客の往来が円滑になるよう、最大観客席数に応じた人溜まり空間を確保した計画とすること。また、災害時の観客の避難並びに、消防及び救援活動に支障が無い計画とすること。
- ・ 中央公園広場の東側には防災広場として活用できるほか、様々なイベント・憩いの場として活用できる芝生広場を計画し、試合開催時にはスタジアムと一体的な利用が可能な配置計画とすること。なお、配置に当たっては、発注者と協議の上決定すること。
- ・ スタジアムを含む中央公園広場全体の計画は、年間を通じたにぎわいづくりにより、マツダスタジアムと同等以上の集客が広域から実現されることを目指し、歩行者の回遊性を高め、日常的に人々が集まり散策できる魅力のある計画とすること。
- ・ スタジアム周囲の外構、屋外デッキ等（スタジアムコンコースと南側ペDESTリアンデッキ、広場等の地上部をつなぐデッキ、階段、スロープなどをいう。）を含む広場計画は、Park-PFI 事業による公募対象施設との連続性や一体性を含め、365日人々が集まりにぎわいのある空間を実現することを考慮した計画とすること。
- ・ 周辺住民への配慮の他、水辺空間や広島城など、周辺地域との連続性と調和したにぎわいづくりを目指した計画とすること。
- ・ 「サッカースタジアムと広場エリアに求められる機能等について(広島県意見)」を踏まえた計画とすること。

### (4) スタジアム内のゾーニングの考え方

- ・ 屋外動線及び屋内動線は、利用者にとって機能的で分かりやすく、安全性確保、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に配慮した計画とすること。
- ・ 観客、競技関係者、メディア関係者及び施設管理者など、様々な利用者の動線分離に配慮した計画とすること。なお、機能ごとの動線の考え方と、機能間の関連性については、【別紙19 機能連携図】を参照すること。

### (5) 景観への配慮

- ・ 広島市景観計画に基づき、都心に立地する多様な都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した景観づくりに寄与する計画とすること。
- ・ 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方に配慮すること。

### (6) 環境への配慮

#### ア 環境保全性に関する共通事項

自然換気、自然通風、十分な断熱性能を確保するなど、省エネルギー・省資源を実

現し、環境負荷の低減及びライフサイクルコストの削減を図ること。

#### イ 環境配慮目標の設定

- ・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE 広島) による評価を行うこと。なお、評価において、本市の重点項目である「地球温暖化対策の推進」の評価点4.0を目標とし、建築物の環境性能はAランク以上を目標に整備すること。
- ・ レジリエンス強化型 ZEB 建築を目指す計画とすること。
- ・ 省エネルギー性能は、「ZEB ready」以上かつ「BELS 認証」を目指す計画とすること。

#### ウ 環境負荷低減性に関する性能

##### (7) 適正使用・適正処理に関する性能

- ・ 「建設副産物適正処理推進要綱」及び「建設リサイクル推進計画 2014」に基づき、適正使用・適正処理に配慮すること。
- ・ 木材をはじめ資材の調達に当たっては、輸送にかかるエネルギー消費による排出抑制に努めるものとする。

##### (4) エコマテリアルに関する性能

- ・ 環境負荷低減に配慮した材料を積極的に採用すること。
- ・ 廃棄物等の再使用又は再生利用した資機材を積極的に使用すること。
- ・ 部分的な更新が容易となるように汎用性の高い規格化された材料などを使用すること。

##### (4) 省エネルギー・省資源に関する性能

- ・ 太陽光や風等の自然エネルギーを有効に活用する環境保全に関する技術の活用を図り、環境負荷低減を図ること。
- ・ 建築設備への負荷を抑制できる仕上げ材、電気・設備機器などについては、省エネルギータイプを使用すること。
- ・ 自然エネルギーの利用は、実用性ととも、来場者への環境啓発にも役立つよう配慮すること。

#### エ 周辺環境保全性に関する性能

##### (7) 地域生態系保全に関する性能

###### ア) 緑化の推進

- ・ 良好な都市環境形成及び地域や都市への熱負荷の低減のために緑化を行うこと。
- ・ 緑化維持のための灌水方法は、省力化、省エネルギー化、省資源化に配慮して計画すること。

###### イ) 地域や都市への熱負荷の低減

- ・ 構内舗装に保水性舗装等を採用し、熱負荷の低減を図ること。
- ・ 使用材料については、自然材料、リサイクル材料、メンテナンスフリー材料等



の採用に係る検討を行い、ライフサイクルコストの低減及び環境負荷低減に効果のある材料を選定すること。

#### (4) 周辺環境配慮に関する性能

- ア) 日照障害
  - ・ 隣接敷地への日照障害の影響を低減する計画とすること。
- イ) ビル風（風害対策）
  - ・ 適切な低層部の配置や樹木等の設置により影響を軽減すること。
  - ・ 外部に接する出入口や、外部空間において、ビル風により快適性が損なわれることがないように計画すること。
  - ・ 必要に応じて風洞実験等のシミュレーションにより安全性の確認を行うこと。
- ウ) 雨水流出抑制
  - ・ 条例に従い、雨水流出抑制施設を設置すること。
- エ) 排気・廃熱
  - ・ 周辺環境や公園利用者への影響を低減する計画とすること。
- オ) 騒音・振動
  - ・ 試合開催時の周囲への音伝搬、振動伝搬について検討し、周辺環境への影響を低減する計画とすること。
- カ) 光害
  - ・ 窓、外壁等の反射光に関し、周辺環境への影響を低減する計画とする。また、外灯の上方光束の抑制に配慮した計画とすること。
  - ・ スタジアムの照明による周辺環境への影響を低減する計画とすること。
- キ) 塩害対策
  - ・ 外気にさらされる金属類、仕上げ、設備機器等は塩害対策を行うこと。
- ク) 交通対策
  - ・ 試合やイベント終了後に多数の来場者が帰宅する際、公園北側の住宅地へ歩行者及び自動車が流入しないように、植栽帯やフェンス、ゲートなどによる対策を講じ、運営者が歩行者の誘導管理をしやすい公園の動線及び出入口の計画とすること。

#### (7) 防災性の考え方

- ・ 中央公園広場は、地震、大雨洪水及び大規模な火災等の際の指定緊急避難場所として使用する。自然災害発生時に対応可能な防災広場を始めとする防災機能を整備するほか、スタジアムは災害時の避難者や帰宅困難者等の受け入れに対応した計画とすること。
- ・ また、競技やイベントの開催時には、多数の観客等が集まることから、観客等の安

全の確保を特に考慮して計画すること。

- ・ 平常時だけでなく、災害時においても信頼性・安全性の高い設備計画とすること。

## 2 建築計画に関する要求水準

### (1) 外装・屋根計画

- ・ 外装は、外皮としての性能を十分に満足し、耐久性及びメンテナンス性に優れた計画とすること。
- ・ 外装材は、近隣への日射による反射光の低減に配慮した計画とすること。
- ・ 外装材の仕上げ及び色彩が、周辺の環境と調和した計画とすること。
- ・ 人、自然、街がつながる、開かれたスタジアムであることが外観に表れた計画とすること。
- ・ 敷地特性を活かし、サンフレッチェ広島のチーム名の由来と広島城との融和性、川沿いの景観を考慮する等、周辺環境との調和に配慮しつつ、広島の新たなシンボルとなるサッカースタジアムにふさわしい外観とすること。
- ・ 観戦環境と競技環境それぞれが、快適となる屋根形状を計画すること。
- ・ 観客が濡れずに観戦できる環境とできるように、屋根は全ての観客席を覆う計画とすること。
- ・ フィールドの天然芝育成の為、日照と通風の確保に配慮した外装及び屋根の計画とすること。
- ・ 隣接する住宅地への騒音や照明の漏れ光が与える影響を抑えられる計画とすること。

### (2) 配置計画

- ・ フィールドはゴールポストに相対する方向を南北軸とする配置とすること。
- ・ メインスタンドは西側、バックスタンドは東側の配置とすること。
- ・ ホーム用ゴール裏スタンドは原則南側の配置とすること。

### (3) 動線計画

#### ア 共通事項

- ・ 観客の動線は、基本計画において設定されている4つのアクセルートから建物の観客用出入口へのアクセスが円滑に行えるよう計画すること。
- ・ 南側ペデストリアンデッキからの来場、退場者の滞留が無い円滑なアクセスが行えるよう計画すること。
- ・ 東側広場からコンコースへスムーズにアクセスできる計画とすること。
- ・ 空鞆（そらざや）橋方面からの歩行者が、車路の横断なく、コンコースへ直接アプローチできる計画とすること。
- ・ 東側広場から基町環境護岸まで往来できる、回遊性のある動線計画とすること。
- ・ 車両動線と歩行者動線は、安全性確保のため、適切に分離した計画とすること。
- ・ 観客の歩行空間については、安全で円滑な動線を確保するため、入退場時等の利

用者集中を考慮し、十分な幅員や適切な形態とすること。

- ・ 観客、施設関係者（選手、チーム関係者、大会運営者、メディア関係者、施設管理者、VIP・VVIP等をいう。以下同じ。）やサービス、搬出入の動線は交錯がないように配慮した計画とすること。
- ・ 選手、審判、メディア関係者、大会運営者等、各諸室から駐車場及びピッチへ通ずる動線は利用者の目的に応じて分離して運用できる計画とすること。
- ・ 試合開催時は、試合観戦者を含むスタジアム利用者と公園利用者の動線が分離できる計画とすること。
- ・ ペDESTリアンデッキほか、建物入口への移動は、車いす使用者等が無理なく移動可能な手段を計画すること。
- ・ 昇降機設備を適切に配置し、観客の移動や管理運営、サービスの提供が円滑に行えるように計画すること。
- ・ 災害発生時に観客、施設関係者が迅速かつ安全に避難ができる計画とすること。
- ・ スタジアム内駐車場へアクセスする普通車両及び大型車両が、周辺交通の支障にならないように、適切な出入口を計画すること。
- ・ スタジアムを利用する為の車両は、緊急時を除き城南通りからの出入りを原則とし、北側道路への通り抜けを不可とする。ただし、近隣住民等を含む一般車両については、南北の通り抜けを可とする。
- ・ 観客用の団体バス、タクシー等が西側園路からアクセスできる位置にバス乗降場を計画し、城南通りへ転回できる計画とすること。
- ・ スタジアムへの車両出入口は、西側園路から2か所以上整備すること。
- ・ 救急車、消防車等の緊急車両が北側道路及び南側道路から進入できる計画（西側園路を経由する計画を含む）とするとともに、医務室やピッチ内まで迅速なアクセスが可能な計画とすること。
- ・ スタジアム内への車両出入口からフィールドへは、運営上必要な有効幅員、有効高さを確保した車路を複数整備すること。また、11t車、セミトレーラー等の通行に支障が無いように路面の耐荷重を考慮して計画すること。
- ・ 駐車場は、非試合日は公園の一般駐車場として利用する為、時間貸し駐車場として運用できる計画とすること。また、駐車場からは、広場エリア及び基町環境護岸へアクセスできる歩行者用の出入口と動線を計画すること。
- ・ 公園及びPark-PFI事業で計画する公募対象施設の管理用車両が園路等に進入できるように、西側園路からアクセスできる車路（スタジアム用駐車場を含む）及びセキュリティゲート等を整備すること。
- ・ 設備のメンテナンス動線を確保すること。（屋外にも必要に応じて確保すること。）
- ・ 原則として、全ての歩行経路は段差がない計画とすること。

## イ 利用者ごとの動線計画

### (7) 選手等

- ・ 選手及びチームスタッフ等（以下「選手等」という。）の利用者が、専用エントランスから選手更衣室等の選手諸室及びメインスタンド側中央部分からフィールドへアプローチできる動線を計画すること。
- ・ 競技を終了した選手等が、フィールドからミックスゾーンやドーピングコントロール室へスムーズにアプローチできる動線を計画すること。
- ・ 選手等、監督の記者会見室へのルートは、メディアとの交錯のない計画とすること。
- ・ センタートンネルを含めた3か所以上のフィールドへの出入口を整備すること。

### (4) 観客（一般者関連）

- ・ 観客席のエリア区分を明確にし、観客以外の動線と交錯しないように計画すること。
- ・ スタジアムへは専用の入場ゲートを経由し観客席へアクセスする計画とすること。
- ・ 入場ゲートと退場ゲートを使い分けできる計画とすること。
- ・ 建物入口前は、入場時のチケットニング、手荷物検査を含むセキュリティチェックなどを実施するスペースと来場者の滞留を考慮し、十分なスペースを確保した計画とすること。
- ・ ホームサポーターとアウェイサポーターの動線の分離に配慮すること。
- ・ 車いす使用者が車いす使用者席へアクセスし易いバリアフリーに配慮した計画とすること。

### (5) 観客（VIP・VVIP 関連）

- ・ VVIP の本施設へのアクセスは、車両のみとし、公道から車寄せまでの車路を計画すること。
- ・ VIP の本施設へのアクセスは、徒歩及び車両（タクシーを含む。）とすること。
- ・ VVIP の車両動線として、緊急時の退避用に別ルートを計画すること。
- ・ VIP 及び VVIP は専用のエントランスホールから関連諸室へ専用の動線を計画すること。
- ・ VVIP の通路は、関係諸室（専用トイレを含む。）から緊急時の退避用に別の動線を確保できる計画とすること。
- ・ 競技大会において、VVIP のホスピタリティエリアから競技関連エリアへの動線を計画すること。

### (1) メディア

- ・ 選手等、VIP 関連及び観客エリアへ原則として進入できない計画とすること。

- ・ 車両乗降スペースから、各諸室（選手等、VIP 関連及び観客エリアを除く。）へスムーズにアクセスできる計画とすること。
- ・ ミックスゾーンまで選手動線と交錯しない動線を設けること。

**(オ) サービス**

- ・ サービス動線は、観客動線と分離した計画とすること。
- ・ 売店（飲食物販のサービスを目的とし、スタジアムに整備された室をいう。）用の車両及びケータリング搬出入車両の駐車スペースは、本施設内部の搬出入口に近い場所に設置すること。また、適正な駐車場計画により、他の車両動線との交錯や混雑のない計画とすること。
- ・ イベント用の搬出入及び設営準備用の車両は、メインコンコース（来場者の主要な出入口から接続し、スタジアム内で最も来場者の交通量と飲食物販等のサービスが多くなるコンコースをいう。）や屋外デッキに計画する飲食物販やイベント用のスペース及び売店へ、直接アクセスできる管理用の動線を確保すること。

**(カ) 施設管理者**

- ・ 清掃、点検及び搬出入に支障がないように、適切な数量、サイズ、積載荷重の昇降機設備を配置、計画すること。
- ・ 点検・補修及びイベント設営等の対応を考慮し、屋根部など高所に計画するキャットウォークへ機器や資機材等を容易に搬出入できるアクセス手段を計画すること。

**(4) セキュリティ計画**

- ・ 試合開催日、非試合開催日に関わらず、施設関係者エリアはセキュリティラインが確保される計画とすること。
- ・ 施設関係者と観客が明確に分離できるセキュリティ計画とすること。
- ・ 最新の ICT の活用等により、高度なセキュリティ環境に対応できる計画とすること。
- ・ 入場ゲートラインを設定し、施設関係者及び観客と公園利用者とのエリアを明確に分離できる計画とすること。
- ・ 非試合開催日はスタジアム廻りの屋外デッキやコンコースなどを一般市民が散策できるように、可動式のゲートフェンス等により、運用でセキュリティラインを変えられるような計画とすること。
- ・ 観客用の入場ゲートラインを設定し、チケット対応が行える計画とすること。
- ・ 手荷物検査などを実施するため、入場口付近には来場者が滞留できるスペースを確保すると共に、雨天時においても検査を円滑に実施できるように、検査スペース等は

雨に濡れない計画とすること。

- ・ 入場ゲート付近は、シャッター等による安全対策を計画すること。また、電子チケットの他、金属探知機、顔認証システム、非接触型体温計測機等、電源配線が必要となる検査を考慮し、設置想定箇所には電源と配線ピット等を整備すること。
- ・ 多機能化施設は、非試合日も日常的な市民利用が可能となるセキュリティ計画とすること。

#### (5) 警備計画

- ・ 情報の集約を行う防災センターを設置すること。また、設置に当たっては消防等の関係機関と協議を行うこと。
- ・ 管理事務室は、防災センターと近接し、大会主催者との連絡がスムーズに取れるような計画とすること。
- ・ 警察と消防の連携がスムーズに行える計画とすること。
- ・ 緊急時の対応のため、各スタンドへ関係者、スタッフ等の専用動線を確保すること。
- ・ 競技開催時において、監視カメラ・電気錠等により、観客、選手等、関係者等の安全が確保できるセキュリティ計画とすること。
- ・ 場内各所の状況把握の為に、効率的に監視カメラを配置すること。配置場所は、各出入口、スタジアム外周部、駐車場及びバイク置場の他、建物の死角となる部分など、利用者の安全に配慮して計画すること。
- ・ 監視カメラは、管理事務室及び防災センターで監視・操作できる計画とすること。

#### (6) バリアフリー計画

##### ア 車いす使用者

- ・ 車いす使用者席及び同伴者席は、水平・垂直的に分散して配置し、車いす使用者が様々なエリア（スタンド各層）から観戦できる環境を整備すること。
- ・ 車いす使用者席及び同伴者席は、各コンコースから段差なくアクセスできる場所に確保すること。
- ・ 車いす使用者の施設利用が想定される階にはエレベーターを設置し、スタンド各層へのアクセスが容易となる環境を整備すること。また、災害時においても、円滑な避難が可能な環境を整備すること。
- ・ 車いす使用者の視認性に配慮したサイトラインの確保については、日本人の平均身長や履物の高さに配慮するとともに、車いす使用者の眼高に配慮して計画すること。
- ・ 車いす使用者の座席は、前列の人が立ち上がってもピッチが見える計画とすること。
- ・ 大型ベッド付の車いす使用者対応トイレを設置し、大人の着替えにも対応できる

ように計画すること。

- ・ 敷地出入口から建物出入口までの移動経路は、段差のない計画とすること。
- ・ 各種サインは、車いす使用者の視認性に配慮して計画すること。
- ・ 車いす置き場を客席に近接して確保すること。

#### イ 視覚障害者

- ・ 視覚障害者の安全かつ円滑な移動を目的として、音声誘導装置や点字サインを、主要な出入口やトイレ出入口等に適宜設置すること。
- ・ 音声誘導装置は、視覚障害者が所持している送受信機により、音声案内を流す電波感知方式の音声誘導装置を設置すること。
- ・ 視覚障害者が、安全かつ円滑に移動できるよう視覚障害者誘導ブロック等を設置すること。
- ・ カラーバリアフリーに配慮したサイン計画とすること。
- ・ 視覚障害者に配慮した各種サインを計画すること。

#### ウ 聴覚障害者

- ・ 聴覚障害者等の補聴支援として、集団補聴設備を観客席900席以上に整備すること。
- ・ 災害時に聴覚障害者が一人で取り残される可能性のあるトイレ、授乳室等には、フラッシュランプを設置すること。
- ・ 各種サインは、聴覚障害者の利用に配慮した計画とすること。

#### エ 知的、精神、発達障害者等

- ・ 心身状況の変化により休息及び休憩が必要となる場合があるため、休憩施設を適切に設置すること。
- ・ 同伴者とともに利用できるトイレを計画すること。
- ・ 発達障害者のための観戦環境としてセンサリールームを設置すること。

#### オ 高齢者等

- ・ 高齢者等、様々な身体状況の観客の移動に配慮した環境を整備すること。
- ・ 各階コンコースに配置したトイレ内には、必要箇所に手すりを設置し、様々な身体状況の観客が利用しやすい環境を整備すること。
- ・ 各種サインは、高齢者等にとっても見やすいサイズや色づかいとすること。
- ・ 階段については段鼻のコントラストに配慮するなど、安全性を確保すること。

#### カ 子供連れ利用者

- ・ 託児室、授乳室をスタンド各層に設置するとともに、キッズスペースを設置して、子供を預け遊ばせるスペースを確保することで、子供連れの利用者も安心して試合等を観覧できる環境を整備すること。
- ・ トイレには、ベビーチェア・ベビーシートを設置したブースを設けるとともに、授乳室を各層に配置すること。



- ・ ベビーカー置き場を客席に近接して確保すること。

#### キ 外国人利用者

- ・ 外国人の来場を想定し、ピクトグラムなどの言語以外の表示や、多国語表記のサインを設置すること。

#### ク その他

- ・ スタジアム全体の案内のための総合案内所を設置すること。
- ・ 車いす利用者対応トイレやオストメイト対応トイレを、客席の種類に応じてコンコースに設置し、様々な身体状況の観客が利用しやすい環境を整備すること。
- ・ エスカレーターを設置する場合は、乗降で、水平となるステップの枚数は3枚とすること。
- ・ エスカレーターの上下移動が容易に判別できる音声案内及び手すり点字サイン等を設置すること。

### (7) スタンド

#### ア サイトライン

- ・ サッカー開催時に全ての観客席からピッチ全てを見ることができるよう、各観客席からC値 60 mm以上を確保してサイトラインを構成すること。
- ・ 各観客席からの視線には、通路手すり等の障害物による見切れが生じない計画とすること。

#### イ メディア関連

- ・ 記者室や会見室などメディア関係者が利用するエリアに、電源、情報通信環境などの必要な要件を満たし、最新の設備にも対応した計画とすること。
- ・ メディアの中継車の配備やケーブル接続が容易に対応できる計画とすること。
- ・ イベント時の仮設設営に対応できる、スリーブなどのケーブルルートの確保に配慮した計画とすること。
- ・ 関係者以外の出入りができないように、可動式のチェーン等を設置し、運用に応じて区分けできるような計画とすること。

#### ウ テレビカメラポジション

- ・ スタジアム標準の規定を遵守し、関係者と協議の上カメラポジションを計画すること。
- ・ カメラからピッチ全体を見渡せる位置に配置すること。また、カメラポジションから、チームベンチ等がタッチラインに干渉しないよう配慮すること。
- ・ カメラが観客からの視線に干渉し、見切れとならない配置計画とすること。

#### エ 車いす使用者席、同伴者席

- ・ ユニバーサルデザインの観点から、車いす使用者席はスタンドの各層に設け、入退場の円滑化、避難時の安全性を考慮し整備すること。

- ・ 同伴者用座席を設けること。

**オ 観客席の通路**

- ・ 縦通路は、観客の移動に支障がないように、できる限り均等間隔で配置し、安全性に配慮すること。
- ・ 縦通路については、上下移動の際に観客が転倒しないよう、手すりを設けるなどの安全性に配慮した整備とすること。
- ・ フィールドから各スタンドへ直接移動できる出入口を設置すること。ただし、セキュリティ管理ができる計画とすること。

**カ 観客席の性能**

- ・ スタンドとピッチが近接することや、スタンドの勾配に配慮するなど、臨場感、躍動感や一体感を感じられる観戦環境を計画すること。
- ・ 座席は、高密度合成樹脂成型品等の耐久性に優れ、故障及び破損に対して容易に交換できる製品とすること。
- ・ 背付、跳上座面とすること。
- ・ 席の前後間隔は、観客の膝が前席の背に当たらない間隔とすること。
- ・ 全席カップホルダーを設置し、使い勝手の良い位置に設けること。
- ・ 席番プレート及び列番プレートを設けること。
- ・ 記者席の机などで見切り席ができないように座席を配置すること。
- ・ 縦通路間の席数は多すぎない計画とし、観客が離席しやすい席数と前後幅の寸法の確保に配慮すること。
- ・ スタジアムにふさわしい色彩計画とする。

**キ 座席の個別性能**

座席種別	性能
一般席	【寸法】 W500以上×D850以上 但し、南北面スタンドの段奥行寸法については、設計段階において計画に応じて発注者と協議の上、設定する。
車いす使用者席	【寸法】 W900以上×D1,400程度
同伴者席	車いす使用者席と同寸法とする。
VVIP席	【寸法】 W650以上×D1,100以上 【仕様】 ハイグレードタイプ（肘掛付、クッション付、カウンター付）
VIP席	【寸法】 W600以上×D1,000以上 【仕様】 ハイグレードタイプ（肘掛付、クッション付）
メディア席	【寸法】 W700以上×D1,600以上（記者席（机有）、実

	況放送席（机有） 【寸法】 W500以上×D850以上（記者席（机無）） 【仕様】 各席に電源、LAN配線を備える。
--	--

※ 上記以外の多様な観客席については、一般席及びVIP席に準じた計画とすること。

#### ク その他

- ・ スタンド直下の室内及び観客席に、漏水しないよう適切に防水処理を施すこと。
- ・ スタンド最上段及び屋根等へ機材搬出入できる動線を確保すること。

#### (8) コンコース

- ・ 観客の往来が円滑で安全性を保つ観点から、幅員の変化をできる限り少なくし、往来を妨げるような突出物が無いように計画すること。併せて、観客の待機列を想定し、売店とトイレの配置について、適正に計画すること。
- ・ 混雑時にも待機列により通路が塞がれることがなく安全に移動できるように、十分な幅員を確保すること。
- ・ メインコンコースは、コンコースから試合の様子が分かるようにピッチへの視線が確保された計画とし、分断されることなく周回できる計画とすること。
- ・ コンコース周りには、売店の他、飲食物販やイベント等、様々なサービスを提供できるスペースを計画し、利便性や快適性、来場体験の向上を図り、観客に十分なサービスを提供できること。
- ・ ハーフタイム等のトイレや飲食物販サービスの利用による混雑の緩和対策として、ICTの積極的な活用に対応した計画とすること。
- ・ 飲食、物販用の搬入車両が進入できる計画とすること。
- ・ 屋根等で覆われていること。
- ・ 天井は高く、サインを有効に配置し、視認性の高い空間とすること。
- ・ メインゲートは、来場者への視認性が高く開放性の高い計画とすること。
- ・ 試合のない日も、コンコースの部分利用や、歩行者空間として利用できるような計画とすること。

#### (9) 屋外デッキ等

- ・ スタジアム外部には、南側ペデストリアンデッキ及び基町環境護岸方面に接続する屋外デッキを計画すること。
- ・ コンコースと連続性のある計画とすること。
- ・ コンコースと併せて公園利用者が日常的に散策できる計画とすること。
- ・ 試合時の南側ペデストリアンデッキから来場する歩行者の交通量を考慮し、十分な幅員と滞留スペースを確保すること。

- ・ イベント時には、仮設店舗やテント等を設営できる計画とすること。
- ・ 飲食、物販用の搬入車両が進入できる計画とすること。
- ・ スタジアム東側の広場と一体的な利用ができるように、歩行者が広場から直接アクセスできるよう、スロープをメインとして設置し、階段、エレベーター等も計画すること。
- ・ 空鞆橋方面からメインコンコースへは、直接アクセスできる階段等を計画すること。また、太田川堤防までの動線を設ける場合は、受注者において河川管理者との協議を行うこと。
- ・ 試合終了後、帰宅する来場者に対し、渋滞や滞留などによる過度なストレスがかからないように、階段、スロープなど適切な配置とすること。

#### (10) ホスピタリティ機能

- ・ プロサッカーリーグや国際試合等におけるVVIPなどホスピタリティやセキュリティの面で特別な配慮が必要な観客等のための諸室を整備すること。
- ・ 座席やラウンジ等はホスピタリティの向上に加え、インテリア計画、サービス提供など高い付加価値を提供できる計画とすること。
- ・ ラウンジは、VIPやスポンサー企業のほか、一般利用者向けにも利用できる計画とすること。
- ・ VIP及びVVIPを特定するための専用の受付を設けるとともに、VIP・VVIP以外の者の容易な進入を防ぐ計画とすること。
- ・ VIPラウンジ及びVVIPラウンジに隣接して、飲食、休憩を行うことのできるラウンジ、パントリー、厨房、各室専用の洗面所などのサービス施設を整備すること。
- ・ 試合のない日は会議室やパーティ会場として利用可能な計画とすること。

#### (11) 多機能化施設

- ・ 県内外から広く集客する機能の導入を見据え、コンコースや広場エリアと一体的に利用ができるなど、年間を通じてのにぎわい創出にも貢献できるよう、日常的に利用しやすく、開かれた空間として計画すること。
- ・ 各テナント区画は、設備などの制御、計量及び課金ができる計画とすること。テナント条件等は【別紙5 多機能化施設等の区分及び条件】【別紙18 諸室等性能表】による。ただし、区画数等については、設計段階で変更となる可能性がある。
- ・ 各テナント区画から物品などの搬出入動線は、搬出入がしやすく、セキュリティや施設管理に支障がない計画とすること。
- ・ 非試合開催日も外部から直接利用できるセキュリティ計画とすること。
- ・ 試合開催時の観客動線、観客席へのサービス提供を考慮した配置計画とすること。

(12) トイレ

- ・ 下記の基準を最低基準とし、衛生器具個数を算出すること。
- ・ 混雑を緩和するよう衛生器具数の計画、滞留スペースの計画、歩行者が交錯しないような動線計画など、来場者の快適性に配慮した計画とすること。
- ・ イベント内容に応じ、男女比の比率を変更できるような工夫を施すこと。
- ・ ハンドドライヤーを設置できる計画とすること。
- ・ 女性トイレは、洗面台前に鏡を設けず、別途鏡付き化粧コーナーを設ける等、室内に滞留が生じにくい設計とすること。
- ・ 温水洗浄便座の電源コンセントを設けること。なお、詳細は【別紙 18 諸室等性能表】を参考とする。
- ・ LGBT に配慮した計画とすること。
- ・ トイレの混雑緩和対策として、来場者に混雑状況を伝達するサービスを提供できるように、センシング等の情報設備システムを整備すること。また、混雑情報はトイレ前のサイネージへ表示するほか、携帯アプリとの連携が取れるシステムを導入できる計画とすること。

ア 一般観客席用トイレの衛生器具の個数算定

- ・ 衛生器具の個数は原則として、下表の数値以上を設けること。また、競技等による観客の男女比構成割合の変化に対応できる計画とすること。

男女別	器具種別	衛生器具数
男性	小便器	10個/1000人
	大便器	5個/1000人
	洗面器	5個/1000人
女性	大便器	20個/1000人
	洗面器	7個/1000人

イ 一般観客席用車いす使用者対応トイレの室数算定

- ・ 車いす使用者対応トイレは、車いす使用者席 15 席に 1 箇所以上の割合で設けること。車いす使用者対応トイレは、車いす使用者席の近傍とすること。
- ・ 車いす使用者対応トイレの 1 以上は男女共用トイレ(多様な同伴者の介助を想定)とすること。

ウ 一般観客席用多目的トイレ

- ・ オストメイト用設備、乳幼児用設備を設置すること。
- ・ 客席 5,000 人に 1 か所以上設置すること。
- ・ 車いす使用者対応トイレは、多目的トイレと兼用して良いものとする。

## エ VIP・VVIP 席用の衛生器具の個数算定

- ・衛生器具の個数は次表の数値以上を設けること。

男女別	器具種別	衛生器具数
男性	小便器	1 個／50人
	大便器	1 個／120人
	洗面器	1 個／80人
女性	大便器	1 個／35人
	洗面器	1 個／50人

- ・車いす使用者対応トイレ、乳幼児用設備を設置すること。

## オ その他

- ・施設管理者、大会スタッフ等のために、必要なトイレを計画すること。
- ・諸室に設置するトイレは【別紙 18 諸室等性能表】により計画すること。
- ・スタジアム用トイレとは別に、観客用ゲート付近に外部から使用できるトイレを設置すること。

## (13) 駐車場など

## ア 全般

- ・駐車場は施設全体として法的根拠による附置義務台数を満足するよう整備すること。
- ・非試合開催時には一般開放される有料駐車場として使用できる計画とすること。
- ・一般開放を原則とするが、試合開催時は一般開放せず関係者のみが利用できるようセキュリティ管理が可能な計画とすること。
- ・試合開催時は対人によるゲート管理が可能なように、各車両ゲートには管理小屋を計画すること。
- ・駐車場計画については、利用者別（選手等・VIP・運営関係者・メディア関係者）の動線計画に配慮し、スムーズな入退場・搬出入等がしやすい配置を計画すること。
- ・駐車場に関する動線や出入口の条件については、(3)動線計画を参照すること。
- ・駐車する車両は、普通車、大型車とし、高さ 4.1m の車両の通行が可能な車路を整備すること。ただし、普通車しか通行しない範囲については、有効高さについて、その限りではないものとする。
- ・車路の有効高さは、車両の傾斜、バウンドに配慮し、クリアランスを確保した計画とすること。また、転回軌跡を考慮した安全で円滑なサービス動線を確保すること。
- ・駐車場内に車両が転回できる車路を整備すること。

**イ 選手等**

- ・ 選手・チーム用の駐車場は、選手等動線を考慮して整備すること。
- ・ チーム更衣室に近い位置に、選手バスの車寄せを整備すること。

**ウ 観客（一般者関連）**

- ・ 一般来場者は原則として公共交通機関を利用する計画とする。ただし、車いす使用者用駐車場は法令に基づき適切に整備すること。
- ・ 車いす使用者用駐車場区画は、ゲートにアクセスしやすい場所に十分な台数を設置すること。

**エ 観客（VIP・VVIP 関連）**

- ・ VIP 用と VVIP 用の専用駐車場を計画する。
- ・ 専用入口の近くに車寄せを整備すること。
- ・ VVIP 用駐車場の出入口には、車両突入防止対策（ボラード等）を行うこと。

**オ メディア関係者**

- ・ メディア関係者用駐車場は、メディア関係者のエントランスに近接して整備し、選手等と交錯しない計画とすること。

**カ テレビ中継**

- ・ テレビ中継車、衛星車、電源車、機材車、支援車ほかイベント用車両の待機場所として、駐車できるスペースを確保すること。
- ・ ケーブル敷設に支障のない計画とすること。
- ・ 電源、端子盤、館内共聴を設置すること。

**キ サービススタッフ用**

- ・ スタッフの為の駐車スペースを確保すること。
- ・ 大型搬入物トラック用、保冷車用駐車場を確保すること。
- ・ 売店用、ケータリング等の搬入車両はスタジアム内部の搬入口に近い場所に設置すること。

**ク 緊急車両**

- ・ 警察、消防、救急車等の緊急車両用駐車場を設置すること。
- ・ 救急車がピッチ内まで入れる動線を確保すること。
- ・ 救急車が医務室の近傍に駐車できる計画とすること。

**ケ 駐輪場など**

- ・ 駐輪場は、施設管理者用に整備することとし、台数は施設管理者と協議の上決定すること。
- ・ バイク置場は一般利用を想定し、300 台以上整備すること。出入口は西側園路からアクセスできる計画とすること。

**コ その他**

- ・ 駐車場セキュリティ外には、団体バスや関係車両が北側道路へ抜けることなく、

城南通りへ転回できるように、ロータリーなどの転回スペースを計画すること。

- ・ ロータリーを設ける場合は、試合開催日以外に一般車両が進入できないように、ボラード等で進入制限ができる計画とすること。
- ・ 駐車場セキュリティ内にバス及びタクシーが転回できるスペースを整備し、待機車両の駐停車による一般交通に影響のない計画とすること。

#### (14) 内部諸室計画

##### ア 共通

- ・ 各室に求める性能は、【別紙 18 諸室等性能表】による。
- ・ 仕上計画は、各室の用途、機能に応じ、長寿命で耐久性に優れ、かつ清掃、補修及び点検がしやすいなど、維持管理に配慮した材料、工法を選定すること。
- ・ 内装仕上げは、危険な凹凸を避けるなど利用者の安全性に配慮した材料とすること。
- ・ 各室の用途、機能及び配置場所に応じて、断熱材や吸音材の設置などを十分検討し、採用すること。
- ・ 喫煙所を適切な場所に計画し、換気装置を設置すること。
- ・ 様々なイベント等による仮設対応を想定し、各諸室はケーブル用の予備スリーブを計画し、各諸室にいたる廊下は仮設ケーブルの増設をしやすい計画とすること。
- ・ 仮設のケーブルルートとして利用が想定される経路にある建具は、ネズミ口の設置や予備ルートを計画する等、常時閉鎖、常時開放に関わらず、特別な対応をすることなく運用ができるような計画とすること。
- ・ 鋼製の材料は、下地も含め防錆処理を行うこと。

##### イ 間仕切り壁

- ・ 専用部と共用部との間仕切り壁は、スラブからスラブまでの壁とし、グラスウール充填タイプとすること。
- ・ 便所の出入口が扉無しタイプであっても、間仕切り壁はスラブ～スラブまでの壁とし、グラスウール充填タイプとすること。
- ・ ガラスパーテーションのガラスは飛散防止フィルム貼りとすること。
- ・ 可動間仕切及び移動間仕切の遮音性能は、【別紙 18 諸室等性能表】の音環境に示された区分に応じ、壁に求められる遮音性能と同等の性能を確保すること。
- ・ 搬出入動線などで台車などが頻繁に通過する部分の建具には、キックプレートを設置すること。また、これらの動線上の廊下などのコーナーには、コーナーガードを設置すること。
- ・ 居室や共用部に面する間仕切り壁は、仕上げの不陸やクラックの発生防止に配慮した計画とすること。
- ・ 各部の用途に応じ、適切な巾木を設けること。



## ウ 天井

- ・ 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内装計画とすること。なお、特定天井に該当しない天井についても、安全性を確認し、必要に応じ補強などの措置を講じること。

## エ 階段

- ・ 鉄骨部材は現しを基本とし、構造材が仕上げとなることを考慮した表面処理とすること。
- ・ 利用者の安全に最大限配慮した計画とすること。
- ・ 落下防止策のほか、下部からの視線への配慮、並びに利用者が恐怖心を抱かないよう配慮すること。
- ・ 階段、吹抜などにガラス、手すりなどを設置する場合は、視線などに配慮した計画とすること。
- ・ 段鼻は明度に差をつけた色調とするなど段差を容易に認識できるよう配慮した計画とすること。
- ・ 原則として階段屈曲部、踊り場に段差を設けないこと。

## オ 耐火被覆

- ・ 原則として、半湿式ロックウール材など落下の危険性がある材料は使用しない、又は適切な落下対策を施すこと。
- ・ 外気にさらされる半屋外部分については、鳥などにより剥がされる恐れのない材料の選定又は防護対策を施すこと。

## カ 建具関係

### (7) 共通

- ・ 各種建具は、各室の使用内容に応じた計画とし、数量、開口部の大きさ、開き勝手及び各種仕様について【別紙 18 諸室等性能表】で指定するもの以外は、使用目的、条件を考慮し設定すること。
- ・ 各室の性能が確保できる建具の性能を有すること。
- ・ 日常行動及び交通、物流による衝撃で、欠損、剥離、傾き及び曲がりなどが極力生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとする。また、経年による反り、錆が発生しにくいものとする。
- ・ シャッターは、障害物感知装置などを設け、安全対策を講じること。
- ・ 自動扉は、安全センサ、可動扉部の安全柵及び防護扉の設置など、巻込み防止及び挟まれ防止などの安全対策を講じること。また、非常時開放装置を設けること。
- ・ 電気錠は、停電時にも運用できるものとする。
- ・ 錠の種類は、シリンダー本締錠又は各種シリンダー箱錠を原則とすること。
- ・ 鍵は、マスターキーシステム方式を採用し、マスターキーのグルーピング、予

備マスターキー、鍵違い本数の確保など建物管理に配慮した計画とすること。

- ・ 建具の仕上げは、周囲の壁仕上げ、色彩、グレード感などと整合したものとすること。
- ・ 常時開放型の防火設備などは、壁面から突出しない納まりとし、仕上げは周辺の壁面と同様の仕上げとすること。
- ・ 附属金物は、各種性能を満足するものとし、取手やクレセントなど操作部は、操作性や強度が確保された計画とすること。
- ・ 開き戸は、自閉機能を有すること。なお、防火戸や電気錠扉など性能上、機能上自閉することが求められる部分以外は、ストップ付きの自閉装置とすること。
- ・ ドアクローザーは、JIS規格のグレード1とすること。
- ・ 開き戸は、戸当たりや開放角度を制限する機構などを設け、扉の開閉時に壁などを傷つけない計画とすること。
- ・ 防音対策が必要とされる開口部については、音漏れが生じないような遮音対策を施した建具を採用すること。
- ・ 鋼製のものは、下地を含め、防錆処置を行うこと。

#### (イ) 各室出入口

- ・ 各室の機能や規模に応じ、収納家具、備品、間仕切ユニット及び設備機器などが搬出入可能な有効寸法を確保すること。
- ・ 自動扉は、【別紙18 諸室等性能表】で指定する箇所以外は有効開口幅を1,200mm以上確保すること。
- ・ 設備機械室など遮音が必要な室の扉は、気密型とする。廊下などに面する部分は、取り外し式のハンドルとすること。
- ・ 同一空間内の建具は、極力高さをそろえること。
- ・ 各室の廊下への出入口扉は、原則として開閉時に扉が廊下に突出しない計画とすること。ただし、各室の性能を満足し難い場合はこの限りではない。

#### (ロ) 外部出入口

- ・ 結露防止対策が講じられていること。また、結露水が室内におよばない構造とすること。
- ・ 必要に応じ、下部及び上部に水切りなどを設置し、浸水や壁面汚染防止対策を講じること。
- ・ 開閉機構及び開き勝手は、室内への浸水に配慮した計画とすること。
- ・ 屋上などへの出入口は、防水の立上げの上に設置されていること。その際、容易に出入りできるよう、階段などを設置すること。

#### (ハ) 外部窓

- ・ 外部窓は、原則として着席時に外部への視線を遮らずに見通せる高さ及び幅を確保すること。

- ・ 窓を開放して使用することが想定される室やガラリなどには防虫対策を講じること。
- ・ 開放可能な窓を設置する場合は、物品などの落下による事故の防止に配慮した仕様とすること。
- ・ 開口部の位置が低い場合は、手すりなどを設置し、落下防止対策を講じること。

(オ) その他の建具及び点検口など

- ・ 点検口の数量及び性能は、設置目的の機能を満足した計画とすること。その際、設置目的の点検、作業が無理なく行える位置に設置すること。
- ・ 点検口は、用途に応じた識別シールなどで外部からその用途を認識できるよう、計画すること。また、点検口の裏面に使用目的、点検方向などを明記した用紙を貼り付けること。
- ・ PS、DS 及び EPS などの点検扉は、更新及びメンテナンスなど作業時に立って出入りができるよう、高さは、2.1m 以上確保すること。なお、デザイン上の配慮が必要な部分の枠は、原則としてフラットバー枠又はつぶし枠とし、仕上げは周辺の壁面と同様の仕上げとすること。

(カ) 建具廻り

- ・ 居室などの外部に面する窓廻りには、ブラインドボックス(埋込み型)を設け、手動ブラインドを実装すること。
- ・ カーテン、暗幕の設置が必要な諸室等は、カーテンボックス(埋込み型)やカーテンレール等を設けること。
- ・ 建具と内外仕上げの取り合い部分は、変位などによる破損及び経年変化による隙間などが生じない計画とすること。

(15) 安全・防災計画

- ・ 災害に備え、十分な安全性と優れた防災設備を備えた整備を行うこと。
- ・ 避難安全検証を行い、緊急時の観客の避難安全性について確認すること。
- ・ 観客席から外部に出るまでの避難時間の短縮を考慮した計画とすること。
- ・ 避難階段はバランスの良い配置とし、スタンド出入口から階段に至るまでの避難通路は出入口の幅員以上を確保すること。合流する場合はその合計幅以上とすること。
- ・ 避難階段は管理用階段を除き、原則、各階専用とする。やむを得ず合流させる場合は、合流する階で階段幅を拡幅し、階段内での過度な滞留を防止すること。
- ・ 避難誘導のためのサインを適切に設置すること。
- ・ 階段、吹抜部、デッキ、コンコース、スタンドなどは落下防止対策に配慮した計画とすること。手掛、足掛などを考慮した落下防止対策を講じること。
- ・ 人の往来が多い場所に設置する開き戸は、安全性確保のため、ガラス入りを基本とすること。

- ・ 建具などのガラスは、原則として強化ガラスとする。なお、人体衝突に対する安全性を確保すべき箇所は、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針（財団法人日本建築防災協会）」によるものとする。
- ・ 全面ガラスなどの衝突の恐れのある部分は、衝突防止策（ライン、マークなど）を講じること。
- ・ 人の触れることの多い部分の間仕切り壁は、破損防止のため衝撃に対する十分な強度を有する工法、材料を採用すること。
- ・ 通路に設置する消火栓や消火器ボックスなどは、原則として通路に突出しないよう、壁埋め込みとし、面一納まりとすること。なお、原則として、仕上げは周辺の壁面と同仕上げとすること。
- ・ メンテナンスラップで床面からの高さが2 mを超える場合は、背かご付きとすること。
- ・ スタジアムの1階レベルは、浸水対策としてT.P. +4.4mを超える高さとする。
- ・ 災害時に既存の耐震性貯水槽を利用できる計画とすること。

## (16) 環境計画

### ア 自然環境

- ・ 施設の長寿命化により、将来的な建て替えや廃棄も含めた総合的な環境負荷低減を実現できる計画とすること。
- ・ グリラ豪雨、台風被害などを考慮した雨水排水計画とすること。

### イ 周辺環境

- ・ プライバシー保護や騒音対策、振動対策など、周辺環境に十分に配慮すること。
- ・ 建物からの排気は、周辺環境や周辺建物への配慮を行うこと。
- ・ 風害による歩行者や周辺環境への影響をできる限り抑えた計画とすること。

## (17) サイン計画

- ・ サインは、各室の配置及び機能又は名称を表示し、統一性があり建築空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置及び表示内容とすること。
- ・ 施設名称サイン、インフォメーションサイン、エリアサイン、誘導サイン、階数サイン、室名サイン、避難経路サイン、ステップサイン、点字案内サイン（触知案内図を含む。）、駐車場サイン、エレベーターサイン、エスカレーターサイン、手すり点字サイン、インターホンサイン、ピクトサイン及び衝突防止マーク等を適宜整備すること。
- ・ 主要なサインの言語は4か国語（日本語、英語、中国語、ハングル）に対応し、主要な音声案内の言語は、2か国語（日本語、英語）に対応できるようにすること。
- ・ 主要な出入口には総合案内板を設置すること。特にスタジアムへ来場者がアプロー

チする歩行経路には適切に配置すること。

- ・ 駐車場（自動二輪車用含む）の案内サインは、利用者が迷わず識別できるよう、適切な計画とすること。
- ・ 駐車場入口には、通常の満空表示に加え、車いす利用者用駐車場の満空表示を設けられるよう、機器設置スペース及び配管を計画すること。
- ・ 各種基準などの適用に応じて必要となる表示、サインなどを適切な位置に設けること。

#### (18) 維持管理計画

- ・ 設計耐用年数 65 年を想定し、維持管理及び修繕費などのライフサイクルコスト低減効果の高い建物とすること。また、外構についても、維持管理や植栽管理のしやすさに配慮して計画すること。
- ・ 設備機器の更新や耐久性の高い内外装仕上げ材を採用するなどメンテナンス性、修繕の容易性に配慮した計画とすること。
- ・ 手摺など、外部に露出する金属部材は、耐候性、耐久性に配慮した部材、仕上げを採用すること。
- ・ 日常メンテナンスが安全に実施できるよう、安全対策を講じること。
- ・ 外装などの日常的なメンテナンスは、仮設足場が不要で、安全かつ効率的に行うことのできる計画とすること。
- ・ メンテナンス用歩廊などを設置する場合は、次の記載を満たす計画とすること。
  - 手すりの設置、安全带フックの取付場所など、作業者の安全に十分配慮した計画とすること。
  - 施設利用者が容易に立ち入ることができない措置を講じること。
  - 歩廊は外観などデザイン性にも配慮すること。
- ・ 多機能化施設は、テナント入れ替えに伴う各種工事の際に、当該テナント以外の部分への影響が最小限となるよう計画すること。
- ・ 適正な階高、積載荷重の設定及び設備や間仕切り変更が容易なフレキシビリティの確保など、用途変更や改修に対応でき、長期使用に耐え得る計画とすること。
- ・ 将来の改修や更新などに容易に対応できるよう、梁や設備スペースの床など躯体への予備スリーブの確保などに配慮した計画とすること。
- ・ 将来の情報通信技術などへの対応が容易な計画とすること。
- ・ 設備等更新に伴う搬出入経路を確保し、維持管理を容易に行うことができる計画とすること。
- ・ 維持管理上、必要な部分には、来場者などが立ち入りできないよう措置を講じること。
- ・ 定期的に必要となる点検や、メンテナンスなどによる設備停止の際にも、施設機能

維持に支障がないよう、総合的に計画すること。

- ・ 屋上などに設置する機器の基礎などは、機器更新時や防水更新時に共連れ工事が発生しないよう、高床の架台（床下有効1.5m以上）とするなど更新性に配慮した計画とすること。

#### (19) 木材利用

- ・ 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」及び「広島県産木材利用促進条例」の趣旨を尊重し、木材利用の促進を図り、製材、CLT等の集成材、合板等の木材を可能な限り利用する計画とすること。

#### (20) その他

- ・ 定礎（定礎板）を1箇所、適切な位置に設置すること。大きさは、600mm×800mm程度とし、指定彫込文字、銅製収納ボックスを設置すること。
- ・ 寄附銘板を設置すること。
- ・ 非常用発電機などに必要となる煙突などの確保を適切に行うとともに、設置に際しては、景観などに配慮した計画とすること。
- ・ 屋上に室外機などを設置する場合は、周辺からの景観や、敷地内外からの見下ろしなどに配慮した対策を講じること。
- ・ 危機管理機能を維持するために、電気室、機械室などの重要室は、津波の影響のない地上階に配置すること。また、近接する諸室等に対する電磁気の影響、防音・防振対策に配慮すること。
- ・ 多機能化施設の室外機及び換気増強用機器を設置できるように計画すること。
- ・ 多機能化施設用の自家発電機を設置できるように計画すること。
- ・ 地上階での水槽類の設置は、水槽などが破損した場合の下階への漏水防止に配慮し、配置の検討及び漏水対策を十分に行うこと。
- ・ 地下ピットは、計画に応じて非常時雑用水貯留槽、雑用水槽、排水槽、非常時排水貯留槽、消火水槽、消防用水、蓄熱槽、雨水抑制槽、雨水貯留槽及び湧水槽などを適宜設けること。
- ・ 非常時に使用を想定する水槽については、「補給開始の水位」と「ポンプの空転防止の水位」の間において必要な水量が確保できる容量を確保すること。
- ・ 各種地下ピット、水槽などの仕上げは、用途に応じ適切な性能を有する計画とすること。
- ・ 各種地下ピット、水槽などは、直上階の室などの配置、メンテナンスに配慮した計画とし、結露などが発生しないよう、留意した計画とすること。
- ・ 各種地下ピット、水槽などに設ける人通口は、マンホールから2くぐりまでを原則とし、マンホールの位置を容易に把握できるよう、表示を行うこと。なお、人通口に

は、手掛け、足掛けを設けること。

- 雨水貯留槽及び雑用水槽については、フィールド散水に配慮し、コンクリート中のアルカリ分が溶出しないよう、適切な仕上げとすること。

### 3 構造の要求水準

#### (1) 基本方針

まちなかにおけるシンボリックかつ大規模な構築物となることを意識し、景観にも配慮しながら、大規模施設建築物としての高性能の水準を備えた安全な構造とする。

##### ア 構造安全性の目標

- 耐震安全性については、大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建物を使用できることを目標とし、人命確保に加えて機能確保が図られるものとする。構造体の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」のⅡ類、建築非構造部材は同基準のA類、建築設備は同基準の乙類とする。
- 地震時の液状化に対しても、基礎構造、インフラを含め避難所としての機能確保が図られる計画とすること。

##### イ 性能確保とコスト縮減の両立

- 安全性やフレキシビリティに配慮しつつ、経済性の高い構造計画とすること。

##### ウ 建築計画及び設備計画とあわせた総合的な検討

- 建築計画及び設備計画と整合した構造計画とすること。
- 仕上げの損傷防止や設備の変形追従性等に配慮すること。

##### エ 維持管理への配慮

- 構造耐力上主要な部材(免震部材、制振部材を採用する場合は当該部材を含む。)の損傷評価や維持管理を考慮した構造計画とすること。
- 将来的な改修等を想定し、不可視部分の施工記録やトレーサビリティに配慮すること。

#### (2) 構造形式

##### ア 構造形式

- 構造形式(耐震構造、制振構造、免震構造)については、性能、経済性、工期、建築計画との整合性などを総合的に勘案し、最適な形式を採用すること。

##### イ 屋根部の構造

- 屋根部の構造は、各種荷重条件や温度荷重等を考慮し、施工荷重等にも留意した合理的な架構計画とし、耐震性・耐風性・耐積雪・工期・コスト・環境配慮等に優れた構造形式・工法を採用すること。

##### ウ 地上部の構造

- 地上部の構造は、床振動を考慮した高い剛性を確保し、耐震部材(又は制振部材)を適切に配置し、経済性・施工性に配慮した合理的な架構計画とすること。

##### エ 基礎の構造

- 基礎の設計には【別紙 12 近隣地盤情報】及び【参考 8 現地における事前地



【地盤調査報告書及び近隣地盤調査報告書】に記す既存の地盤調査結果の内容を参考にすること。また、本計画の設計及び施工に対して適切な地盤調査を必要に応じて受注者が計画し、行うこと。

- ・ 基礎は、設計に際して受注者が実施する地盤調査等に基づき、地上部の構造計画等を勘案して、地盤性状に応じた基礎構造とすること。
- ・ 基礎工法は、騒音・振動・沈下等に留意した工法とすること。

### (3) 耐久性能目標

- ・ 構造体の総合的な耐久性は、JASS 5（建築工事標準仕様書・鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）2018年版）により計画供用期間の級で定めること。一般的な劣化作用に対する計画供用期間中は、構造体に鉄筋の腐食、コンクリートの重大な劣化が生じないものとする。

計画供用期間とコンクリート強度

計画供用期間の級	計画供用期間	耐久設計基準強度[N/mm <sup>2</sup> ]
短期	30年	18
標準	65年	24
長期	100年	30
超長期	200年	36

- ・ 本施設の耐久性能は、機能に応じて次のとおりとする。

耐久性能目標

項目	耐久性能目標
	地下・基礎などのSRC、RC造部分 S造のスラブ部分
計画供用期間	65年
計画供用期間の級	標準
耐久設計基準強度(N/mm <sup>2</sup> )	24

### (4) 地盤概要及び基礎

#### ア 地盤概要

- ・ 地盤概要は、【別紙12 近隣地盤情報】及び【参考8 現地における事前地盤調査報告書及び近隣地盤調査報告書】を参照のこと。

#### イ 地下水位・液状化対策

- ・ 地下水位は、近隣地盤情報や受注者が実施する地盤調査等により適切に把握・設

定すること。建設予定地は液状化の可能性が高い点に留意し、敷地内のインフラや、建物基礎の被害抑制に配慮した対策を行うこと。液状化判定についても、受注者が実施する地盤調査の結果をもとに検討し、設計に反映すること。

ウ 基礎形式

- 建設予定地の地盤の性状に配慮し、大地震による損傷を抑えた安全性の高い基礎形式とすること。

(5) 荷重及び外力と設計目標

ア 設計用地震荷重及び耐震性能

- 屋根構造など、鉛直方向の地震力に対する影響が大きい箇所については、適宜鉛直方向の地震力について検討を行うこと。その際の設計用の地震力算定については、時刻歴応答解析又はその他の妥当な方法により実施し、水平方向と鉛直方向の地震力が同時に作用するものとして適切な方法により検討を行うこと。
- 設計クライテリアは計算ルートごとに以下の方法によること。いずれの場合も地震力の設定には地域係数0.9を考慮すること。

(7) 保有水平耐力計算等を採用する場合

保有水平耐力計算等を採用する場合は、重要度係数（Ⅱ類）を考慮する。

保有水平耐力計算等により耐震安全性の検証を行う場合は、構造形式に応じた次表の判定基準を採用すること。

耐震性能の判定基準（保有水平耐力計算等を採用する場合）

項目	一次設計時	保有水平耐力時
屋根構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造部材：短期許容応力以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造部材：短期許容応力以内</li> </ul>
スタンド (地上構造)	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造部材：短期許容応力以内</li> <li>各階の層間変形角：1/200以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各層の層せん断力：必要保有水平耐力以下</li> <li>各階の層間変形角（※）： 鉄骨造：1/100以下 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造：1/200以下</li> </ul>
スタンド (地下構造) 基礎構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造部材：短期許容応力以内</li> <li>杭：短期許容応力以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造部材：弾性限耐力以内</li> <li>杭：終局時のせん断破壊を防止し、支持力を保持する</li> </ul>

※この制限値を超える場合は、建築非構造部材及び建築設備についても、その変形により障害が生じないように留意すること。

(4) 時刻歴応答解析を採用する場合

時刻歴応答解析を採用する場合は、下記の水平・鉛直地震動(建設予定地における模擬地震動を含める)を適切に設定する。なお、重要度係数は考慮しない。

レベル 1：稀に発生する地震動

レベル 2：極めて稀に発生する地震動

余裕度検討：極めて稀に発生する地震動（告示波）の1.25倍以上の地震動  
（原則として免震構造の場合に検討）

時刻歴応答解析に用いる設計用地震波は下記とすること。

過去における代表的な観測地震波として計3波以上

平成12年建設省告示第1461号に基づく模擬波（告示波）計3波以上

建設予定地の地盤、地震環境を考慮した模擬地震動

（広島市：広島市の地震被害想定 等を参考に適宜設定する）

時刻歴応答解析により耐震安全性の検証を行う場合は、構造形式に応じた次表の判定基準を採用すること。

耐震性能の判定基準（耐震構造及び制振構造の場合）

項目	レベル1	レベル2
屋根構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造部材： 短期許容応力以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造部材： 短期許容応力以内</li> </ul>
スタンド (地上構造)	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造部材： 短期許容応力以内</li> <li>各階の層間変形角： 1/200以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各層の応答層せん断力： 保有水平耐力以下</li> <li>各階の層間変形角（※）： 鉄骨造：1/100以下 鉄筋コンクリート造、鉄骨 鉄筋コンクリート造： 1/200以下</li> <li>各階の塑性率：2.0以下</li> <li>制振部材：長周期・長時間 地震動に対し、十分な累積 塑性変形性能を保持する</li> </ul>
スタンド (地下構造) 基礎構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造部材： 短期許容応力以内</li> <li>杭：短期許容応力以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造部材： 弾性限耐力以内</li> <li>杭：終局時のせん断破壊を 防止し、支持力を保持する</li> </ul>

※この制限値を超える場合は、建築非構造部材及び建築設備についても、その変形により障害が生じないように留意すること。

耐震性能の判定基準（免震構造の場合）

項目	レベル1	レベル2
屋根構造	・ 主要構造部材： 短期許容応力以内	・ 主要構造部材： 短期許容応力以内
スタンド （地上構造）	・ 主要構造部材： 短期許容応力以内 ・ 各階の層間変形角： 1/300以下	・ 主要構造部材： 短期許容応力以内 ・ 各階の層間変形角： 1/200以下
スタンド （地下構造） 基礎構造	・ 主要構造部材： 短期許容応力以内 ・ 杭：短期許容応力以内	・ 主要構造部材： 弾性限耐力以内 ・ 杭：終局時のせん断破壊を 防止し、支持力を保持する
免震層	・ 免震部材（積層ゴム）に引 張力が生じない	・ 免震部材（積層ゴム）に引 張力が生じない ・ 免震層の水平変形：設計限 界変形以内

#### イ 建築設備の設計用水平震度

- ・ 建築設備の性能を満足させる設計用水平震度は、「5 機械設備の要求水準」による。

#### ウ 設計用風荷重及び耐風性能

- ・ 耐風に関する性能は、「官庁施設の基本的性能基準」の性能水準を確保するとともに構造体については、次に示す性能についても確保すること。
- ・ 風荷重については、類似スタジアムの風洞実験結果等を参考に適切に設定し、建物形状決定後に必要に応じて風洞実験を行った上で適切な荷重を設定すること。
- ・ 免震構造を採用する場合は、日本免震構造協会「免震建築物の耐風設計指針」に準拠し、免震層のランク、免震部材のランクを設定して、適切な免震層の設計を行うこと。
- ・ 制振構造を採用する場合は、免震構造と同様に、風荷重に対する制振部材の長時間繰り返しに対する健全性・安全性の評価を行うこと。

#### エ 設計用積雪荷重

- ・ 垂直積雪量は、建築基準法施行令第86条の規定により算定し、比重は $\gamma = 20$  ( $N/m^2 \cdot cm$ )、積雪深度は $h = 30$  (cm) とすること。
- ・ 特定緩勾配屋根による割増係数 $\alpha$ を屋根形状に合わせて適切に考慮すること。
- ・ 積雪荷重については、吹き溜まりによる偏在や積雪後の降雨による比重増加を考慮した適切な荷重設定とすること。

**オ その他の荷重**

- ・ 積載荷重については、客席、屋根、コンコース、屋外デッキ等の将来のフレキシビリティに配慮し、実状に基づき適切に設定すること。
- ・ 施工時安全性検証を含め、施工期間中の適切な地震荷重及び風荷重等を設定すること。
- ・ 構造体の露出状況等を考慮した適切な温度幅を設定し、温度荷重に対する検討を行うこと。
- ・ ジャンプ応援等に対して適切な荷重設定を行い、隣接する住宅の生活環境を含む周辺環境への影響を考慮した振動障害等の検討を行うこと。
- ・ フィールドは、イベント設営等で想定される車両が通行できる耐荷重を確保すること。
- ・ 強風により仕上げ材等に有害な振動が生じないように配慮すること。

**(6) その他**

**ア 屋根ふき材及び帳壁等について**

- ・ 構造耐力上主要な部分以外の屋根ふき材、帳壁その他の外装材、屋上や外構等に設ける工作物について、建築物の構造計画と整合した耐震・耐風対策を講じ、相応の耐久性を確保すること。外装材設計用風荷重については必要に応じて風洞実験をもとに設定すること。

**イ ペDESTリアンデッキについて**

- ・ ペDESTリアンデッキに要求する性能については「9 ペDESTリアンデッキの要求水準」による。

## 4 電気設備の要求水準

### (1) 基本方針

本設備は、施設の機能を十分に発揮させる機器を採用するもとともに、基本計画で掲げた「エコスタジアム」の実現に向けた省エネルギー・省資源に寄与する設備の整備を行い、周辺環境等への配慮、管理・運営の容易さ、安全性、信頼性及び耐久性を考慮した構造及び配置とすること。

- ・ 自然エネルギー・再生可能エネルギーの積極的な活用及び高効率機器の採用等によるライフサイクルコストの削減を考慮した設備とすること。
- ・ スタジアムから発生する音や光等による周辺環境への影響を考慮した設備とすること。
- ・ 特殊なものを除き、互換性及び信頼性等を考慮した統一的な機器で構成する設備とすること。
- ・ 操作、保守及び管理の容易性及び省力化を考慮した設備とすること。
- ・ 事故及び事故による波及の防止を考慮した設備とすること。
- ・ 設備の更新・増設等の将来的な対応を考慮した設備とすること。

### (2) 共通事項

- ・ 試合・イベント開催時において、最大需要電力は約 1,500kW～1,700kW 程度を想定して整備すること。
- ・ スタジアム全般の照明、映像、音響、サイネージ等の情報通信関連設備等は連動して、運用の利便性、来場者へのサービス向上、設備機器の効率化、設置スペースの省力化、維持管理のし易さ、将来にわたる機器の更新性、拡張性、冗長性の確保を実現できる計画とすること。
- ・ 受変電設備室、発電設備室、主 MDF 室及びサーバールーム等の主要な設備室については、確実に水害等からの被害を回避できるよう整備すること。
- ・ 観客席の屋根等の高所に機器・器具を設置する場合は、落下防止対策を講じること。
- ・ 盤の仕様は、メーカー標準とすること。

ただし、製作する場合は、次のとおりとする。

- ・ 屋内盤（受変電盤、高圧配電盤、低圧配電盤、動力盤、電灯盤等）
  - 側面板、天井板、ドア SPC 鋼板 2.3mm 以上
  - 底板、仕切板 SPC 鋼板 1.6mm 以上
- ・ 屋外盤（電源盤、接続盤等）
  - 側面板、屋根板、ドア（前面板） SUS304 鋼板 2.0mm 以上
  - 底板、仕切板 SUS304 鋼板 1.5mm 以上
- ・ 使用する電線・ケーブル類は、エコ電線、エコケーブル及び光ケーブルを採用すること。

なお、電線・ケーブル類の保護は、施工場所等に合わせ、材質及び塗装の有無等の仕

様に配慮し、ケーブルラック、ケーブルダクト、金属管、合成樹脂製可とう電線管、金属製可とう電線管又は波付硬質合成樹脂管等を使用する。ただし、ケーブルダクト及びケーブルラックは、予備スペースを20%以上確保したものとし、配管類の場合は、将来の設備更新等の対応を考慮して予備の空配管を設けること。

- ・ 各室性能は、【別紙18 諸室等性能表】によること。

### (3) 電灯設備

#### ア 電灯幹線

- ・ 通信事業者用の電灯幹線を課金するための検定付電力量計及びそれ以外の指定管理者用の電灯幹線の一般（検定外）電力量計を電灯盤（配線用遮断器含む。）及び電源盤（配線用遮断器含む。）に整備すること。

また、多機能化施設用の電灯幹線を課金するための検定付電力量計を多機能化施設用途区画毎に設けるWHM盤（主幹付）に整備すること。

- ・ スタンド上部又は観客席上部、フィールドレベル、コンコース及び屋外デッキ部分には、試合・イベント開催時の持ち込み機材（映像設備、音響設備及び照明設備等）や携帯電話の不感知対策設備等への電源供給を想定して、各々に約75kW程度（単相100V又は200V、課金用電力量計付）の電源盤（配線用遮断器含む。）を整備すること。

なお、フィールド内の芝の管理で使用する補光設備用の電源盤（配線用遮断器及び接続プラグ含む。）は、必要に応じてフィールド外周部に適宜整備すること。

- ・ 試合・イベント開催時における電源車からの電力供給を想定して、電源車からフィールドレベルへの配線ルートを整備すること。
- ・ 指定緊急避難場所として指定されている広場エリアの電力が、災害時等に断絶した場合にスタジアム側から電力供給ができるようスタジアム東側に接続盤（配線用遮断器含む。）を整備すること。

#### イ 電灯分岐（スタジアム用照明設備を除く）

- ・ 一般照明は、次のとおりとする。
  - 基準照度は、【別紙18 諸室等性能表】及びJIS Z 9110:2010 照明基準総則によること。なお、居室等については、状況により、初期照度補正等を採用し、適正な照度管理が図れるよう整備すること。
  - 照明器具は、原則としてLED照明器具とすること。なお、照明器具を高天井等の高所に設置する場合は、メンテナンス性を考慮して整備すること。
  - 照明制御については、観客席、コンコース、トイレ（観客席）等の用途ごとにエリア分けを行い、一括点灯・消灯又はタイマーによるスケジュール制御できるように整備すること。なお、照明制御装置は防災センター及び大型映像操作室に設置し、監視制御できるようにすること。



なお、関係者専用部分における廊下、トイレ、更衣室及び湯沸室等の常時使用しない室等には、人感センサによる照明制御を行うこと。

- ・ 誘導灯は、イベント開催時の演出効果として観客席や全館の消灯が可能な計画とする。また、階段通路に設置する誘導灯は、人感センサによる点滅方式又は段調光制御方式を採用すること。
- ・ 非常用照明及び非常用コンセントは、次のとおりする。
  - 非常用照明及び非常用コンセントは、停電時に非常用発電設備から電力が供給される電源回路として整備する。また非常用コンセントは、各居室等の用途に応じた容量等を確保すること。
  - 非常用発電設備の負荷は、【別紙 18 諸室等性能表】を参考とすること。
- ・ 電灯盤は、原則として2次側配線が上下のフロアに渡らないよう整備すること。
- ・ 屋外コンセントは、防水錠付とし、保守点検上、必要な箇所に整備すること。
- ・ メインスタンド側に配置する諸室については、試合・イベント開催時以外に会議室等として活用できるよう電灯・コンセント等の配置を考慮して整備すること。

#### (4) 動力設備

- ・ 通信事業者用の動力幹線を課金するための検定付電力量計及びそれ以外の指定管理者用の動力幹線の一般(検定外)電力量計を動力盤(配線用遮断器含む。)に整備すること。  
また、多機能化施設用の動力幹線を課金するための検定付電力量計を多機能化施設用途区画毎に設けるWHM盤(主幹付)に整備すること。
- ・ フィールド内の芝の管理で使用する移動式大型送風機用の電源盤(配線用遮断器及び接続プラグ含む。)は、必要に応じてフィールド外周部に適宜整備すること。  
なお、電源盤については、電灯幹線と兼ねてもよい。
- ・ 災害時等に指定緊急避難場所として指定されている広場エリアの電力が、断絶した場合にスタジアム側から電力供給ができるようスタジアム東側に接続盤(配線用遮断器含む。)を整備すること。  
なお、接続盤については、電灯設備と兼ねること。

#### (5) 幹線設備

- ・ 引込、高圧受変電設備から各電灯盤及び動力盤までの配管・配線を整備すること。
- ・ 幹線は、配置、用途及び負荷の容量等を考慮し系統を設定すること。なお、盤内以外でケーブルの分岐及び接続は行わないこと。
- ・ 幹線の電源側配線用遮断器の定格電流は、原則として400A以下とすること。
- ・ 幹線は全てケーブル配線とすること。

(6) 雷保護設備

- ・ 建築基準法第33条の規定により、JIS A 4201「建築物等の雷保護」等の規格を満たすように整備すること。

(7) 接地

- ・ 接地極は、整備する設備に合わせ、接地工事の種類に応じた接地抵抗値が得られる形式等を採用し整備すること。  
ただし、施工状況によっては、統合接地方式としてもよい。
- ・ 保全性等を考慮し、測定用補助接地極及び接地用端子箱等を設置すること。

(8) 受変電設備

- ・ 本スタジアムの電力は、本市のごみ焼却施設で発生した余剰電力を積極的に活用することを想定している。(自己託送)
- ・ 受電は、高圧(6,600V)、2回線受電(本線予備電源方式(本線の変電所とは異なる変電所から引込方式))で整備すること。
- ・ 高圧受変電設備は、次のとおりとする。
  - 電力供給者の測定する月間力率で98%以上を確保する自動力率調整制御を行うこと。
  - 高圧幹線は、一般及び非常系の2系統の配線で整備すること。
- ・ 高圧変圧器等は次のとおりとする。
  - 高圧変圧器の容量と低圧配電盤の開閉器設置スペースは、将来の負荷の増加に対応できるように、設備容量の10%以上の余裕を見込み整備すること。
  - 低負荷時の省エネルギーに配慮した超高効率用の高圧変圧器で整備すること。
  - また、上記に加え、冗長化対応として、高圧電気室ごとに単相3線式、三相3線式及び三相4線式のうち、高圧変圧器の最大容量を有する予備の高圧変圧器スペースを確保すること。
  - 系統連系を行う場合は、商用電力へ逆潮流しない計画とすること。
- ・ 絶縁劣化の早期発見を行うために、活線状態のまま24時間常時絶縁状態を測定できる絶縁監視設備を各高圧電気室に整備すること。

(9) 電力貯蔵設備

ア 直流電源設備

電源は、非常用発電設備回路とし、非常用照明の予備電源及び高圧電気室の制御・操作電源として、10分間以上運転可能なものであること。

イ 交流無停電電源設備

電源は、非常用発電設備回路とし、防災センターに設置する監視機器用電源として、

10 分間以上運転可能なものであること。また、交流無停電電源設備は、バイパス回路付とし、負荷への給電を継続しながら機器の保守を可能とすること。

#### (10) 発電設備

ライフサイクルコストの縮減及び環境配慮目標を考慮し、最新技術の導入に努めること。

##### ア 非常用発電設備（非常用・保安用）

- ・ 非常用発電設備の容量は、関係法令に定めることに加え、【別紙 18 諸室等性能表】を参考にして各負荷に対応すること。
- ・ 非常用発電設備は、燃料を都市ガス（中圧管：専焼認定取得予定）とし、連続運転時間 72 時間以上とすること。
- ・ 非常用発電設備は、発電効率が高いガスエンジン式（別置ラジエータ冷却方式）とすること。
- ・ 配置した発電設備は、非常時以外にも使用できるよう受電・発電・託送のバランスを総合的に検討すること。

##### イ 太陽光発電設備

- ・ 太陽光パネルは、観客席の屋根等のスタジアム本体に整備すること。
- ・ 発電容量は、試合・イベント開催時以外の日の標準的な負荷容量を基に、省エネルギー性能の確保及び外観デザイン等を総合的にふまえ、設定すること。（概ね 200kW 以上）
- ・ 発電した電力は、基本、自己消費とすること。

#### (11) 構内線路

- ・ 構内線路は電圧により、高圧電路、低圧電路、通信線路に区分し、管路及びハンドホールを別に設けること。
- ・ 配電線路の管路は、原則ケーブル 1 条につき 1 本とし、予備配管を設けること。
- ・ 建物への引込管路は、直近のハンドホールまで 100%の予備配管を設け、建物への浸水防止並びに地震及び不等沈下によるせん断対策を行うこと。
- ・ 地中埋設配管は必要な埋設深さを確保し、埋設表示シート、埋設表示杭を敷設すること。
- ・ 電力の引込（予備線含む）は、敷地境界北側から埋設で行い整備すること。  
また、敷地境界北側から受電盤まで、可能な限り短い引込配線ルート（敷地境界から概ね 30 m 以内）で整備すること。なお、併せて将来の設備更新時の対応を考慮し、予備配線ルートを整備すること。
- ・ 通信の引込は、通信事業者により通信回線を敷地境界から主 MDF 室に引込み、スタジアム用及び外部者（メディア、サービス事業等）用の引込配線ルートを整備すること。な

お、併せて将来の事業形態への対応を考慮し、予備配線ルートを整備すること。

- ・ 外構及び屋外デッキ等の外灯設備は、夜間の通行及び防犯のため、周辺環境等との調和を考慮し、デザイン性と省エネルギー性（自動点滅又はタイマー制御）に配慮した配置計画を行い整備すること。また、必要に応じて、監視カメラやスピーカ等を設置すること。

## (12) 構内情報通信網設備

- ・ 本施設全体の運営・運用システムに必要な機能を有し、最新で最先端の技術を効果的に活用し、拡張性、柔軟性及び冗長性のある情報システム及び情報通信環境を整備できるよう計画すること。
- ・ 入場ゲートラインからスタンド内（スタンド内からアクセスできる多機能化施設含む。）の内部エリアは、3万人の観客、メディア関係者及び施設運営者等が、チームや選手又は試合の情報及びトイレや飲食店等の混雑情報が検索できる等のスタジアム専用アプリなどを楽しめるよう、高密度 Wi-Fi システムを導入して高品質なサービスの提供ができる環境を整備するよう別途計画しているため、当設備に係る機器の設置スペース及び配管を整備すること。

また、広場エリアに面した多機能化施設においては、広域で統一的な無料公衆無線 LAN サービスの整備の促進を図ることを目的として「HIROSHIMA FREE WI-FI サービス」を活用する計画にしているため、当設備に係る機器の設置スペース及び配管を整備すること。

- ・ 構内情報通信網設備の整備に当たっては、【別紙3 全体所掌区分表】【別紙4 工事区分表】を参照し、次の配管・配線を整備すること。
  - 【別紙18 諸室等性能表】に掲げる有線 LAN 設備
  - 高密度 Wi-Fi 設備（配管のみ）
  - 「HIROSHIMA FREE Wi-Fi サービス」設備（配管のみ）
  - 携帯電話の不感知対策設備（配管のみ）
  - 外部者（メディア、サービス事業等）が敷設する臨時回線に必要な設備
  - その他必要なもの
- ・ サーバルームから各 EPS への幹線（光ファイバケーブル）及び各 EPS から居室の情報コンセントへ分岐配線（EM-UTP ケーブル（CAT6））を整備すること。
- ・ サーバルームには、サーバー、スイッチ及びアクセスポイント等のネットワークを構成する機器及び携帯電話の不感知対策設備等の設置スペースを確保するとともに、施設管理用とメディア等の外部用との設備をセキュリティ上、物理的に区分する間仕切り等を整備すること。
- ・ 電源は、非常用発電設備回路とすること。
- ・ 多機能化施設に POS レジシステムが導入できるように配管、配線を整備すること。
- ・ 売店等、飲食・物販が想定される箇所には、有線若しくは無線の POS レジシステム対

応の配管・配線及び電源を整備すること。

### (13) 構内交換設備

- ・ 施設管理者や施設利用者等の相互の連絡手段及び外部との連絡手段として、次のとおり整備すること。
  - 構内交換機のシステム方式は、デジタル PBX 方式とすること。
  - 設備構成は、構内交換機本体、主 MDF 盤（保安器含む）、電源装置、蓄電池（保持時間 3 時間以上）、保守管理装置等とすること。
  - 電話機の設置回線等は、【別紙 18 諸室等性能表】を参考して整備すること。
  - 構内交換設備には、施設管理者、多機能化施設等のほか、メディア関係者や競技団体が利用できる臨時回線を確保して整備すること。
  - 原則、施設内のすべての場所において、施設管理用として構内無線電話（PHS）での通話ができるように整備すること。
  - 防災センター及び VVIP ラウンジ等の主要な諸室の電話機は、非常時においても使用できるものとする。
  - 必要に応じて多機能化施設のテナントごとに電話使用料金を算出できる課金機能等を設けること。
- ・ 構内交換機等の電源は、非常用発電設備回路とすること。
- ・ 主要な構内交換設備は、主 MDF 室に設置すること。

### (14) 情報表示設備

#### ア 情報表示装置

- ・ すべての情報表示装置は、火災時に自動火災報知設備と連動する等、災害時の避難誘導としての機能を持たせ、通常時は県・市の観光地情報やイベント情報等のインフォメーション、大型映像装置の映像、テレビ中継局提供映像及びテレビ受信映像等の様々な映像に切替えることができるよう整備すること。
- ・ 観客が集まる場所に、避難誘導等を目的としたデジタルサイネージを、次のとおり整備すること。
  - コンコース：最適な視認距離を考慮したサイズ、避難経路を中心に避難誘導として適切に機能する台数
  - コンコース売店前：55 型以上、適切な台数
  - トイレ入口：43 型以上、1 台／各男・女子トイレ入口
  - その他必要な場所
- ・ トイレ入口に設置する情報表示装置には、トイレの情報設備システム（本章 2 (12)）からのデータを活用した個室の使用状況及びトイレサイン等を表示できるように整備すること。

- ・ メインゲート付近及びコンコース等の将来の情報表示装置の拡張を考慮し、情報表示設備制御装置の性能を選定するとともに、機器の設置スペース及び配管を整備すること。
- ・ 情報表示設備制御装置は、大型映像操作室に整備すること。
- ・ 電源は、避難誘導としての機能を持たせる部分のみ非常用発電設備回路とすること。

#### イ 時刻表示装置

- ・ 装置の構成は、親時計、電源装置及び子時計等とする。
- ・ 親時計は水晶式とし、大型映像装置のアナログ時計にも連動するよう整備すること。
- ・ 親時計は、防災センターの総合監視盤に組み込むものとする。
- ・ 子時計の設置場所等は、【別紙 18 諸室等性能表】を参考とすること。
- ・ 電源は、非常用発電設備回路とすること。

#### (15) 競技照明・音響・映像統合演出設備

試合・イベント開催時において、光と音の競演等の高水準な演出効果を高めるため、照明・映像・音響の各設備を統合的に連携させることができるシステムを整備すること。

なお、システムの整備に当たっては、将来にわたり、幅広い世代に魅力のある演出が提供できるよう、機器の承諾前に、効率的で柔軟性及び経済性を考慮したシステムの構築及び保守・運用体制を検討し、当該体制について、発注者の承諾を受けること。

設備構成は、スタジアム用照明設備、映像設備、音響設備及び統合演出送出設備等とすること。

映像装置は大型映像操作室にて制御できる計画とし、ピッチ付近で制御可能なりリモート盤を設けること。

なお、屋外に設ける機器は、防塵及び防水仕様について、十分配慮し整備すること。

#### ア スタジアム用照明設備

- ・ スタジアム用照明設備は、本章 1 (1) のスタジアム標準等に適合するように整備すること。また、演色性は、テレビ中継撮影に対応できるものとする。
- ・ スタジアム用照明器具は、LED 照明器具とし、平均演色評価指数 Ra90 以上、色温度 5,000K 以上、調光制御対応及び 2 系統の配線での整備とすること。なお、その他の仕様は、協議の上、決定すること。
- ・ 観客席用照明器具は、LED 照明器具とし、平均演色評価指数 Ra70 以上、色温度 5,000K 以上とすること。
- ・ 実施設計時及びスタジアム用照明器具の選定時には、スタジアムから発生する光による周辺環境への影響も含め、照明シミュレーションによる性能検証を行うこと。また、設置後は、基準等に適合するよう調整を行うこと。
- ・ 選手及び観客の視環境並びにテレビ中継の撮影環境に配慮して整備すること。特に、

撮影に当たり、カメラへの直接グレア、床面等からによる反射グレア、ハイスピードカメラ撮影でのフリッカ(ちらつき)等が発生しない照明設備を整備すること。

- ・ フィールドの照度は、均一性を損なうことなく 2,000lx 以上の水平面照度を確保し、カメラに対するフィールドから 10 列目までの観客席の平均照度は、フィールドの 25%以上～30%以下の照度を確保し、11 列目～最終列までの照度低下は、一様に 10%以内を確保すること。なお、スタジアム用照明器具及び観客席用照明器具の保守率は 1.0 とすること。
- ・ 照明器具ごとに 0%～100%まで調光できる機能を有し、照度の設定を呼びだせる調光卓を計画すること。
- ・ スタジアム用照明設備制御装置は、大型映像操作室に整備すること。

#### イ 映像設備

- ・ 設備構成は、大型映像装置、帯状映像装置及び映像設備制御装置とすること。
- ・ 大型映像装置は、次のとおりとする。
  - 広色域で高輝度 LED (赤、緑、青) 素子を使用したフルハイビジョン (屋外防水構造) とし、画面寸法を縦約 9 m以上、横約 16m以上の 2 面とすること。
  - 素子は SMD 型で、3 in 1 (ピクセル制御) 方式又は 1 in 1 (画素制御) 方式とする。なお、素子ピッチは、3 in 1 (ピクセル制御) 方式の場合は 16mm以下、1 in 1 (画素制御) 方式の場合は 8mm以下とすること。
  - 大型映像装置の点灯状況が確認できるよう、また、フィールドの様子等を鮮明に映せるよう、大型映像装置上部に固定カメラ (リモートカメラ) を各々に 1 台以上設置すること。
  - 大型映像装置を使用した自主中継が行えるように接続盤及び配線を整備すること。盤の設置位置は、テレビ中継等のカメラポジションの付近とすること。
  - テレビ中継設備等からの 4 K又は 8 K映像に対応できるようコンバータ等を整備すること。
  - 大型映像装置の 1 面には、アナログ時計及び 45 分計を備えること。
- ・ 試合・イベント開催時に選手名や得点、演出映像及び広告等を表示する帯状映像装置 (リボンボード) をスタンド中層の先端全周に整備すること。また、ピッチサイドに別途帯状映像装置を設置することを想定し、映像設備制御装置の性能を選定するとともに、機器の設置スペース、取付下地、電源、接続盤及び電源盤を整備すること。
- ・ 映像設備については、火災時に自動火災報知設備と連動する等、設置場所及び効果等を考慮し、災害時の避難誘導としての機能を持たせ、通常時はインフォメーション、テレビ中継局提供映像及びテレビ受信映像等の様々な映像に切替えることができるよう整備すること。
- ・ 映像設備は、録画機能付きとすること。(Blu-ray/DVD レコーダ、8 時間以上録画)
- ・ 映像設備制御装置は、大型映像操作室に整備すること。

- ・ 電源は、避難誘導としての機能を持たせる部分のみ非常用発電設備回路とすること。

#### ウ 音響設備

- ・ 音響設備は、スタンド及びピッチをはじめ、スタジアム全体において、明瞭に聞くことができるよう整備すること。  
ただし、整備に当たっては、指向性のあるスピーカの採用等により周辺地域への音漏れがないよう最大限配慮し、必要に応じて、その対策を講じること。
- ・ 実施設計時及びスタジアム用スピーカ等の選定時には、スタジアムから発生する音による周辺環境への影響も含め、音圧シミュレーションによる性能検証を行うこと。  
また、設置後、基準等に適合するよう調整を行うこと。
- ・ 音響設備制御装置は、大型映像操作室に整備すること。

#### エ 統合演出送出設備

- ・ スタジアム用照明設備、映像設備、音響設備及び情報表示設備との連動制御ができるよう整備すること。
- ・ ライブ映像やリプレイ映像等の動画の編集、CG 演出及びテロップ制御などができ、送出できるようにすること。
- ・ 統合演出送出設備制御装置は、大型映像操作室に整備すること。

### (16) 拡声設備

- ・ 拡声設備は、音響、一般放送及び非常放送が兼用できるよう整備すること。
- ・ 非常放送時には音響設備の音声及び一般放送を自動カットし、非常放送の音声を優先するよう整備すること。
- ・ 拡声設備は、各室の広さ及び用途等をふまえ、デザイン及び機能を考慮して整備すること。
- ・ 記者会見室、会議室、ラウンジ及び外構等において、ローカル放送設備を導入することを想定し、機器設置スペースを及び配線ルートを整備すること。
- ・ 試合・イベント開催時における運営者間の連絡支援として、スタジアム用のインカム設備をフィールドエリア、運営関係者諸室、放送・映像関連諸室、警備本部室兼控室等必要な諸室に整備すること。

### (17) 誘導支援設備

- ・ 通用口と外部受付等の連絡用及び電気設備関係諸室及び機械設備関係諸室と防災センターとの保守用のインターホン設備を整備すること。
- ・ トイレ等呼出装置は、緊急時に多目的トイレ等から防災センターへ通知できるよう法令等に基づき整備する。



(18) テレビ共同受信設備

- ・ テレビ共同受信設備は、【別紙 18 諸室等性能表】を参考にして整備し、アンテナは、地上波デジタル、BS・CS110°、CS、AM、FM を設けること。

(19) テレビ電波障害防除設備

- ・ 「第4章 1 (5) ウ電波障害状況」の調査結果により防除設備の必要がある場合には、テレビ電波防除対策用のアンテナ、機器、配線及び配管等を整備すること。

(20) 監視カメラ設備

- ・ 設備構成は、監視カメラ、モニタ装置、操作器及び録画装置等とする。
- ・ 監視カメラ設備は、防犯監視及び状況監視を目的として、次に記載の内容のほか、監視する場所、機器設置位置及び機能等を想定し整備すること。
  - 防 災 セ ン タ ー：モニタ装置、操作器、映像切替器及び録画装置等  
大 型 映 像 操 作 室
  - 事 務 室：モニタ装置、操作器及び映像切替器(広場エリアのみ)
  - 警察・消防指令室兼控室：モニタ装置及び映像切替器  
警 備 本 部 室 兼 控 室  
管 理 事 務 室 等
  - 管理上必要となる箇所：監視カメラ(設置場所に合わせた機能等を有すること。)
- ・ 防犯監視は、建物出入口や、売店やトイレなど人溜まりが生じる場所、現金を取り扱う特定の諸室の出入口部に設置し、状況監視は、建物周辺やコンコース等の観客動線や関係者動線、駐車場エリア、バイク置場に設置すること。

(21) 駐車場管制設備

- ・ 設備構成は、管制盤、検知器、信号灯・警報灯、発券機、カーゲート及びカードリーダー(料金徴収含む)等とするが、別途で整備・運営を計画しているため、本設備に係る機器の設置スペース及び配管を整備すること。

(22) 防犯・入退室管理設備

- ・ 防犯設備は、建物内への侵入を機械的に検出し遠隔監視等を行い、入退室管理設備は、管理区域内への入退室者の制限及び管理できるよう整備すること。
- ・ 設備構成について、防犯設備はセンサ及び制御装置等、入退室管理設備は制御装置及び認識部等とする。
- ・ 管理事務室、防災センター、事務室については電気錠を設置すること。
- ・ 防犯・入退室管理設備の主装置を防災センターに設置し、監視制御を行うこと。
- ・ 自動火災報知設備との連携を行い、発報時には避難のため自動解錠すること。

- ・ 施錠制御の認識部は、IC カードリーダーや暗証番号入力装置等、使用状況に合わせ、整備すること。なお、暗証番号入力装置はランダム式テンキーとし、各電気錠の側に設置する埋込式収納箱内（鋼板製、屋外に設置するものはステンレス製及び防水型）に納めること。

#### (23) 自動火災報知設備

- ・ 自動火災報知設備は、消防法に適合したもので整備すること。
- ・ 設備構成は、受信機、中継器、発信機及び感知器等とすること。
- ・ 受信機はR型とし、消火設備及び防排煙設備等の表示も含め、防災センターの総合監視盤に組込むよう整備すること。
- ・ 副受信機は、警察・消防指令室兼控室及び管理事務室に整備すること。
- ・ 火災の早期発見、迅速な通報、初期消火及び避難誘導等ができるよう、防火区画、防煙区画、避難ルート及び消防隊の侵入ルート等の防災計画を立て、誘導灯、拡声設備、映像設備、情報表示設備及び防犯・入退室管理設備等と連動することにより、相互に関連するシステムを構築し、観客等を火災から遠く離れた場所に避難誘導できるよう整備すること。

#### (24) 中央監視制御設備

- ・ 中央監視制御設備は、電灯設備、受変電設備、発電設備、誘導支援設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備、自動火災報知設備、空気調和設備、給排水衛生設備及び昇降機設備等の監視、制御及び状態表示等の一元管理及びスケジュール管理等の監視制御ができるよう、防災センターに整備すること。  
 なお、空気調和設備等の監視制御システムが単独で完結する場合は、この限りではない。
- ・ 機械設備で設置する雨量計、気温計及び日照時間等の計測値を取り込むよう整備すること。
- ・ 中央監視制御設備で収集したデータ等は、ESD（持続可能な開発のための教育）等の取組に活用できるようデータ処理し、外部機器等に出力できるよう整備すること。

#### (25) 報道関係機関対応設備

- ・ 記者席には、通信回線（光回線）、テレビ映像、内線電話の通信用ジャック類を設置し、情報端末及び手元灯が設置できるようコンセントを整備すること。
- ・ テレビ放送局が撮影・録画・中継等が行えるよう、関係機関との調整の上、次のとおり、対応すること。
  - 確実に円滑な中継ができるよう、カメラやマイクの設置位置を考慮し、2局同時中継ができるテレビ中継盤を整備すること。

- テレビ中継盤は、次の場所に2局分の映像及び音声等の伝送が可能なものを設置し、テレビ中継車駐車スペース部分と他のテレビ中継盤との間の配管配線を整備すること。
  - テレビ中継車駐車スペース部分（メイン）
  - メインスタンド上部（ピッチセンターライン上の適切な位置）：3面
  - 観客席上部（ピッチ縦方向中央）：2面
  - フィールドエリア：6面
  - 記録室：1面
  - フラッシュインタビューゾーン：1面
  - ミックスゾーン：1面
  - 実況放送室：1面
  - その他必要な場所
- テレビ中継等のために敷設されるケーブル類の仮設配線が円滑に行えるよう、配線ルート及びテレビ中継盤等に小扉などを整備すること。
- テレビ中継車駐車スペース部分のテレビ中継盤と主 MDF 室との間に、テレビ放送局が映像等を光回線で伝送するための空配管（2局分以上）を整備すること。

**(26) 聴覚障害者対応設備**

- ・ 聴覚障害者対応観客席の席数に対応できる設備を整備すること。
- ・ 設備機器は、各補聴器・人工内耳を「T」マークに切り替えることで支援が受けられるように整備すること。
- ・ 聴覚障害者対応設備のアンプは、防災センターに設置すること。
- ・ 各補聴器・人工内耳を「T」マークに切り替えることが出来ない人のために専用受信機（30台）を整備すること。

## 5 機械設備の要求水準

### (1) 基本方針

本設備は、施設の機能を十分に発揮させる機器を採用するもとともに、基本計画で掲げた「エコスタジアム」の実現に向けた省エネルギー・省資源に寄与する設備の整備を行い、周辺環境等への配慮、管理・運営の容易さ、安全性、信頼性及び耐久性を考慮した構造及び配置とすること。

- ・ 自然エネルギー・再生可能エネルギーの積極的な活用及び高効率機器の採用等によるライフサイクルコストの削減を考慮した設備とすること。
- ・ スタジアムから発生する音や光等による周辺環境への影響を考慮した設備とすること。
- ・ 特殊なものを除き、互換性及び信頼性等を考慮した統一的な機器で構成する設備とすること。
- ・ 操作、保守及び管理の容易性及び省力化を考慮した設備とすること。
- ・ 事故及び事故による波及の防止を考慮した設備とすること。
- ・ 設備の増設等の将来的な対応を考慮した設備とすること。
- ・ 流体、媒体に限らず搬送動力の低減を図り消費エネルギーの削減に努めること。

### (2) 具体目標

#### ア 信頼性・安全性・BCP（事業継続計画）

- ・ 設計用標準水平震度（下表による）

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階 1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

注) 上層階の定義は、2～6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層の2層、10階～12階建の場合は上層の3層、13階以上の場合は上層の4層とする。  
中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。

建物の種別は	※ 特定の施設	・ 一般の施設
重要機器は	● 防災機器	
	● 火気を使用する機器	
	● 給水設備機器	
	● タンク類	
	● 危険物を貯蔵又は使用する機器	

- ・ 設計用垂直地震力は、原則として設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。なお、構造解析による各階の加速度等から適切に震度が設定された設備計画であること。
- ・ シンプルなシステムを原則とし、必要に応じて冗長化を図ることとする。
- ・ 各種事故、火災、自然災害等が発生した場合でもバックアップやフェイルセーフによる安心・安全なシステムを導入すること。
- ・ エネルギー種の二重化、バックアップ、耐震性能、落下防止、管類の切断防止、地盤沈下対策等、あらゆる対策を講じ性能を向上させること。
- ・ インフラ途絶時、ブラックアウト時においても必要とされる給水・排水・空調・換気機能が確保された計画とすること。
- ・ 災害時に機能する必要がある設備は、高潮を考慮したレベル（TP+4.4m以上）に設置する。受水タンクは地上レベルとし、災害給水車からの給水が可能な計画とすること。
- ・ 停電時の電力供給は、災害による避難場所としての設備機能に供給できるよう、必要設備に適切に電力供給できる計画とすること。

#### イ 環境性・省資源・省エネルギー性

- ・ 設備機器及びシステムにおいては、省エネルギー性能の高い機種やシステムを積極的に採用する。本体事業にて建設するスタジアムの「市有建築物省エネ仕様」における建物種別は庁舎A相当とし、省エネ導入項目の採用に努めること。
- ・ 建物全体のエネルギー効率化を図れるよう全体最適制御システム（中央監視、計測等）を採用すること。
- ・ イニシャルコストとランニングコスト（ライフサイクルコスト）のバランスを考慮した計画とすること。
- ・ 自然通風、自然採光、地中熱利用、太陽光利用、雨水再利用、水資源の有効利用等、自然エネルギーを最大限活用したエコスタジアムとすること。
- ・ 使用材料は資源の節約と有効利用を考慮するとともに、積極的にグリーン調達を採用する。
- ・ 配管は主要な用途上位3種の、2種類以上に期待耐用年数〔B:40年以上〕以上を採用しEは不採用とすること。

**ウ 居住性・利便性**

- ・ 施設を利用する選手、関係者、観客にとって快適性・利便性を考慮した使いやすい計画とすること。
- ・ 設備機器は操作が簡単であるとともに、室内環境を良好な状態に維持できるものとする。

**エ 保守性・更新性・拡張性**

- ・ 維持管理・保守が容易で、シンプルなシステムを採用すること。
- ・ 各種集中監視・制御により省力化・効率化を図ること。
- ・ 更新しやすいシステム構成、配置計画とするとともに、設備機器は供給の安定している汎用品を可能な限り使用すること。
- ・ 長寿命と将来のためのフレキシビリティを考慮したシステムを採用すること。
- ・ 各種容量の増加など拡張性を考慮したスペース・機器構成・配管敷設とすること。増設・更新・改修時においても搬出入、工事のための障害が最小限に抑えられる計画とすること。
- ・ 敷地内インフラ関連工事については、将来を見据えたルート選定と保守性を考慮した計画とすること。
- ・ 構造部材・仕上げ材を傷めることなく更新・修繕が、可能となるよう配慮された配管計画とすること。
- ・ 主要設備機器の更新に対応した仮設スペースが確保され、かつ更新・修繕時に建物機能を維持できる計画とすること。

**(3) 空気調和設備**

**ア 基本事項**

- ・ 居室は原則として空調を行い、個別運転可能なシステムとすること。
- ・ 気温・気候等の屋外条件の変化や人数・使用時間・作業内容等の変化等に対応できる空調システムとすること。
- ・ 外気・日射に影響されやすい外壁・窓などのペリメータエリアについても、その他のエリアと同等の室内環境維持が可能とすること。

**イ 設計条件**

設計用屋外条件 建築設備設計基準最新版 【広島】

設計用屋内条件

**【一般居室】**

項 目	夏期	冬期
乾球温度 [°C]	26	22
湿球温度 [°C]	18.7	13.9

露点温度 [°C]	14.8	14.5
相対湿度 [%]	50～45	40～55
比エンタルピー [kJ/kg(DA)]	52.9	45.0
絶対湿度 [kg/kg(DA)]	0.0105	0.0090

## 【コンピューター室】

室名	乾球温度 [°C]	相対湿度 [%]	絶対湿度 [kg/kg(DA)]	比エンタルピー [kJ/kg(DA)]
コンピューター室内 温湿度条件	24	45	0.0085	45.6
フリーアクセスフロア内 温湿度条件（吹出温度）	18	65	0.0085	39.8

## ウ 空調機器

- ・ 空調の運転停止及び温度制御は、原則として、各諸室で行えるようにする。センシング機能などを利用したきめ細かな制御に配慮し、省エネルギーを図ること。
- ・ 特殊な温湿度条件を必要とする場合や使用時間帯が異なるもの、危機管理関連諸室など非常時運用が必要な諸室などは、個別に対応とすること。
- ・ 冷暖房が共に発生する時期のロスエネルギーは可能な限り防止すること。
- ・ 24時間運用の諸室に関しては、機器故障時や停電時などを考慮し、信頼性を確保するとともにエネルギー節減の配慮を行うこと。
- ・ 熱中症対策としてミスト冷却などの設備を考慮すること。
- ・ 空調配管サイズは適切に選定し、搬送動力及びイニシャルコストの低減を図ること。
- ・ 設備機器は、高効率機器、トップランナー機器を採用する。検討に際し、初期投資の低減だけでなく、中長期スパンで投資を回収できることを考慮の上選択を行うこと。
- ・ 大型映像装置の空調及びその他運用上必要となる装置の冷却（空調）は、本計画にて対応すること。

## エ 換気設備

- ・ 快適な室内環境の確保やシックハウス対策のために必要な換気量を確保するとともに、空気清浄度を満たすシステムとすること。
- ・ 新型感染症対策に配慮した換気設備計画とすること。
- ・ 室の用途、換気の目的などに応じて適切な換気方式を選定すること。
- ・ 空調対象室の換気は原則として1種換気とし、排気する室内空気と取入外気と熱交換することによりエネルギー消費の低減を図ること。
- ・ 臭気のある室、便所などは単独排気として、他エリアとは独立させること。
- ・ 排気が室内及び周辺への悪影響をおよぼさない計画とすること。

- ・ 駐車場の換気システムは、空気のおよみがない計画とし、換気エネルギーの低減に配慮すること。

## 【人員密度】※下表は主要室とする

室名	人員密度 [人/m <sup>2</sup> ]
メンテナンス事務室	0.15
チーム更衣室	0.30
監督室	0.15
選手用ウォームアップスペース	0.15
審判更衣室	0.15
医務室	0.15
ドーピングコントロール室	0.15
大会運営室	0.15
会議室	0.15
マッチ・コーディネーション・ミーティング室	0.15
控室	0.15
更衣室	0.15
チーム強化室	0.15
マッチコミッショナー室	0.15
記録室	0.15
大型映像操作室	0.30
警察・消防司令室兼控室	0.15
警察本部室兼控室	0.15
練習用通路	0.15
メディアエリア	0.70
記者席	0.60
記者室	0.15
カメラマン控室	0.15
中継スタッフ控室	0.15
スチールカメラ控室	0.15
実況放送室	0.30
メディア受付用事務室	0.15
総合案内所・チケットセンター	0.15
売店（売店・物販）	0.15



救護室	0.15
キッズルーム・託児室	0.15
授乳室	0.20
VVIP ラウンジ	0.15
VIP ラウンジ	0.15
ビジネスラウンジ、スカイボックス	0.15
センサリールーム	0.15
駐車警備室	0.15
防災センター	0.15
管理事務室	0.15
駐車場管理室	0.15
清掃控室	0.15

#### オ 排煙設備

- ・ 建築基準法、消防法に準拠した機械排煙設備とすること。

#### カ 自動制御設備、中央監視設備

- ・ 建物で消費される各種エネルギー消費量が年間に渡って把握でき、かつ消費特性の傾向把握及び分析を行い妥当性が確認できるエネルギーマネジメントシステムを構築すること。(電気設備工事)
- ・ 中央監視制御システムは、設備管理の労力低減を行えるとともに、各設備の故障などに対して迅速・的確に対応できる情報が管理できるシステムとすること。
- ・ 中央監視制御システムは防災センターに設置すること。
- ・ 各機能、用途に応じたゾーン・室ごとに温度管理・設定ができるシステムとすること。
- ・ 自然換気制御、照明制御などの建物の環境制御を行う場合は、中央監視制御設備で機械設備側と統合して行えるようにすること。
- ・ 中央監視制御設備は、将来的な更新、増設に対して自由度の高いシステムとすること。
- ・ 管理区分や多機能化施設のテナントごとにエネルギーや水の使用量が計量できるようにすること。
- ・ 中央監視制御システムは外部からのアクセスを遮断もしくは接続できないような安全性に優れたシステムを導入すること。
- ・ 空調の運転制御は、各室及び中央での一括管理が行えるものとすること。
- ・ 中央監視制御設備で収集したデータ等は、ESD(持続可能な開発のための教育)等の取組に活用できるようデータ処理し、外部機器等に出力できるよう整備すること。

【計測計量の主要なデータ及びセンサ】※下記は主要な項目とする

- ① エネルギーの期間評価（日、月、季節、年）
- ② 室内温度、室内湿度
- ③ 外気温度、地中温度（地中熱利用を行った場合）
- ④ 降雨量（日、月、季節、年）
- ⑤ エリア気象データ（気温、日照時間、降水量）
- ⑥ 上記以外の各種計測データ

#### （4）給排水衛生設備

##### ア 衛生器具設備

- ・ 観客が利用するトイレは、男性用・女性用に加え、身体障害者や乳幼児及びLGBTに対応した多目的トイレを十分配置するなど、様々な利用者が快適に使用できる計画とすること。
- ・ 大便器は全て洋式とすること。
- ・ 小便器は壁掛低リップ型とすること。
- ・ 節水型器具の採用に努めること。
- ・ 感染症対策を考慮し、洗浄部は非接触型の採用に努めること。
- ・ 衛生的で使いやすい器具を採用すること。
- ・ 飛沫が少なく周辺の汚れを防止できる器具とすること。
- ・ 衛生陶器は、汚れが付きにくく、落としやすいよう表面処理をしたものとし、かつ、清掃が容易に行えるようにすること。
- ・ 機械室にはメンテナンス上必要なステンレス流し、地流しを設置すること。
- ・ VIP、多目的トイレ、選手、スタッフ関係諸室及びその他必要と考えられる箇所には温水洗浄便座を設けること。

##### イ 給水設備

- ・ 人員及び器具負荷単位による給水量算定計算を行い、かつBCP対応（備蓄量）を満足する給水量とすること。
- ・ 感染症対策を考慮し、水栓は非接触型自動水栓を基本とすること。（汚物流し等は除く）
- ・ 試合が行われる日と行われない日では、使用人員・給水量が大きく異なるため、水槽の水位制御はこれらに対応できる計画とすること。
- ・ 水道インフラ途絶時や閑散期などでも残留塩素濃度が保持されるシステムを構築すること。
- ・ 本事業における新設水道引き込みは3か所を想定している。【参考4 インフラ引込計画図（案）】を参考にすること。②③はPark-PFI事業のための引込として計画すること。

- ① 【スタジアム用】：北側本管 200mm より引き込む（南側既存 75mm は再利用）
- ② 【C・Dゾーンエリア（広場東）用】：北側本管 200mm より引き込む。
- ③ 【Aゾーンエリア（広場西）用】：北側本管 150mm より引き込む。
- ・ 受水タンクには感震器連動の緊急遮断弁及び災害用給水栓を設ける。
- ・ 災害時給水車による上水補給に対応した設備や機能を設ける。
- ・ 給水配管サイズは適切に選定し、搬送動力及びイニシャルコストの低減を図る。

#### ウ 雑用水設備

- ・ 雑用水の補助水源として雨水利用を積極的に採用すること。
- ・ 雨水利用設備は、雨水をろ過、滅菌処理でき、相当時間滞留した場合にも使用先で要求される水質を確保できるシステムとすること。
- ・ 雑用水槽は上水による補給ができるようにすること。
- ・ 植栽への灌水、トイレの洗浄水は雑用水で行うこと。
- ・ 雑用水配管サイズは適切に選定し、搬送動力及びイニシャルコストの低減を図ること。
- ・ 災害時対策・地中熱交換用として、さく井を検討すること。
- ・ スタジアム、公園を含め散水及び植栽への灌水は雨水再利用水とすること。
- ・ 外構及び屋外デッキ等の適切な位置に散水設備を設けること。

#### エ 給湯設備

- ・ エネルギーを効率的に利用できる給湯方式を選定するとともに、レジオネラ菌対応などの衛生面の配慮も行うこと。
- ・ 中央方式が有利になる場合は、太陽光等の未利用エネルギーを積極的に活用すること。
- ・ 給湯室や授乳室などの室には、飲用に適する給湯設備を設置すること。

#### オ 排水設備

- ・ 震災時に公共下水道への放流ができない場合の対策を行うこと。
- ・ 敷地内は、雨水と汚水・雑排水は分流とすること。
- ・ 雨水流出抑制、雨水再利用を行うこと。
- ・ 超節水型器具を採用する場合は、自然勾配による排水機能が滞らないよう配慮すること。

#### カ 排水処理設備

- ・ 除外施設が必要となる場合は、法令遵守の上適切に計画すること。

#### キ 消火設備

- ・ 関係法規及び所轄消防署の指導に従って各種消防設備を設置すること。
- ・ 易操作性型など一般の方でも容易に操作が可能な機能とすること。
- ・ 泡消火を設置する場合は、放水時の適切な排水を用意すること。
- ・ 泡消火は放水試験不可（PFOS 含有泡消火薬剤の環境への放出不可）とすること。

- ・ 消火栓箱などのデザインは、意匠上の配慮を行うこと。
- ・ 定期点検などの維持費の低減に配慮すること。

## ク ガス設備

本敷地への都市ガス供給は、別途一般ガス導管事業者が行う工事にて整備する、南側道路（空鞆橋東交差点）敷地境界までの都市ガス（中圧B）本管・供給管から供給を行う。本工事における整備範囲は、敷地境界から非常用発電機までの一次側都市ガス（中圧B）配管及びガバナにて降圧した低圧管の内管工事を計画すること。

### (7) 防災用ガス専焼非常用発電設備系統（専焼系統）

- ・ 受注者は、敷地境界から非常用発電設備までの都市ガス（中圧B）配管を整備すること。当該専焼系統の都市ガス配管は、消防庁告示に基づき地震時（地表面水平加速度 400 ガルの地震動が加えられた後）にも都市ガスが安定して供給できるものとする。
- ・ 受注者は、本市が行う（社）日本内燃力発電設備協会による都市ガス配管の耐震性評価取得の申請手続きへの協力を行うこと。なお、申請手続きは一般ガス導管事業者が整備する敷地境界までの供給管と併せて行う。
- ・ 耐震性評価取得のため、都市ガス配管の建物貫通部付近にて、本市が指示する場所にてボーリング調査を行うこと。なお、建築物地質調査の目的で行うボーリング調査と兼ねても良い。
- ・ 都市ガス配管の実施設計に際しては、一般ガス導管事業者と綿密な調整を行うこと。（ガス配管の材料・接合方法については「ガス工作物基準」に適合するものとし、屋内配管の耐震設計は「建築設備耐震設計・施工指針」に基づいて行う。）
- ・ 非常用発電設備への配管（引込管ガス遮断装置以降）は、専用の導管とする。ただし、次のいずれかの措置を講ずることにより、他ガス設備へ分岐することができる。
  - 他ガス設備及び分岐以降の配管は、地表面水平加速度 400 ガルまでの地震に対し十分な耐震性を有するように設計・施工する。
  - 分岐配管に適切なガス遮断装置を設置するとともに、分岐点からガス遮断装置までの配管は、地表面水平加速度 400 ガルまでの地震に対し耐震性を有するように設計・施工する。
- ・ 耐震性評価対象の配管等は、実施設計図等を基に上述の申請を行った後、現場での変更等は原則認められないため充分注意のこと。
- ・ 耐震性評価対象の配管にかかる実施設計図は、本体工事着工前に、各種解析、消防協議、耐震性評価認定取得手続き等の期間を十分に見込み作成すること。
- ・ 耐震性評価対象の配管は、その延長が極力短くなるよう努めること。

### (4) 一般系統

- ・ 都市ガスは、必要な設備及びユースポイントに適切に供給すること。

- ・ ガス漏れ緊急遮断システムを構築すること。

## 6 昇降機設備の要求水準

### (1) 共通事項

- ・ 地震発生などの緊急時にも、利用者の安全を守り、被害を最小限とし早期の復旧を可能とする対策を十分に行うこと。
- ・ 安全機能などは、「昇降機技術基準の解説」（一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター）を満たす計画とすること。
- ・ エレベーターの耐震クラスは、A14 とすること。
- ・ 乗用エレベーターには、次の管制運転等の機能を有すること。
  - 地震時管制運転
  - 火災時管制運転
  - 停電時救出運転
  - 閉じ込め時リスタート運転
  - ピット冠水時管制運転
  - 自動診断仮復旧運転
- ・ エレベーターの長周期地震動に対する各種対策は、管制運転装置の他、脱レール防止対策、各部の補強対策及びロープ外れ防止対策などを十分に行うこと。
- ・ エレベーターの昇降路は、地下外壁と接しない場所に設置すること。ただし、二重壁とするなど、湧水への対策を講じた場合はこの限りではない。また、屋上の配管取出口、地下階やデッキなどの出入口部には、昇降路に雨水などが浸入しないよう、対策を講じること。
- ・ エレベーターの扉の開口幅と開閉速度は、乗り降りの際、一度に多数の利用者が利用しやすいよう、考慮すること。
- ・ エレベーターは、セキュリティ設備と連動し、不停止制御、スケジュール運転及びかご呼び制御などが可能な仕様とすること。
- ・ エレベーターは、かご移動時に風切り音などが発生しないよう、対策を講じること。
- ・ かごの大きさや速度は、合理的な範囲で余裕をもった計画とすること。速度は、昇降行程及び緊急時の駆けつけなどを考慮し、適切に設定すること。
- ・ ペDESTリアンデッキのエレベーターは「9 ペDESTリアンデッキの要求水準」による。

### (2) エレベーター

#### ア 一般利用者用エレベーター

- ・ 着床階は、1階から最上階までの各階（機械室フロアなどを設けた場合は除く）とすること。
- ・ 車いす使用者及び視覚障害者対応とすること。

#### イ VIP・VIP用エレベーター

- ・ VIPエリア内の乗用エレベーターは、停止するフロアを任意に設定できるシステムとすること。
- ・ かごの仕上げは、グレード感に配慮すること。
- ・ かごの大きさは、大規模イベントの開催時の利用を想定し選定すること。
- ・ 車いす使用者及び視覚障害者対応とすること。

#### ウ 物品搬出入・メンテナンス用エレベーター

- ・ 上層階設置機器のメンテナンス及び機器材の搬出入などを考慮した、適切なかごの大きさ（間口・奥行等）のエレベーターを設置すること。
- ・ 着床階は、機械室フロアなどを含む各階とすること。
- ・ 速度は、昇降行程を考慮し、適切に設定すること。
- ・ かごの仕上げは、耐久性に配慮すること。
- ・ かごの一部を折上げ天井とするなど長尺物対応を可能とすること。

#### エ 屋外デッキ用エレベーター

- ・ 屋外デッキのエレベーターを設置する場合は、地上階とデッキ面に着床すること。
- ・ エレベーター出入口部には雨避け、吹き込みを考慮した庇等を設けること。

### (3) エスカレーター

エスカレーターを設置する場合には、以下によること。

- ・ 型式は、S1000型とすること。
- ・ 傾斜角度は、30度とすること。
- ・ 衝突、はさみ込み防止及び駆け上がり防止などの安全対策を講じること。
- ・ スピードの切替えが可能な仕様とすること。
- ・ 省エネルギーや管理性を考慮し、自動発停装置を設置すること。
- ・ 点検時の昇り動線の確保や入退場時の専用運転による運用を可能とするために、運転方向の切替えが可能な仕様とすること。
- ・ 乗降口部分には、現在位置及びエスカレーターの運転方向がわかるよう、音声、点字及び表示による案内を設置すること。

### (4) 監視制御盤

- ・ 全てのエレベーター、エスカレーターの監視制御盤は、防災センターに設置し、各号機の運転停止、各種管制運転操作及びセキュリティ連動操作などの各種操作を行える仕様とすること。
- ・ かご内監視用として監視カメラを設置し、本章4(20)の監視カメラとして整備すること。

## 7 フィールドの要求水準

### (1) 芝草の育成

- ・ 芝舗装は天然芝又はハイブリッド芝によるものとする。
- ・ 芝草種は、日照条件等に応じ適切な品種を選定すること。
- ・ 芝床構造については、砂床（厚さ 30cm～35cm）とすること。使用する砂は、洗い砂とし、レキ（2 mm以上）やシルト（0.05 mm以下）の含有率がそれぞれ 3%以下の粒度調整砂を使用すること。
- ・ 砂床の砂が排水槽へ流入しないような計画とすること。
- ・ 路床支持力を確保するため、路床 CBR 試験を行い、設計 CBR 値を検証すること。
- ・ フィールドの日照及び通風条件を検証し、芝の育成に必要な日照と通風を確保すること。

### (2) 散水システム等

- ・ 散水システムは、ポップアップ式スプリンクラーとし、ピッチ全面を均一に散水できるよう適切に配置すること。
- ・ 散水システムは自動運転とし、系統制御、週間タイマー制御、降雨センサ制御とすること。
- ・ フィールド内には散水栓を適宜設置すること。

### (3) 天然芝育成補助システムの導入

天然芝（ハイブリッド芝に含まれる天然芝を含む）の健全な育成を図るため、自然の日照・気温・通風を可能な限り確保したうえで、下記のアに示す条件の他、年間を通してフィールド機能を維持する為の芝の育成条件、スポーツターフに必要とされる性能を満たさない場合は、イに掲げる天然芝育成補助システム及び設備を導入し、達成に向けて改善を図ること。

#### ア 天然芝の健全な育成を図るための条件

- ・ 使用する芝草種に応じた適度な温度条件、土壌水分量を確保する。

試験項目	規格値	試験方法
衝撃吸収性	30～180 G	グレッグインパクトソイルテスターにて、500 g のハンマーを 55cm の高さから連続打撃して、4 回目の数値を採用する。
トラクション	25 Nm 以上	トラクションメーターにて測定する。

#### イ 天然芝育成補助システム及び設備

##### <地中温度制御システム>

- ・ 地中温度制御システムは、年間を通して芝生を良好な状態に保つため、地中に埋設した配管に夏季は冷水、冬季は温水を流すことにより、地中の加熱、冷却を行うこと



が可能なシステムとする。

- ・ 床土の10～15cm程度の深さにおける温度が、下記の最適温度の範囲となるよう計画すること。

芝種	最適温度
暖地型芝	24～29℃
寒地型芝	10～18℃

#### <補光設備>

- ・ 補光設備は、芝生の育成に必要な日射量を補うことが可能な設備とする。
- ・ 設備の導入に当たっては、フィールド内の日照条件に応じた適正な台数を導入することとし、導入台数に応じた保管用の収納庫を確保した計画とすること。

#### <移動式大型送風機>

- ・ 移動式大型送風機は、ピッチ上の空気循環を促進し、除湿効果を高めることが可能な設備とすること。
- ・ 設備の導入に当たっては、フィールド通風条件に応じた適正な台数を導入することとし、導入台数に応じた保管用の収納庫を確保した計画とすること。

#### (4) その他

- ・【別紙20 競技用備品リスト】に記載のあるサッカー及びラグビー競技用の備品を整備すること。
- ・ 圃場のあり方について検討を行い、必要に応じて整備すること。

## 8 広場エリアの要求水準

### (1) 共通事項

- ・ 広場エリアとは、【別紙9 公園区域図】に示す範囲のうち、スタジアムを除く部分とする。
- ・ 広場エリアにおいては、スタジアム及び太田川や広島城、近隣住宅地等の周辺環境を踏まえて(2)～(11)に記載する各施設を計画すること。
- ・ 別途発注するPark-PFI事業者との調整を密に行い、スタジアムと広場エリアが一体化したにぎわいを創出できるよう、連携の取れた計画とすること。
- ・ 建築物、構造物等を計画する際には、地下埋設物を損傷しないよう、事前に地下埋設物探査により位置を把握すること。
- ・ 都市公園法に基づく都市公園にふさわしいものとして整備すること。
- ・ 公園施設は、利用者が快適・安全に利用できる十分な性能を確保すること。
- ・ 各種設備器具・手摺等は、高齢者、障害者にも十分に配慮した使いやすい設計とすること。
- ・ 仕上げ材料の選定に当たっては、本市の気候やその他の立地条件及び想定される通常の使用条件において耐久性が確保されたものとする。
- ・ 敷地内の雨水を速やかに排水できるよう、対策を講ずること。
- ・ 敷地全体の排水系統との関連に留意し、各園路、広場の利用目的に適した排水施設を検討すること。
- ・ 各種仕上げ、細部は、供用開始後の維持管理コストの低減に十分に配慮すること。
- ・ 広域的な集客が期待できるイベント開催等によるにぎわいや集客性の向上、憩いや市民活動等の日常的な利用促進を目的とした広場空間を確保すること。

### (2) 園路

- ・ スタジアムとペDESTリアンデッキとの連続性、周辺道路からのアプローチを考慮して、歩行者通路を計画すること。基本計画に掲げる中央公園広場全体のビジョンや目標像(コンセプト)を実現するために、相応しい歩行者空間とすること。
- ・ 歩行者、車イス、ベビーカー、ジョギング者等の通行が可能な幅員、構造とすること。
- ・ 南側ペDESTリアンデッキと東側ペDESTリアンデッキを繋ぐ園路については、ペDESTリアンデッキと同等以上の幅員を確保するとともに、歩行者の滞留に配慮した計画とすること。
- ・ 路床支持力を確保するため、路床CBR試験を行い、設計CBR値を検証すること。
- ・ 歩行性、耐久性、経済性、景観性等の観点から判断した舗装・材質とすること。
- ・ 【参考1 ゴーイングイメージ(案)】におけるCゾーン及びDゾーンを周回する主要な園路については、緊急車両及び管理用車両(4t)、並びに大型イベント時の

搬入車両（11 t）等が走行可能な計画とすること。

- ・ 周辺道路に接する箇所には可動式車止めを整備すること。
- ・ インフラ埋設管の埋設深さは 600 mm以上とすること。
- ・ 試合開催日等に、スタジアムから東側ペデストリアンデッキに帰宅者をスムーズに誘導するため、園路沿いに可動式バリカー等を設け、物理的に帰宅者が北側の住宅地、国道 54 号西側歩道へ分散しないよう計画すること。

### （3）防災広場

- ・ 広島市地域防災計画に基づき、指定緊急避難場所として、防災機能を有した空地进行を概ね 2 ha 以上を確保すること。なお、災害発生時は、支援物資の集積場所やボランティアの活動などの防災活動拠点としてスタジアムと一体的に使用することを想定して計画すること。
- ・ 中央公園広場又は周辺地域において災害が発生した際には、安全に避難することができる設計とすること。
- ・ 障害者、高齢者、子ども、外国人などの、臨機に対応をとることが困難な利用者（要配慮者）も避難しやすいよう十分配慮すること。
- ・ 防災広場周辺には災害時に転用可能なベンチなどの防災施設を設置すること。
- ・ 中型ヘリコプターが発着できる平坦かつ支障物のない空間を確保すること。なお設計にあたっては発注者と協議を行い、計画に反映すること。

### （4）マンホールトイレ

- ・ 既存のマンホールトイレ（20 基）は原則として残置すること。やむを得ず撤去する場合は、施設管理者と協議の上、撤去した数と同等以上を新設すること。
- ・ マンホールトイレを新設する場合、流末は下水道管へ接続すること。トイレ洗浄水を整備すること。（現在は、堀川の水が堰を外すことで供給できる仕組みとなっている。）

### （5）屋外トイレ

- ・ 既存の屋外トイレ（3 か所）を撤去したうえで、Park-PFI 事業にて設置予定の屋外トイレ（2 か所以上）用の給排水及び電気設備を整備すること。便器や手洗い等の衛生器具数は、既存の屋外トイレ同等以上とする予定だが、具体的な設置数については今後決定する Park-PFI 事業者と調整すること。

### （6）サイン計画

- ・ 関係者と協議の上、必要と思われるサインについては漏れなく計画し、施設管理者等と協議すること。

- ・ ユニバーサルデザインの概念に沿った、誰もが一見して理解でき、高齢者、障害者、外国人等にも情報の共有化が図られ、わかりやすい明瞭なものを適切な場所に設置すること。なお、スタジアムのサイン計画に倣った外国語対応とすること。
- ・ 園名板、案内板、各施設（スタジアム、屋外トイレ等）への誘導表示、駐車場案内、注意板、広告板等についてのサインを計画すること。
- ・ スタジアムの駐車場や駐輪場等のサインとの整合性に配慮すること。
- ・ 広島市景観条例、広島市屋外広告物条例に合致したサイン計画とすること。

#### (7) 植栽

- ・ 来園者にとって、快適で見通しの良い、見た目に楽しい、歩きたくなるような植栽・造園計画とすること。
- ・ 【別紙 15 樹木位置図及び樹木調査資料】に従って既存樹木の撤去、移設等を行った上で受注者が新たに植栽を行う場合は、周辺環境と調和した植栽・造園計画とすること。その際、広島市緑の基本計画を考慮した計画とすること。
- ・ 【別紙 15 樹木位置図及び樹木調査資料】にて移植することとした以外の既存樹木の移植を妨げるものではないが、当該樹木の状態を確認の上、移植樹木を選定のこと。
- ・ 中央公園広場の配置計画、施設の用途、植栽目的に応じて適切な樹種、形状を選定すること。
- ・ 植栽樹種、規格、植栽場所の応じた適切な支柱工を選定すること。
- ・ 芝生広場や広場のへの入り口周辺には、施設の用途や環境に適した植栽・造園計画を行うこと。
- ・ 広場エリアの表層は、歩行者及び車両動線等を除いて天然芝を原則とすること。
- ・ 新植樹木等（移植樹木を除く）が本事業完成引渡し後、1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯れ枝が樹冠部の三分の二以上になった場合及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の三分の一以上の主幹が枯れた状態）となった場合には、受注者は、当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えること。
- ・ 設計に当たっては発注者と協議を行い、計画に反映すること。

#### (8) 構内道路（西側園路）

- 【参考1 ゴーニングイメージ（案）】を参考に、Aゾーンを水辺空間との一体的な空間として計画すること。なお、計画に応じて構内道路（西側園路）を付け替える場合は、以下の要求水準を満たすこと。
- ・ 城南通りからの交差点位置の変更は妨げないが、変更する場合は、設計者にて交通管理者等との協議を行うこと。交差点位置の変更に当たっては、【参考5 交差点移

設参考図】を参考に計画すること。

- ・ 大型バス等が走行可能な計画とすること。なお、試合開催日やイベント開催日等の大型車両の出入りは城南通り側からのみの運用とする。
- ・ 交通事業者、交通管理者等と協議の上、大型バス及びタクシーの乗降所の設置について検討すること。
- ・ 城南通りから北側の住宅地まで、安全に通行できる歩道を設けること。
- ・ 道路交通法、広島市道路構造基準等条例に準ずる仕様とすること。
- ・ 構内道路（西側園路）の付け替え等に伴い、中国電力株式会社の埋設物に支障が生じる場合は、発注者及び中国電力株式会社等と協議のうえ、適切に対応すること。

## (9) 電気設備

### ア 電灯設備

- ・ Park-PFI 事業用の電灯分岐を課金するための検定付電力量計及びそれ以外の指定管理者用の電灯分岐（トイレ、園路灯、ペDESTリアンデッキ、HIROSHIMA FREE Wi-Fi 等）の一般（検定外）電力量計を電源盤（配線用遮断器含む。）に整備すること。

ただし、Aゾーンについては、電源盤を引込分電盤（低圧）と兼ねることができ、C・Dゾーンについては3面程度、整備すること。

また、引込分電盤及び各電源盤には、広場エリアでのイベント等で使用できる予備回路等（配線用遮断器含む。）を複数、整備すること。

- ・ 園路灯は、夜間の通行及び防犯のため、周辺環境等との調和を考慮し、デザイン性、機能性及び省エネルギー性（自動点滅又はタイマー制御）に配慮して整備すること。なお、園路の照度は5ルクス以上とすること。
- ・ トイレ、園路灯、ペDESTリアンデッキ用照明・監視カメラ及びHIROSHIMA FREE Wi-Fi 設備へ電源供給するよう整備すること。

### イ 動力設備

- ・ にぎわい施設用の動力分岐を課金するための検定付電力量計及びそれ以外の指定管理者用（ペDESTリアンデッキ用エレベーター）の動力分岐の一般（検定外）電力量計を電源盤（配線用遮断器含む。）に整備すること。

なお、電源盤は、電灯分岐の引込分電盤及び電源盤と兼ねること。

### ウ 幹線設備

- ・ 引込、高圧受変電設備から広場エリア内に設置するにぎわい施設、ペDESTリアンデッキ（東側・南側）、トイレ及び園路灯等への電源供給を想定し、引込分電盤及び各電源盤までの配管・配線を整備すること。
- ・ 幹線は、配置、用途及び負荷の容量等を考慮し系統を設定すること。なお、Aゾーンについては1系統で、C・Dゾーンについては3系統程度を想定している。

- ・ ケーブルは、盤内以外で分岐及び接続は行わないこと。
- ・ 幹線は全てケーブル配線とすること。

#### エ 接地

- ・ 接地極は、整備する設備に合わせ、接地工事の種類に応じた接地抵抗値が得られる形式等を採用し整備すること。

#### オ 受変電設備

- ・ 広場エリアの受電は、スタジアムと別途実施すること。
- ・ Aゾーンは低圧受電で、C・Dゾーンは高圧受電（6,600V 3φ200kVA以上、1φ100kVA以上）を想定している。  
 なお、Park-PFI事業者の整備計画によっては、容量等が変更することがある。
- ・ 受変電設備については、電力供給者の測定する月間力率で98%以上を確保する自動力率調整制御を行うこと。
- ・ 高圧変圧器等については、低負荷時の省エネルギーに配慮した超高効率用の高圧変圧器で整備すること。

#### カ 構内線路

- ・ 構内線路は電圧により、高圧電路、低圧電路、通信線路に区分し、管路及びハンドホールを別に設けること。
- ・ にぎわい施設の構内線路については、各にぎわい施設の直近のハンドホールまで配管を整備すること。
- ・ 配電線路の管路は、原則ケーブル1条につき1本とし、予備配管を設けること。
- ・ 地中埋設配管は必要な埋設深さを確保し、埋設表示シート、埋設表示杭を敷設すること。
- ・ 電力の引込は、Aゾーンでは敷地境界北側から架空で、C・Dゾーンでは敷地境界北側から埋設で、可能な限り短い引込配線ルートで整備すること。
- ・ なお、併せて将来の設備更新及び事業形態の変更等の対応を考慮し、予備配管を整備すること。
- ・ 通信の引込は、通信事業者により通信回線を敷地境界から受変電盤等に引込み、にぎわい施設用及び指定管理者用の引込配線ルートを整備すること。  
 なお、併せて将来の事業形態の変更等の対応を考慮し、予備配管を整備すること。

#### キ 構内情報通信網設備

- ・ 広場エリアについては、広域で統一的な無料公衆無線 LAN サービスの整備の促進を図ることを目的として「HIROSHIMA FREE Wi-Fi サービス」を活用する計画にしているため、本設備に係る配管を整備すること。

#### (10) 給排水衛生設備

- ・ 各広場エリア(Aゾーン及びC・Dゾーン)には【参考4 インフラ引込計画図(案)】

のとおり水道本管からの引き込みをそれぞれ行うこと。

- Park-PFI 事業者が広場エリアにおける水道使用量を計量できるよう、量水器装置を設けること。ただし、量水器本体は水道事業者からの貸与とする。
- 植栽及び芝生帯には散水栓を設けることとし、散水栓の位置及び口径は、維持管理性を考慮し選定すること。
- 散水設備にはスタジアムにて行う雨水再利用水を積極的に活用すること。なお、高齢者や幼児等、不特定多数の利用者が直接接触れることが考えられる芝生の散水は、原則上水による散水を計画すること。
- 公園利用者が利用できる水飲み場を整備することとし、整備に当たっては車いす使用者の利用を考慮すること。設置数は、最低3か所以上とし、広場エリア内に分散配置すること。
- Park-PFI 事業者にて整備予定の公募対象公園施設及び特定公園施設への給排水設備を整備すること。Park-PFI 事業者との整備区分は給水バルブ、汚水桝等の明確に分けられる部分とする。
- 水景設備を計画する場合は、公園の景観に配慮するとともに維持管理に配慮したシステムとすること。

#### (11) その他

- フェンス等を設置する場合は、防犯性、視認性、景観性、安全性等のほか、耐久性に配慮すること。
- 中央公園広場北側道路については、施設管理者、交通管理者等との協議の上、車道横断構成の変更や、歩道を整備し、柵や植栽等により、送迎車両が来ても乗降できないよう計画すること。
- 広島城北側の歩行空間については、歩行者の安全・安心な空間を確保するため、堀によって縮小された区間に張り出し歩道を整備する等、東側ペDESTリアンデッキの城北駅方向のスロープ同等以上の幅員を確保するため、関係機関と協議し計画すること。
- 【別紙7 工事位置図】に示す位置に、歩道等への放置駐輪が無いよう駐輪場を整備すること。周囲にはフェンス及び施錠管理が出来るゲートを設けること。なお、駐輪場については、2,000台程度の需要が見込まれているため、関係機関と協議の上、必要台数を整備すること。
- 中央公園ファミリープール側には、施設管理者等と協議の上、視界を遮る目隠しフェンス等を設置すること。

## 9 ペDESTリアンデッキの要求水準

中央公園広場までの安全で円滑な歩行者動線を形成するため、城南通り及び国道 54 号を横断するペDESTリアンデッキを整備すること。

### (1) 共通事項

#### ア 路面高さ

- 路面高さは、舗装厚さ、施工誤差、たわみ等を考慮のうえ、広島市道路構造基準等条例に沿って、道路の建築限界を侵さないこととし、桁下高さを 5.0m 以上確保すること。

#### イ 荷重の考え方

- 群集荷重等、詳細は道路橋示方書・同解説に準ずること。

#### ウ 基礎及び杭

- 基礎及び杭の設計に当たっては、地下埋設設備と干渉しないよう計画し、設計時に関係各課と事前協議を密に行うこと。また、施工中の安全性に配慮し、経済性に優れた工法にて整備すること。
- 基礎及び杭の施工に先立ち、地下埋設物を損傷しないよう、事前に地下埋設物探査により位置を把握すること。なお東側ペDESTリアンデッキ周辺の地下埋設物の状況については【別紙 21 東側・南側ペDESTリアンデッキ位置図】を参照すること。

#### エ その他

- 施工の際は、周辺の交通状況への影響を最小限にする工夫を行うとともに、安全性の高い施工計画を行うこと。
- 現況歩道の有効幅員は、広島市道路構造基準等条例に従い、必要な幅員を確保すること。
- 支柱及び階段については、広島市道路構造基準等条例に従い、車両の視認性を妨げない配置とすること。
- 通路の交差部には隅切りを設け、見通しを確保すること。
- 通路表面は、雨天時にも滑りにくい粗面又は滑りにくい仕上げ材を使用することとし、床の滑りについて、評価指標は JIS A 1454 に定める床材の滑り性試験によって測定し滑り抵抗係数 (CSR) を用いること。
- 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」(国土交通省)及び「道路の移動等円滑化整備ガイドライン(道路のバリアフリー整備ガイドライン)」(一般財団法人国土技術研究センター)(以下「移動等円滑化整備ガイドライン(都市公園及び道路)」という。)に沿って手すりを設けることとし、両側に連続していること。
- スロープ前後の路面等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。



- ・ スロープが長くなる場合は、立体横断施設技術基準・同解説に従い、車いす使用者等が途中で休憩又は減速できるように平坦な部分が必要となることから、高さ3m（極力低い方が望ましい。）ごとに踊場を設けること。
- ・ 衝突防止のために、スロープの始点、終点、曲がり部分、通路との交差部、エレベーター出入口等には、150cm以上の水平部分を設けること。
- ・ 通路縁部の立ち上がりは、車いすや歩行車の脱輪防止又は杖の脱落を防止するため、35cm以上の立ち上がりを設けること。
- ・ 各ペDESTリアンデッキの幅員は、手すりの内側の有効幅員とする。
- ・ 交通管理者等と協議し、試合開催日及びイベント日以外の通常時において、スロープでの事故対策として、可動式バリカーや路面表示、注意看板等を設けること。
- ・ スロープ下に空間が設けられる場合は、放置自転車対策のため、侵入防止策を講ずること。
- ・ ペDESTリアンデッキの設置により移設が必要な案内標識等については、道路管理者等と協議し、機能回復を行うこと。

## (2) 東側ペDESTリアンデッキ

### ア 設置位置及び幅員

- ・ 県立総合体育館前交差点付近に設置すること。位置については、【別紙21 東側・南側ペDESTリアンデッキ位置図】を参考に計画することとし、道路横断部の幅員は、8m以上とすること。

### イ スロープ及び勾配

- ・ スタジアム方向及び城北駅方向、広島駅方向にスロープを設けることとし、城北駅方向の幅員は4m以上、広島駅方向の幅員は8m以上とすること。
- ・ スロープの勾配及び踊り場は、移動等円滑化整備ガイドライン（都市公園及び道路）を原則とする。ただし、移動等円滑化整備ガイドライン（都市公園及び道路）に沿ったスロープを設けることが困難な場合は、車いす使用者等の移動経路はエレベーターを利用することとする。
- ・ スタジアム方向のスロープは、Park-PFI 事業用地に配慮した位置に計画すること。
- ・ 広島駅方向のスロープは、広島城三の丸整備に配慮した位置に計画すること。

## (3) 南側ペDESTリアンデッキ

### ア 設置位置及び幅員

- ・ スタジアムの屋外デッキに接続し、城南通りを横断するペDESTリアンデッキを設置すること。位置については、【別紙21 東側・南側ペDESTリアンデッキ位置図】を参考に計画することとし、道路横断部の幅員は、10m以上とすること。

## イ スロープ及び勾配

- ・ 広島県立総合体育館と中央公園ファミリープールの間の歩道上に、幅員 10m のスロープを設けること。整備に当たっては、中央公園ファミリープールの植栽帯等を撤去の上、幅員を確保すること。
- ・ スロープの整備に伴い、中央公園ファミリープール内の施設及び設備を撤去又は移設する場合は発注者及び施設管理者等と協議のうえ、機能回復等の適切な対応をすること。また、【別紙 21 東側・南側ペDESTリアンデッキ位置図】を参照して広島県立総合体育館と中央公園ファミリープールの間の進入路の植栽帯を撤去し、幅員 6.0m 以上の進入路及び幅員 2.5m 以上の歩道を整備すること。
- ・ スロープの勾配及び踊り場は、移動等円滑化整備ガイドライン（都市公園及び道路）を原則とする。ただし、移動等円滑化整備ガイドライン（都市公園及び道路）に沿ったスロープを設けることが困難な場合は、車いす使用者等の移動経路はエレベーターを利用することとする。
- ・ 中央公園広場内の昇降施設（スロープ）は、スタジアム屋外デッキ部分のスロープ等を使用することとする。

## ウ その他

- ・ スロープを降りた位置から広島市こども文化科学館との交差点付近までの歩道は、ペDESTリアンデッキと一体性を持たせた幅員及び舗装にて歩道の改良を行うこと。
- ・ 中央公園ファミリープール側には、施設管理者等と協議の上、視界を遮る目隠しフェンス等を設置すること。

## (4) 電気設備

- ・ ペDESTリアンデッキ用照明は、夜間の通行及び防犯のため、周辺環境等との調和を考慮し、デザイン性、機能性及び省エネルギー性（自動点滅又はタイマー制御）に配慮して適切な位置に整備すること。なお、ペDESTリアンデッキ上の照度は、道路照明施設設置基準・同解説に沿って 5ルクス以上とすること。
- ・ 雑踏状況の把握や犯罪抑止のため、南側及び東側のペDESTリアンデッキに監視カメラを設置すること。ただし、監視カメラは、防災センター、事務室及び管理事務室で監視・操作等できるように整備すること。

## (5) エレベーター

- ・ ペDESTリアンデッキ両端にそれぞれ定員 24 人以上の屋外用エレベーターを各 2 台以上整備すること。
- ・ 車いす使用者及び視覚障害者対応とすること。
- ・ 地震発生などの緊急時にも、利用者の安全を第一とし、被害を最小限とし早期の復

旧を可能とする対策を十分に行うこと。

- 整備に当たっては、「移動等円滑化整備ガイドライン（都市公園及び道路）」によること。
- 安全機能などは、「昇降機技術基準の解説」（一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター）を満たす計画とすること。
- エレベーターの耐震クラスは、A14 とすること。
- エレベーターの管制運転等の機能は次のとおりとする。
  - 地震時管制運転
  - 停電時救出運転
  - ピット冠水時管制運転
- エレベーターの長周期地震動に対する各種対策は、管制運転装置の他、脱レール防止対策、各部の補強対策及びロープ外れ防止対策などを十分に行うこと。
- 電気配管の取出口、ピット及びデッキ等の出入口部には、昇降路に雨水等が浸入しないよう対策を講じること。
- エレベーターの扉の開口幅と開閉速度は、乗降の際、一度に多数の利用者が利用しやすいよう考慮すること。
- かごの大きさや速度は、合理的な範囲で余裕をもった計画とすること。

## 第4章 業務の実施に関する要求水準

### 1 共通事項

#### (1) 基本的事項

- ・ 本体工事（建築・電気設備・機械設備工事、土木工事等）は【参考2 適用法令及び適用基準リスト】を適用する。
- ・ 受注者は、要求水準及び技術提案を基に基本設計及び実施設計を行い、設計、施工及び工事監理業務を適切に行うこと。特に施設の品質確保を確実にするために、品質確保プロセスを適切に計画、実行及び管理すること。
- ・ 受注者は、共同企業体構成員の業務内容に応じて業務分担を具体的に定めること。また、共同企業体構成員が行う業務について代表企業が統括管理を行うこと。
- ・ 代表企業は、共同企業体構成員が的確に業務を実施するように、共同企業体構成員の業務管理を行い、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。また、代表企業は、共同企業体構成員が分担するコスト管理、要求水準の確認及び技術提案の確認などの管理を行うこと。
- ・ 受注者は、各業務を行うに当たり、市関係部署や広島県、スタジアム指定管理者、Park-PFI 事業者を始めとする関係者及び近隣住民等からの要請や意見に対して可能な限り対応すること。
- ・ 別途組成予定の運営協議会※が開催する会議に設計工事期間中に参加すること。
- ・ 受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）、工事・業務実績情報（コリンズ・テクリス）に登録すること。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員（監督員）の承諾を受けること。

※ 運営協議会・・・ サッカースタジアムと広場エリアが一体的に機能し、連携したにぎわいを創出する魅力的な空間づくりを行うことを目的として組成する予定の協議会。会議の構成員は、スタジアム指定管理者、Park-PFI 事業者及び広島市・広島県等を予定している。

#### (2) 共通業務

##### ア 工程表の作成

受注者は、契約締結後速やかに総合工程表（設計、施工、別途工事）を調査職員に提出することとし、総合工程表を基に設計者が作成する全体設計工程表や、施工者が作成する生産計画工程表（調達時期、総合図作成期間、主要製作図作成期間、発注者の確認期間を記載したもの）、全体施工工程表などの検証及び統括・取りまとめを行うこと。総合工程表は、施工者等で調整のうえ必要に応じて随時更新すること。

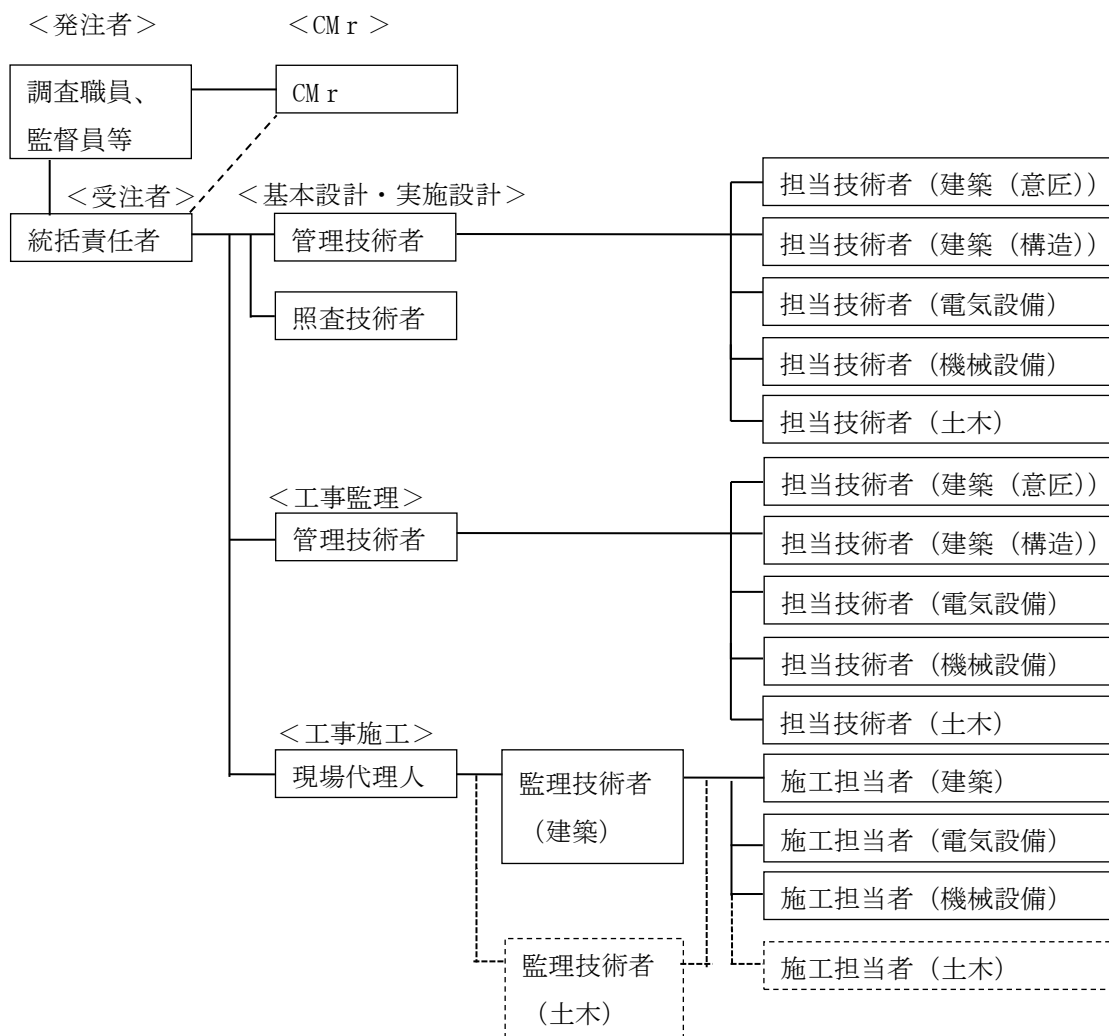
##### イ 体制表の作成

受注者は、契約締結後速やかに体制表を調査職員に提出すること。体制表には配置する技術者及びその役割について記載すること。次の(ア)から(キ)に代表的な技術者

の役割を示す。

また、受注者は、本体事業の推進のため本市が委託を検討している CM r（設計・施工マネジメントを行うコンストラクションマネージャー）への協力を行うこと。

基本設計・実施設計、工事監理及び工事施工の実施体制を下図に示す。



配置予定技術者は、特記無き限り、複数業務の兼任は認めない。ただし、工事監理業務の担当技術者については、設計業務の管理技術者、担当技術者との兼任を認めるが、施工企業に属する者が、工事監理業務を行うことは認めない。また、施工担当者（電気設備）と施工担当者（機械設備）の兼任は認める。

**(7) 統括責任者**

統括責任者は、事業全体の進捗管理や、設計業務、工事監理業務及び施工業務の取りまとめを行うこと。また、受注者の窓口として統括責任者は、より良い施設の具現化に向け、技術提案やコスト管理などについて取りまとめを行うこと。

(イ) 管理技術者<基本設計・実施設計>

管理技術者<基本設計・実施設計>は、設計業務全体を統括し、建築、構造、各設備、土木との調整を行うこと。また、施工段階においては「設計意図伝達等の業務」を行うこと。

管理技術者は、施工企業の監理技術者及び現場代理人並びに管理技術者（工事監理）を兼ねることはできないが、担当技術者を兼ねることができる。

(ロ) 照査技術者<基本設計・実施設計>

照査技術者<基本設計・実施設計>は、設計の成果物の内容について技術上の照査を行うこと。なお、管理技術者<基本設計・実施設計>との兼任は不可とする。

(ハ) 管理技術者<工事監理>

管理技術者<工事監理>は、工事監理業務全体を統括し、建築、構造、各設備、土木との調整を行うこと。

なお、管理技術者<基本設計・実施設計>との兼任は不可とする。

(ニ) 監理技術者（建築）

監理技術者（建築）は、施工業務全体（広場エリアの整備・ペDESTリアンデッキ新設に係る工事を除く）の取りまとめ及び同施工業務を行うこと。

なお、監理技術者は基本的に専任とするが、本体工事の施工に着手するまでの期間（本体工事の現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるまでの間）はこの限りではない。

(ホ) 監理技術者（土木）又は担当技術者（土木）

監理技術者等（土木）又は担当技術者（土木）は、広場エリアの整備・ペDESTリアンデッキ新設に係る施工業務全体の取りまとめ及び同施工業務を行うこと。

なお、監理技術者は基本的に専任とするが、本体工事の施工に着手するまでの期間（本体工事の現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるまでの間）はこの限りではない。

(ヘ) 現場代理人

現場代理人は、施工者の代理として別途工事等を含む施工業務全体の取りまとめ及び施工業務を行うこと。

ウ コスト管理

(7) コスト管理の考え方

- ・ 受注者は、契約締結から引渡しまで、要求水準の明確な変更が無い限り、技術提案内容を遵守し、契約時参考内訳書に記載された単価を準用し、契約金額を下回るコスト管理を実施すること。なお、賃金又は物価の変動などにより工事価格の増加が予測される場合は、契約金額を下回るコスト管理を行うための提案を行い、発注者と協議すること。
- ・ 契約時参考内訳書に記載が無い項目については、調査職員（工事段階は監督員）

(以下、設計段階、工事段階も通しての対応の場合は、「調査職員（監督員）」という。)と受注者で協議のうえ、調査職員（監督員）が承諾した金額で単価を設定する。その際、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計の直接工事費に対する比率は契約時参考内訳書上の比率を上限とする。

- ・ 当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない事由により変更工事が発生した場合、本契約内にて対応し、変更契約は行わない。
- ・ 広場エリアの整備・ペDESTリアンデッキ新設に係る工事の契約時参考内訳書及び設計後参考内訳書は、本体工事と分けて作成すること。
- ・ 広場エリアの整備・ペDESTリアンデッキ新設に係る工事区分は、【別紙3 全体所掌区分表】、【別紙4 工事区分表】による。
- ・ 【別紙16 埋蔵文化財調査範囲図】に示す調査範囲（調査範囲を変更した場合は変更後の範囲とする）と干渉する既存物についての移設又は撤去、保管、盛替え等については、調査業務の区分として計上すること。

**(イ) 設計期間中のコスト管理**

- ・ 受注者は、契約時参考内訳書に基づき、設計期間中におけるコスト管理を行うこと。
- ・ 受注者は、基本設計図書の作成が完了するまでに、基本設計に基づく概算工事費を算出し、調査職員に提出したうえで確認を受けること。

**(ウ) 施工期間中のコスト管理**

- ・ 受注者は、実施設計終了時（工事着工前）に、実施設計図書に基づいて契約金額に対する設計後参考内訳書を作成し、本体工事着工までに調査職員（監督員）に提出し確認を受けること。
- ・ 受注者は、設計後参考内訳書作成に先立ち、単価表を作成して調査職員（監督員）に提出し確認を受けること。
- ・ 受注者は、設計後参考内訳書に基づき、施工期間中におけるコスト管理を行うこと。

**エ 要求水準の確認**

**(7) 要求水準の確保のための受注者による管理に関する基本的な考え方**

受注者は、要求水準を満たすため、基本的に次の項目を(イ)に示す要求水準確認計画書に基づいて確認し、設計業務・工事監理業務及び施工業務の管理を行うこと。

- ・ 基本設計完了時における基本設計図書及び各種計算書などの確認
- ・ 実施設計完了時における実施設計図書及び各種計算書などの確認
- ・ 施工前における全体計画（工事中の周辺への配慮など）の確認
- ・ 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- ・ 各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認
- ・ 全体の施工完了時における計画に基づいた施工の確認

- ・ 1年目点検における計画に基づいた施工の確認

**(イ) 要求水準確認計画書の作成**

- ・ 受注者は契約締結後速やかに、前記(ア)を踏まえ要求水準確認計画書を作成し、調査職員に提出し、承諾を得ること。
- ・ 要求水準確認計画書には、個別の確認項目ごとに、要求水準の確認の方法と確認の時期、確認する者、その他必要な事項を記載すること。
- ・ 要求水準確認計画書には、要求水準で定めた各項目を一覧化したチェックリスト（【参考6 要求水準確認書（案）】を参考に受注者が作成）を添付すること。
- ・ 要求水準確認計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、実施設計完了時及びその他必要な時期に適宜変更及び見直しを行うこと。

**(ウ) 要求水準の確認**

- ・ 受注者は要求水準確認計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、要求水準確認書を用いて要求水準を満たしている事の確認を行った後に、調査職員（監督員）の承諾を得ること。

**(エ) 基本設計図書又は実施設計図書の修正**

- ・ 調査職員は、受注者から提出された基本設計図書又は実施設計図書の内容が要求水準又は調査職員と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。
- ・ 受注者は、基本設計図書又は実施設計図書の内容が要求水準又は調査職員と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、調査職員に不一致の報告を行ったうえで、自らの責任及び費用負担により速やかに基本設計図書又は実施設計図書の修正を行い、修正点について調査職員に提出し確認を受けること。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。

**オ 技術提案の確認**

**(7) 技術提案の実現のための受注者による管理に関する基本的な考え方**

受注者は、技術提案の内容を実現するため、基本的に次の項目を(イ)に示す技術提案実施計画書に基づいて確認し、設計業務・工事監理業務及び施工業務の管理を行うこと。

- ・ 基本設計完了時における基本設計図書及び各種計算書などの確認
- ・ 実施設計完了時における実施設計図書及び各種計算書などの確認
- ・ 施工前における全体計画（工事中の周辺への配慮など）の確認
- ・ 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- ・ 各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認



- ・ 全体の施工完了時における計画に基づいた施工の確認
- ・ 1年目点検における計画に基づいた施工の確認

**(イ) 技術提案実施計画書の作成**

- ・ 受注者は契約締結後速やかに、前記(ア)を踏まえ、調査職員と協議のうえ、技術提案実施計画書を作成し、調査職員の承諾を得ること。
- ・ 技術提案実施計画書には、提案時の具体的評価項目ごとに、技術提案の確認の方法と確認の時期、確認する者、その他必要な事項を記載すること。
- ・ 技術提案実施計画書には、技術提案で提案した各項目を一覧化したチェックリスト（【参考7 技術提案確認書(案)】を参考に受注者が作成）を添付すること。
- ・ 技術提案実施計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、実施設計完了時及びその他必要な時期に調査職員（監督員）と協議のうえ、適宜変更及び見直しを行い、調査職員（監督員）の承諾を得ること。

**(ウ) 技術提案の確認**

- ・ 受注者は、技術提案実施計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、技術提案確認書及び提出物（書類・模型・パースなど）をもって技術提案の設計及び施工への反映状況の確認を行い、調査職員（監督員）の承諾を得ること。

**(エ) 基本設計図書及び実施設計図書の修正**

- ・ 調査職員は、受注者から提出された基本設計図書及び実施設計図書の内容が技術提案又は調査職員と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。
- ・ 受注者は、基本設計図書及び実施設計図書の内容が技術提案又は調査職員と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、調査職員に不一致の報告を行ったうえで、自らの責任及び費用負担により速やかに基本設計図書及び実施設計図書の修正を行い、修正点について調査職員に提出し確認を受けること。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。

**(3) その他共通業務**

**ア 打合せ及び記録と報告**

- ・ 受注者は、調査職員（監督員）及びその他関係機関と協議及び打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ簿）に記録し、相互に確認すること。
- ・ 調査職員（監督員）及び受注者は、指示、通知、報告、提出、承諾、回答及び協議（以下「指示等」という。）を、書面で行わなければならない。この場合、特段、書式に定めを必要としない場合には、打合せ簿により行うものとする。

- ・ 受注者が調査職員（監督員）に提出する書類で様式及び提出部数が定められていない場合は、調査職員（監督員）の指示によるものとする。
- ・ 受注者は、業務の方針、条件等に疑義が生じた場合は、調査職員（監督員）と書面により協議しなければならない。この場合、調査職員（監督員）は速やかに協議に応じるものとする。打合せ内容は、打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。
- ・ 受注者は、次の表の会議体名称、内容、出席者などを参考とし、適宜会議体を提案すること。

会議体のイメージ

会議体名称	内容	出席者○ (主宰者◎ 記録者●)					開催頻度など (参考)	
		発注者	CMr (予定)	設計者	工事監 理者	施工者		
設計 段階	設計会議	発注者から設計者への意図伝達 設計者による各種許認可申請・各種調査・各種検討の報告・説明 基本設計図書及び実施設計図書の説明	○	○	◎●	—	○	2回／月開催
	各種分科会（建築、電気、機械、土木、他）	技術関連全般の協議・確認・決定	○	(○)	◎●	(○)	—	1回／週開催
	その他の分科会 ヒアリングなど	上記会議体の補足として必要に応じ実施する	必要に応じて参加者決定 主宰及び記録は原則設計者					随時開催
施工 段階	工事関係者 連絡調整会議	本体事業全体の円滑な推進を図る事を目的に、本体工事と別途工事及び Park-PFI 事業者等間のスケジュールや施工の調整などを行う	○	(○)	(○)	◎	●	1回／月開催 別途工事及び Park-PFI 事業者等の施工者等も出席
	総合定例会議	本体事業に関係する全社に関連する議題について打合せを行う	○	○	○	◎	●	1回／月開催 別途工事の施工者等も出席
	定例会議	主として本体工事に係る議題について打合せを行う	○	○	(○)	◎	●	2回／月開催
	総合図会議	総合図に関する打合せを行う	○	(○)	○	◎	●	随時開催
	仕上計画、設備 計画プレゼンテーション セッション会議	各種仕上のプレゼンテーション及び打合せを行う	○	○	◎	○	●	随時開催
	各種分科会（建築、電気、機械、土木、他）	上記会議体での議題以外の詳細内容についての打合せを行う	(○)	(○)	(○)	◎	●	1回／週開催

出席者の（ ）は必要に応じて参加  
司会進行は主宰者が実施

**イ 電子データのセキュリティ確保**

- ・ 受注者は、電子メール、打合せ資料及び電子データによる提出物など、電子データを調査職員（監督員）に提出する際には、あらかじめウイルスその他のセキュリティ対策されたものを提出すること。

**ウ 情報セキュリティ確保**

- ・ 受注者が、契約期間中に、業務に関する資料や設計図書などの書類を紛失、あるいは誤送信、盗難にあった場合は、調査職員（監督員）に直ちに報告するとともに、情報の保全と回収を行い、漏えいした情報に伴う損害が発生した場合は、受注者の責において賠償すること。

**エ 守秘義務及び個人情報の保護**

- ・ 受注者は、業務の実施に当たって、関連する法令等に基づき、個人情報を保護しなければならない。
- ・ 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ・ 受注者は、個人情報を取り扱う業務を行う場合は、その取扱いについて「広島市個人情報の保護に関する条例」に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

**オ 引渡し前における設計成果物の使用**

- ・ 発注者は、引渡し前においても設計成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。なお、受注者は、監督員より承諾願書が提出された場合には、特段の理由がある場合を除き、承諾するものとする。
- ・ 発注者は、引渡し前に設計成果物を使用する場合には、著作権、特許権等に配慮し、使用しなければならない。
- ・ 発注者は、引渡し前に設計成果物を使用し、受注者に損害をおよぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

**カ 安全等の確保**

- ・ 受注者は、本体事業の実施に際しては、関係者だけでなく、施設を利用する者、近隣住民、通行者、通行車両などの第三者の安全確保に努めなければならない。
- ・ 受注者は、本体事業の実施に当たり事故が発生しないよう、関係者に安全教育の徹底を図り、指導及び監督に努めなければならない。

**キ 関係機関への手続**

- ・ 受注者は、発注者が行う関係機関への手続等に協力しなければならない。
- ・ 受注者は、業務を実施するための関係機関に対する手続等を適切な時期に行うとともに、その内容を書面により発注者に報告しなければならない。
- ・ 受注者が関係機関から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員（監督員）に報告し協議するものとする。

**ク 近接施設管理者等との協議など**

- ・ 受注者は、発注者が行う近接施設管理者等との協議等に協力しなければならない。

- ・ 受注者は、業務を実施するための近接施設管理者等との協議等を適切な時期に行うとともに、その内容を書面により発注者に報告しなければならない。
- ・ 受注者が近接施設管理者等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員（監督員）に報告し協議するものとする。

#### （4）資料等の作成

##### ア 設計図書、完成図等の作成

- ・ 受注者は、各設計図書等を作成すること。基本・実施設計図書の内容は、【別紙 22 設計成果物の内容】による。ただし、設計図書等の内容については調査職員と協議すること。
- ・ 受注者は、引渡し書類、完成図等を作成すること。引渡し書類の内容は、【別紙 23 提出書類（施工段階）】による。ただし、引渡し書類、完成図等の内容については監督員と協議すること。
- ・ 完成写真については、デジタルデータ及びアルバムを提出すること。撮影箇所数は内部、外部あわせて 200 箇所程度とし、デジタルデータの提出方法は「営繕工事写真撮影要領」に準じる。撮影箇所、提出形態、部数、提出時期、取りまとめについての詳細は監督員と協議すること。また、撮影業者は、監督員が承諾する建築完成写真撮影実績のある撮影業者とすること。

##### イ VR 等、透視図及び模型等の作成

###### （7）VR 等の作成

設計段階の合意形成のため基本設計完了時に、ウォークスルーで施設状態を多面的に確認できる VR（住民説明及び関係者説明用）を作成すること。また、住民説明用にアニメーション（動画）を作成すること。VR やアニメーションの内容及び提出時期は調査職員と協議すること。

###### （4）透視図及び模型の作成

透視図及び模型の作成については【別紙 22 設計成果物の内容】に記載する。

###### （5）パンフレットの作成

受注者は、パンフレットの電子データを作成すること。（オープン時の施設案内用）

###### （1）スタジアム建設記録の作成

受注者は、工事中の記録（ナレーション付きの動画など）を作成し、電子データで提出すること。

##### ウ 維持管理に必要な資料作成

###### （7）保全計画及び長期修繕計画の作成

###### （4）エネルギー使用量の予測

受注者は、実施設計完了時及び工事途中に、施設の供用開始後 3 か年の電力、ガ

ス、水道及び熱などのエネルギー使用量の予測値を算出すること。また、竣工後の施設全体のエネルギー使用量のデータを取り、報告の支援を行うこと。

(ウ) 積載荷重一覧表

(エ) あらかじめの検討によるレイアウト変更制限に係る資料

(全館避難安全検証法にて国土交通大臣の認定を受けた場合)

(オ) その他必要なもの

エ 固定資産管理用資料の作成

受注者は、固定資産台帳へ登録するための管理用資料の作成に協力すること。

(5) 調査

受注者は、【別紙4 工事区分表】の共通事項を参照し、調査業務を行うこと。

ア 地質調査（地盤等）

受注者は、本市の【仕様書類 1-1-4 地質調査業務委託仕様書】に従い、地盤調査計画書を作成するとともに、敷地内の地質調査を実施し、報告書（基準点、ボーリング、サンプリング及び土質調査、サウンディング、室内土質試験、総合考察等）を作成し、調査職員に提出すること。

イ 敷地測量

受注者は、関係者の立会のもと、敷地測量（境界確定・敷地求積図作成・真北測量・高低測量 等）を行うこと。

ウ 電波障害状況

受注者は、「広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に従い、周辺家屋への電波障害影響調査（地上デジタルの電波障害も含む）を実施し、受信レベル・受像画質などの報告書を作成し、調査職員に提出するものとする。

エ その他

その他、受注者が設計・施工に当たって必要な調査を実施する場合は、調査着手前に調査計画書を作成し、調査職員（監督員）に提出を行い、実施すること。

【別紙 16 埋蔵文化財調査範囲図】に示す調査範囲（調査範囲を変更した場合は変更後の範囲とする）と干渉する既存物については、契約締結後速やかに調査範囲外へ移設又は撤去、保管等を調査業務として行うこと。堀川（北側）については、調査範囲外での配管による仮設盛替えを行うこと。

現地作業を伴う調査については、以下に示す事項に留意すること。

- ・ 作業に伴い、監理技術者（建築）は適切に配置すること。
- ・ 「2 設計業務に関する要求水準」及び「3 工事監理業務に関する要求水準」については適用外とするが、仮設配管により堀川への導水が適切に行えることを計算等により確認の上、調査職員（監督員）の確認を受けて作業を行うこと。
- ・ 「4 施工業務に関する要求水準」の現場作業に該当する箇所は準拠すること。

#### (6) 近隣への配慮

- ・ 受注者は、着工に先立ち、近隣住民との調整及び調査などを十分に行い、工事の円滑な進行及び安全を確保すること。
- ・ 受注者は、工事内容を近隣住民へ周知徹底して理解を得るように努めること。
- ・ 本体事業によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、必要な調査を事前に実施し、問題が発生しないように適切な処置を行うこと。
- ・ 工事の実施により、騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下及び交通渋滞等の近隣の生活環境に与える影響を考慮し、状況に合わせ近隣対応を実施すること。また、工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ・ 隣接する建物、道路及び公共施設等に損傷を与えないよう十分留意し、万一、工事中に汚損、破損させた場合には、発注者に報告するとともに受注者の負担において補修等を行うこと。
- ・ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう十分注意するとともに、万一、苦情その他が発生した場合には、発注者に報告するとともに受注者を窓口として、適切に対応すること。
- ・ 工事により周辺地域に水枯れなどの被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、受注者の責任において対応すること。
- ・ 敷地境界については、隣接地権者の立会いのもと、十分な確認を行い、引照点を取り、復元すること。
- ・ 法令に定められたもの及び発注者が自主的に行う近隣住民に対する工事関係の事前説明については、発注者が実施するとともに、受注者はこれに協力するものとする。
- ・ 受注者が自主的に近隣住民に対する工事関係の事前説明を行う場合は、発注者に事前に承諾を得ること。また、説明終了後に説明内容について報告すること。
- ・ 本施設及び近隣への対応について、受注者は発注者に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

#### (7) 市民説明

発注者が行う市民に対する説明については、発注者が実施するとともに、受注者はこれに協力するものとする。

## 2 設計業務に関する要求水準

### (1) 設計業務の範囲

- ・ 設計業務の範囲は、「第1章 5 本体事業の範囲」による。
- ・ 設計者は、発注資料に明示のない場合又は疑義を生じた場合には、調査職員と協議を行うこと。
- ・ 設計者は、本市の【仕様書類 1-1-1 建築設計業務委託共通仕様書】により、調査職員と業務内容について確認を受けること。  
 なお、広場エリアの整備・ペDESTリアンデッキ新設に係る範囲は、本市の【仕様書類 2-1-1 (土木) 設計業務共通仕様書】、【仕様書類 2-1-2 (土木) 調査・設計・測量業務等共通仕様書 (別添)】により、調査職員と業務内容について確認を受けること。
- ・ 設計者は、受注者が有効と考える特殊な工法、材料、製品などを採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議を行うこと。
- ・ 適用基準等で市販されている書籍については、設計者の負担において備えるものとする。

### (2) 設計業務計画書

- ・ 設計者は、設計業務着手前に、本市の「建設コンサルタント等業務書式集」を活用し、業務工程表、業務実施体制、設計条件、毎月の設計進捗状況の報告方法（出来高表など）を含む必要事項を記載した設計業務計画書を調査職員に提出し、確認を受けること。
- ・ 設計者は、設計業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出し承諾を得ること。
- ・ 設計者は、調査職員が指示した事項については、更に詳細な業務計画に係る資料を提出すること。

### (3) 設計業務

#### ア 設計業務の進め方

- ・ 設計者は、要求水準、技術提案及び契約時参考内訳書を基に設計期間中に仕様を確定し、設計図書等を作成すること。
- ・ 設計者は、基本設計及び実施設計の方針について、調査職員と協議を行ったうえで策定し、調査職員に提出し承諾を得ること。
- ・ 設計者は、技術提案の内容に関する具体的な検討を行い、基本設計図書及び実施設計図書に反映すること。
- ・ 設計者は、打合せに当たって、集約した意見を反映した提案として、具体的なコンセプト案、スタディー模型、内観・外観パース等、可視化した分かりやすい資料

を必要に応じて適時提出すること。

- ・ 別途工事の発注方法などは、基本設計段階で確定するものとする。設計者は、別途工事の仕様が過剰にならないように適切な設計を行うこと。別途工事の仕様が明らかに過剰と認められる場合は、発注者が是正を求める場合がある。
- ・ 設計者は、発注者が行う関係者からのヒアリングなど、使い勝手に係る内容について関係者の意見集約の支援を行うこと。
- ・ 設計者は、スタジアム全般の照明、映像、音響、サイネージ等の情報通信関連設備について、将来の拡張性や運用を考慮し統合を図る計画を行うこと。受注者はスタジアム全般のシステムインテグレーターの役割を担う担当者を配置し、今後選定が予定される指定管理者が導入する設備や運営計画や要望を取り込み柔軟に対応できるシステム構築を行うこと。
- ・ 本体業務の実施に当っては、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、新技術・新工法の採用について検討を行うこと。採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。
- ・ 受注者は、本体工事着工に先立ち資機材を発注する場合は、発注しようとする資機材の内容について、原則として発注する7日前までに調査職員に提出し確認を受けること。
- ・ 設計成果物については、【別紙22 設計成果物の内容】によること。
- ・ 設計者は、翌月の5日(ただし、連続した休日等の場合は翌日とする。)までに設計進捗状況が確認できる資料(出来高表など)を作成し、調査職員に提出し確認を受けること。
- ・ サッカースタジアム新築、広場エリアの整備・ペDESTリアンデッキ新設に係る工事は分けて、図面を作成すること。
- ・ 広場エリアの整備・ペDESTリアンデッキ新設に係る工事の工事区分は、【別紙3 全体所掌区分表】、【別紙4 工事区分表】による。

#### イ 工程表の作成

設計者は、次の設計業務に関する工程表を適切な時期に調査職員に提出すること。なお、施工に関する工程及び別途工事に関する工程と調整を行い、設計業務に関する工程に反映すること。

- ・ 全体設計工程表(基本設計着手から実施設計成果品引渡しまで)
- ・ 許認可工程表
- ・ 基本設計工程表
- ・ 実施設計工程表 など

#### ウ 基本設計業務

##### (7) 設計条件等の整理

- ・ 設計者は、要求水準書及び受注者が提案した技術提案に基づく設計条件等を、



調査職員と協議のうえ整理すること。

**(イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ**

- ・ 設計者は、基本設計に必要な範囲で、計画に関する法令及び条例上の条件を調査し、調査職員に報告すること。
- ・ 設計者は、基本設計に必要な範囲で、計画通知等の手続に必要な事項について関係機関と事前に打合せを行い、調査職員に報告すること。

**(ロ) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ**

- ・ 設計者は、基本設計に必要な範囲で、建設予定地における上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行い、調査職員に報告すること。

**(ハ) 基本設計方針の策定**

- ・ 設計者は、基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討すること。
- ・ 設計者は、総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、調査職員に提出し、承諾を得ること。

**(ニ) 基本設計図書の作成**

- ・ 設計者は、基本設計方針に基づき、調査職員と協議のうえ、基本設計図書を作成すること。

**(ホ) 概算工事費の検討**

- ・ 受注者は、基本設計図書の作成が完了するまでに、基本設計に基づく本体工事の概算を行うこと。

**(ヘ) 別途工事の概算工事費の検討**

- ・ 受注者は、基本設計図書の作成が完了するまでに、基本設計に基づく別途工事（市が発注を予定している工事範囲のみ）に要する費用の概算を行うこと。

**(ト) 基本設計内容の承諾**

- ・ 設計者は、実施設計着手に先立ち、基本設計図書を調査職員に提出し、調査職員に設計意図、基本設計内容、要求水準確認書、技術提案確認書及び概算工事費を提出し承諾を受けること。

**(チ) VE提案内容の反映**

- ・ 設計者は、調査職員に対してVE提案を行うことができる。VE（Value Engineering）とは、機能を低下させずにコストを低減できる手段又はコストを上げずに機能を向上させる手段を採用することにより、コスト縮減や機能・品質の向上を図る取組みである。
- ・ 調査職員により採用が認められたVE提案については設計内容に反映できるものとする。
- ・ VE提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分について

ての品質保証など一切の責任は受注者が負うものとする。

## エ 実施設計業務

### (7) 設計条件の確認

- ・ 設計者は、実施設計に先立ち、又は実施設計期間中、必要に応じて設計条件を再確認すること。
- ・ 設計者は、基本設計以降の状況の変化によって、設計条件に変化がある場合、条件に変更が生じる場合又は既に設定した条件を変更する必要がある場合においては、調査職員と協議すること。

### (4) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- ・ 設計者は、法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行い、調査職員に報告すること。
- ・ 設計者は、計画通知を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行い、調査職員に報告すること。

### (4) 実施設計方針の策定

- ・ 設計者は、基本設計図書に基づき、建築、構造、電気設備及び機械設備、土木の実実施設計方針について総合的に検討すること。
- ・ 設計者は、基本設計段階以降に検討した事項のうち、調査職員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための条件を確定すること。
- ・ 設計者は、総合的な検討の結果及び確定された実施設計のための条件を踏まえ、実施設計方針を策定し、調査職員に提出し、承諾を得ること。

### (1) 実施設計図書の作成

- ・ 設計者は、実施設計方針に基づき、調査職員と協議のうえ、技術的な検討などを行い、実施設計図書を作成すること。なお、実施設計図書の作成においては、調査職員と協議を行い施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器などの種別、品質及び品質管理方法などを具体的に記載すること。
- ・ 設計者は、関係機関との事前の打合せなどを踏まえ、実施設計に基づき、計画通知に必要な図書を作成し、調査職員に提出し、確認を得ること。
- ・ 設計者は、本市の【仕様書類 1-3-1 (建築工事) 共通特記仕様書】、【仕様書類 1-3-2 建築工事特記仕様書】、【仕様書類 1-4-1 (電気設備) 特記仕様書】、【仕様書類 1-4-2 (電気設備土木) 特記仕様書】、【仕様書類 1-5-1 機械設備工事特記仕様】、【仕様書類 1-5-2 (機械設備) 特記仕様書】により、施工条件について監督員の確認を受けること。

なお、広場エリアの整備・ペDESTリアンデッキ新設に係る工事については本市の【仕様書類 2-2-1 (土木工事) 仕様書】、【仕様書類 2-2-2 土木工事共通

仕様書】、【仕様書類 2-2-4 (土木工事) 特記仕様書】により、施工条件について監督員の確認を受けること。

(オ) 設計後参考内訳書の作成

- ・ 受注者は、本体工事について実施設計図書に基づき設計後参考内訳書を作成し、本体工事着工までに調査職員（監督員）に提出し確認を受けること。
- ・ 本体工事に先行して着手する業務（埋蔵文化財調査に伴って実施する撤去・移設業務）の参考内訳書は調査職員（監督員）の指示により提出すること。

(カ) 別途工事の積算

- ・ 受注者は、実施設計図書の作成が完了した時点において、別途工事（市が発注を予定している工事範囲のみ）について、数量表を作成し調査職員（監督員）に提出し確認を受けること（【別紙3 全体所掌区分表】で実施設計を別途とするものを除く）。

(キ) 実施設計内容の確認

- ・ 本体工事着工に先立ち、調査職員（監督員）に設計意図、実施設計内容、要求水準確認書、技術提案確認書、設計後参考内訳書を提出し、確認を得ること。

(4) 各種資料の作成

ア 基本設計図書の作成

基本設計図書の内容は原則として【別紙 22 設計成果物の内容】による。

イ 実施設計図書の作成

実施設計図書の内容は原則として【別紙 22 設計成果物の内容】による。また、設計説明書も合わせて作成すること。

ウ 各種説明資料の作成

- ・ 設計者は、発注者が行う説明等に必要な資料を作成すること。
- ・ 打合せに当たっては、集約した意見を反映した提案として、具体的なコンセプト案、スタディー模型、内観・外観パース等の可視化した分かりやすい資料を必要に応じて作成し、適時提出すること。

エ 設計成果物

- ・ 設計成果物のうち、別途工事の発注に係るものには、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。これにより難しい場合は、あらかじめ調査職員と協議し、確認を得ること。
- ・ 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、調査職員と協議を行うものとする。
- ・ 設計成果物は電子納品することとし、「広島市電子納品の手引き」に基づき、「電子媒体納品書」とともに提出するものとする。

(5) 設計に係るその他の業務

ア 別途工事及び Park-PFI 事業との設計に関する調整

- ・ 設計者は、本体事業における設計と、別途工事及び Park-PFI 事業の設計に関する調整を行い、別途工事及び Park-PFI 事業の内容について設計に反映すること。
- ・ 別途工事の内容については【別紙3 全体所掌区分表】の内容による。
- ・ 設計者は、別途工事も含め、関係法令等への適合を確認すること。

イ 別途工事の発注図書作成

- ・ 設計者は、実施設計までを設計者が行う別途工事について、別途工事の発注図書を作成すること。

ウ 申請手続等

- ・ 設計者は、計画通知等の申請関連業務を行うこと。なお、計画通知など広島市への申請手数料は別途発注者が負担するものとし、指定性能評価機関、国土交通大臣認定など広島市以外の関係機関への申請手続手数料は本体事業に含むものとする。変更があった場合も同様とする。
- ・ 設計者は、その他法令により定められた申請手続を行うこと。また、設計者は、発注者が行う申請手続に必要な資料などの作成を行うこと。
- ・ 設計者は、CASBEE 広島による建築物環境配慮制度に基づく建築物環境配慮計画届出書及び同評価制度による認証に必要な申請書類を作成すること。

エ 交付金・補助金等の申請に係る資料作成

設計者は、発注者が交付金・補助金等の申請等を行う場合に、必要となる資料作成に協力すること。

オ 設計変更業務

設計者は、設計変更に際し、調査職員（監督員）と協議し、変更に伴う資料作成等の業務を行うこと。

カ 設計意図伝達業務・確認等の業務

設計者から工事監理者に設計意図の伝達を行うこと。

(7) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明など

- ・ 設計者は、施工に先立ち、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明などを施工者等に対して行うこと。また、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある場合は施工図などで確認を行うこと。

(4) 工事材料、設備機器などの選定に関する設計意図の観点からの検討、助言など

- ・ 設計者は、施工段階において実施することに合理性がある工事材料、設備機器など及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言などを監督員に対して行うこと。

(5) 総合図の確認等

- ・ 設計者は、設計意図伝達の観点から総合図の確認等を行うこと。また、設計意

図が正確に反映されていることを確認する必要がある場合は、施工図などの確認を行うこと。

**(エ) 施工段階における設計変更への対応等**

- ・ 設計者は、施工段階において変更が発生した場合、法適合の観点から、検討、助言を行い、必要な手続き等を行うこと。

**(オ) 施工段階における諸官庁検査及び完成検査への立ち会い等**

- ・ 設計者は、諸官庁検査の立ち会いを行うこと。
- ・ 設計者は、完成検査の立ち会いを行うこと

**(カ) 総合定例会議への出席等**

**(キ) 完成引き渡し時の図面及び書類の確認等**

### 3 工事監理業務に関する要求水準

#### (1) 工事監理業務の範囲

- ・ 工事監理業務の範囲は、「第1章 5 本体事業の範囲」による。
- ・ 受注者は、発注資料に明示のない場合又は疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。
- ・ 工事監理業務は常駐監理とする。(工事監理業務を担当する管理技術者又は担当技術者のいずれかが、現場作業日において常駐すること)
- ・ 広場エリアの整備・ペDESTリアンデッキ新設に係る工事の監理は、「発注者支援業務共通仕様書(案)」(国土交通省)の内容に準じて、業務内容について監督員の確認を受けること。
- ・ 提出書類【別紙23 提出書類(施工段階)】の工事監理関係については、本市の「建設コンサルタント等業務書式集」を活用すること。
- ・ 工事監理業務の実施に当たっては、本市の「工事監理業務一覧表」(【仕様書類 1-1-3 別表3 業務処理区分】)を参照すること。

#### (2) 工事監理業務計画書

- ・ 工事監理者は、工事監理業務着手前に、【別紙24 工事監理業務計画書記載事項】に従い、本市の「建設コンサルタント等業務書式集」を活用し、業務工程表、業務実施体制、工事監理条件、毎月の工事監理進捗状況の報告方法(出来高表など)等の必要事項を記載した工事監理業務計画書を監督員に提出し、確認を受けること。
- ・ 工事監理者は、工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議すること。

#### (3) 工事監理業務

##### ア 一般監理業務

一般監理業務については、設計段階において設計業務を行った者以外が行うこと。

#### (7) 設計図書の内容の把握など

- ・ 工事監理者は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まりなどを発見した場合には、監督員に報告し、必要に応じて設計者に確認すること。
- ・ 工事監理者は、施工者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質(形状、寸法、仕上がり、機能、性能などを含む。)確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて監督員及び設計者に確認のうえ、回答を施工者等に通知すること。

#### (4) 設計図書に照らした施工図などの検討及び報告

- ・ 工事監理者は、設計図書の定めにより、施工者等が作成し、提出する施工図(現寸図・工作図などをいう。)、材料、製作見本、見本施工などが設計図書などの内

容に適合しているかについて検討し、監督員に報告すること。また、施工図の検討をより効率的に行うために、施工者が作成する総合図についても検討を行うこと。

- ・ 工事監理者は、設計図書の定めにより、施工者等が提案又は提出する工事材料、設備機器など（当該工事材料、設備機器などに係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、監督員に報告すること。

**(ウ) 施工と設計図書との照合及び確認**

- ・ 工事監理者は、施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合しているかについて、対象工事に応じた合理的方法により確認し、監督員に報告すること。あわせて、建築基準法及び建築士法による工事監理者として、必要な法手続等を行うこと。

**(エ) 設計図書の内容に適合していることが確認できない場合の措置**

- ・ 工事監理者は、施工や施工図などが設計図書の内容に適合していることが確認できない場合、直ちに施工者等に対してその旨を指摘するとともに、施工者等に対し補修を求めるべき事項等を検討し、監督員に報告すること。なお、施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合していない場合は、施工者等に対し直ちに補修を指示し、その旨を監督員に報告すること。
- ・ 施工者等が必要な補修等を行った場合は、これを確認し、その内容を監督員に報告すること。なお、設計図書のとおりに補修できない場合には、施工者等があらかじめ書面で報告し、工事監理者はそれに係る必要な事項を検討し、監督員及び施工者等と協議すること。

**(オ) 工事監理状況の報告**

- ・ 工事監理者は、工事監理の状況を記録した工事監理業務報告書を、監督員に提出し確認を受けること。
- ・ 工事監理者は、毎月の工事監理業務の進捗状況を翌月の5日（ただし、連続した休日等の場合は翌日とする。）までに、監理月報により監督員に報告すること。
- ・ 工事監理者は、施工者等が提出する工事履行報告書の内容について、その内容が適切であることを確認し、結果を監督員に報告すること。
- ・ 工事監理者は、業務完了の通知を行うまでに、業務完了報告書及びその他書類等（工事監理報告書）を監督員に提出すること。

**(カ) 各施工段階における検査の方法**

各施工段階における検査については、次の確認方法とする。なお、材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認する。現場検査が困難な場合は、工場検査又は書類検査による確認とする。また、各調査及び検査項目については【仕様書類 1-1-3 別表3 業務処理区分】に基づき業務計画書を作成すること。

- ・ 工事監理者は、試験、目視、計測の各行為の現場立会いによる確認を行うこと。
- ・ 工事監理者は、施工者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面による確認を行うこと。
- ・ 工事監理者は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については、遅滞なく場外に搬出させ、監督員に報告すること。
- ・ 工事監理者は、1年目検査等について立ち会い、また必要に応じて業務に関する説明、資料作成を行うこと。

#### イ 監理に係るその他業務

##### (7) 別途工事の調整に関する業務

- ・ 工事監理者は施工段階における工事区分に関する調整等を行うこと。

##### (4) 完成図等の確認に関する業務

- ・ 工事監理者は完成図等が現場と整合している事を確認すること。



#### 4 施工業務に関する要求水準

##### (1) 施工業務の範囲

- ・ 施工業務の内容及び範囲は「第1章 5 本体事業の範囲」による。
- ・ 施工者は、発注資料に明示のない場合又は疑義を生じた場合には、監督員と協議すること。
- ・ 施工者は、要求水準書及び受注者が提案した技術提案内容に基づいて設計され、調査職員（監督員）の確認を得た設計図書に基づき施工を行うこと。
- ・ 施工者は、受注者が有効と考える特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議を行い、採用を検討すること。
- ・ 提出書類については、本市の「請負工事書式集」を活用すること。
- ・ 施工段階の提出書類、引渡し書類等は、【別紙23 提出書類（施工段階）】による。
- ・ 広場エリアの整備・ペDESTリアンデッキ新設に係る工事については本市の【仕様書類2-2-3 土木工事共通仕様書 施工管理関係】により、監督員と業務内容について確認を受けること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策について、国土交通省が作成した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年8月25日改訂版）」を踏まえ、現場における感染拡大防止に努めること。  
また、本市における感染拡大防止の取組みについても熟読の上、事業に臨むこと。  
本市HP【施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底について】  
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koukyoujigyou/153146.html>

##### (2) 施工計画書等の作成

施工者は、公共建築工事標準仕様書等に基づき施工計画書を作成すること。

なお、施工計画書は、原則として該当する工事着手時期を考慮して、監督員の確認を得ること。また、品質管理計画書は、原則として該当する工事着手の7日前までに、監督員の承認を得ること。

また、ペDESTリアンデッキ新設の施工に当たっては、架設計画を含む施工計画書を事前に作成し、交通規制等について交通管理者、道路管理者等と協議を行うこと。

##### (3) 施工業務

###### ア 工程表の作成

施工者は、次に示す施工業務に関する工程表を適切な時期に監督員に提出すること。

なお、設計に係る工程及び別途工事、並びに Park-PFI 事業に係る工程と調整を行い、施工業務に係る工程に反映すること。

- ・ 全体実施工程表

- ・ 月間工程表
- ・ 週間工程表
- ・ 工種別工程表
- ・ 生産計画工程表

(調達時期、総合図作成期間、主要製作図作成期間、発注者の確認期間) など

#### イ 各種図面の作成

施工者は、総合図、製作図、施工図、完成図等を作成すること。

#### ウ 仮設計画図の作成

施工者は、全体の仮設計画図（仮囲い等）及び工種ごと（掘削時、荷揚げ時など）の仮設計画図を作成すること。

#### エ 工事状況の説明・報告

- ・ 施工者は、工事状況を監督員に毎月報告する他、必要に応じ施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・ 監督員は、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- ・ 施工者は、工事を円滑に進捗させるため、必要な工事状況の説明及び整備を十分に行うこと。

#### オ 工事により発生する廃材・廃棄物・建設発生土等の処理

- ・ 施工者は、工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理すること。
- ・ 施工者は、工事により発生する廃材等については、積極的に再利用を図ること。

#### カ 外装、内装モックアップの作成及び確認

施工者は、外装、内装などデザイン上重要な部分の検証を行うため、モックアップを屋外、屋内に設け、監督員の確認を受けること。

#### キ 資機材の先行発注

現場代理人は、本体工事着工に先立ち資機材を発注する場合は、発注しようとする資機材の内容について、原則として発注する7日前までに監督員に提出し確認を受けること。

#### ク 取扱説明会の開催

施工者は、完成図等引渡しに先立ち取扱説明会を開催すること。取扱説明会の動画を撮影し、完成図等引渡しの際に監督員に取扱説明会の動画を提出すること。

#### ケ 芝生の試験施工

芝生の試験施工を行うこと。

#### コ 作業日・作業時間の遵守

工事の作業日・作業時間については、下記の考え方を目安とするが、工事着手前に監督員等と十分に確認・調整を行い、対応を決定するものとする。

- (ア) 作業時間は、概ね午前8時から午後5時までを基本とする。

- (イ) 大きな騒音・振動を伴う作業は、午前9時から午後5時までとし、事前に近隣へ周知・連絡する等、十分配慮して行うこと。
- (ウ) 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）及び8月6日は休日とする。やむを得ず作業を行う場合は休日作業承諾願いを提出し、承諾を得ること。なお、休日作業に当たっては、監督員と協議の上、極力音の出る作業を行わない、事前に近隣へ周知・連絡する等、十分配慮して行うこと。
- (エ) 「広島市週休2日工事試行要領」の実施については、本体工事は、対象外工事とする。

#### サ 工事車両の通行に係る安全管理

- ・ 工事車両計画は、工事の各段階において、近隣地域等の安全を十分確保した計画とし、事前に監督員との十分な協議・調整を行うこと。
- ・ 工事車両の運行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等との打合せを行い、運行速度や適切な交通誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃など、十分に配慮すること。
- ・ 工事出入口は、交通管理者等と協議の上、北側の住宅地に配慮し、原則として北側道路以外に設けること。
- ・ 交通誘導員は少なくとも工事用車両出入口ごとに1名配置すること。また主要資材搬入時など、特に工事車両の運行量が増加する場合は、1名以上追加配置し、安全管理を徹底すること。
- ・ 工事車両は公園区域内に駐車すること。ただし、公園区域内に駐車できない場合は、適切な駐車場を確保すること。

#### シ 工事現場の管理等

- ・ 現場事務所を設置すること。現場職員を1名以上常駐させ、作業期間中何時においても連絡が取れる状態であること。
- ・ 建設工事を実施する範囲を仮囲いで確実に区画し、区画外に建築資材の仮置きや駐車を生じさせないこと。
- ・ 仮囲いには、本体事業の実施に当たり移設等が必要となったモニュメント等に関する情報（名称、設置時期及び概要等）や写真等を設置場所近くに掲示する等、本体事業のイメージアップの向上に努めること。
- ・ 周辺地域の環境に配慮して、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。
- ・ 夜間等における不法侵入を防止するなど、工事範囲内の保守管理を行うこと。

#### ス 工事用電力等

- ・ 工事用電力は原則として受注者が電力会社と個別に契約し、外部より引込むこと。ただし、それにより難しい場合は監督員と協議すること。
- ・ 工事用通信回線は受注者が通信業者と個別に契約し、外部から引込むこと。
- ・ 工事用給排水は原則として受注者が水道局等と個別に契約し、外部より引込むこ

と。ただし、それにより難しい場合は監督員と協議すること。

#### セ 施工中の安全管理

- ・ 施工中の安全管理に関しては「建築工事安全施工技術指針」「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」等に従い、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。また、同指針等に従うだけでなく、第三者災害の防止対策を事前に十分に検討の上、実施する。
- ・ 第三者災害防止対策として、適切な安全誘導員や警備員の配置、工事作業員の新規入場者教育、現場安全パトロールの実施等を徹底し、工事によるトラブルや事故が起きないようにする。
- ・ 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取り扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講じるものとする。
- ・ シンナー等の薬品の管理については、工事現場・倉庫などでの保管を厳重に行い、また、車両に積載した状態でその場を離れる場合は、盗難防止措置を講じること。
- ・ 工事現場の安全管理において、電気・ガス・給排水・その他危険箇所等の巡視を定期的実施し、監督員に報告すること。

#### ソ 石綿含有建材の処理

- ・ 飛散性のある石綿、石綿含有仕上塗材及び非飛散性の石綿含有建材の処理、処分は、法令等を遵守するとともに、「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018 (一財)日本建築センター」、「建築物等の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針 平成28年4月28日 国立研究開発法人建築研究所」及び「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.20版] 厚生労働省」に従って行うこと。また、工事着手前に十分な現地調査・成分試験等を行い、その結果を反映した施工計画書を作成し、監督員の確認を受けること。なお、撤去工事に当たっては、工事作業の安全を確保することに加え、周辺に対する石綿の飛散防止対策を十分に行うこと。

#### タ 化学物質の室内濃度測定

- ・ 完成引渡し前に、【仕様書 1-3-2 建築工事特記仕様書】の別表 1-1 及び 1-2 により化学物質の室内濃度測定を行い、室内濃度が厚生労働省の基準値以下であることを確認し、監督員に報告すること。
- ・ 測定対象室は、以下に示す室とする。  
チーム更衣室、会議室、VIP ラウンジ等主要な居室を室の仕様ごとに測定を行うこととする。  
具体的な測定室は監督員と協議の上、測定を行う。
- ・ 測定対象物質は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、及びスチレンとする。
- ・ 各室の測定箇所数は原則次による。

50 m<sup>2</sup>以下は1箇所、50～200 m<sup>2</sup>は2箇所、200～500 m<sup>2</sup>は3箇所、500 m<sup>2</sup>～は4箇所。

#### チ 東側ペDESTリアンデッキの近接施工にあたっての留意事項等

- ・ 既存施設(アストラムライン、共同溝等)の影響線内に基礎等を計画する場合は、【別紙 21 東側・南側ペDESTリアンデッキ位置図】を参照の上、設計内容、施工方法等に関して市及び施設管理者と十分協議を行うこと。
- ・ 既存施設(アストラムライン、共同溝等)の既設構造体への影響に配慮するとともに、アストラムラインの運行に影響のない施工方法とすること。
- ・ アストラムラインの近接工事を行う際には、事前に計測管理計画を作成・協議し、周辺地盤や既設構造体の挙動の計測を実施すること。計測値が管理値を超える場合には、事前に定めた対策工を段階的に実施することで、アストラムラインの運行に有害な影響を与えないよう管理すること。
- ・ 近接施工する作業時間は、アストラムラインが運行していない時間帯(1:00～5:00)とすること。
- ・ 排風機所の作業ヤード及び作業車両(2t車)の出入口が可能なスペースを確保する計画とし、事前に施設管理者と協議すること。

#### ツ 南側ペDESTリアンデッキの施工にあたっての留意事項

- ・ 南側ペDESTリアンデッキの施工にあたっては、設計内容、施工方法等に関して、市及び施設管理者と十分協議を行うこと。
- ・ 工事を行う際には、市及び施設管理者と十分調整を行い中央公園ファミリープールの営業やイベントの開催に支障の無いように施工すること。
- ・ なお、中央公園ファミリープールの営業等のスケジュールについては、開園準備(4月、5月、6月)、開園期間(7月、8月)、閉園後片づけ(9月)の予定であるため、市及び施設管理者と十分調整をすること。

#### テ 施工合理化技術の積極的な活用

「営繕工事における施工合理化技術の活用方針」(国土交通省)に示す以下のものの他、建設生産プロセス全体における生産性向上を推進する技術の積極的導入に取り組むこと。

##### 【施工計画段階】

- ・ BIMモデルを活用した施工計画
- ・ 情報共有システムを活用した施工計画 等

##### 【施工段階】

- ・ ICT建築土工※を活用した施工

※ 「ICT建築土工」とは、ICT土工の省力化施工技術を建築工事における根切り・土工事に活用するもの。

##### 【監督・検査段階】

- ・ デジタル工事写真の黒板情報電子化を活用した工事写真の撮影

**(4) 工事検査、中間検査等及び引渡し**

- ・ 本体工事は、中間検査の対象工事である。
- ・ 施工者は、監督員による検査に先立ち自主検査を行うこと。
- ・ 中間検査の実施時期については、監督員から通知するものとする。
- ・ 検査の実施において検査員が必要と認めたときは、工事目的物の最小限を破壊して検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に関する費用は、受注者の負担とする。
- ・ 受注者は、検査において改善を指示された場合、速やかに改善するものとする。
- ・ 現場代理人は、工事完了までに関係法令に基づく検査を受けること。また、発注者の完成検査を受け、合格した上で、引渡しを行うこと。

**(5) 1年目点検等**

- ・ 施工者は、引渡し後1年、2年後に1年目点検・2年目点検を行うこと。点検方法については本市の「瑕疵点検要領」による。

**(6) 施工に係るその他業務**

**ア 別途工事及び Park-PFI 事業に対する総合管理業務**

施工者は、次に示す別途工事に対する総合管理業務を主体的に実施すること。

**(7) 総合管理に係る業務**

- ・ 設計の調整
  - ・ 総合図の調整・取りまとめ ※
  - ・ 総合で行う必要のある各種試験の調整・取りまとめ
  - ・ 工事に伴う各種会議体の取りまとめ
  - ・ 性能検証業務の調整・取りまとめ ※
  - ・ 本体工事に係る設計変更リスト、懸案事項等の作成・調整・取りまとめ
  - ・ 工事検査の取りまとめ ※
  - ・ 完成図等の取りまとめ ※
  - ・ 施設説明書の取りまとめ ※
  - ・ 取扱説明書の作成と説明 ※
  - ・ 1年目点検等の取りまとめ（引渡し後1年、2年） ※
  - ・ 別途工事施工者が行う品質確保業務の調整・支援 ※
- （※印を付けた項目は、Park-PFI 事業に関わる業務には適用しない）

**(イ) 工程に係る業務**

工程について、別途工事施工者等と調整を行うこと。

**(ウ) 安全管理に係る業務**

- ・ 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」における「別契約の関連工事」に関する記載に準じる。

**(エ) 揚重管理に係る業務**

- ・ 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」における「別契約の関連工事」に関する記載に準じる。

**(オ) 仮設設備管理に係る業務**

- ・ 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」における「別契約の関連工事」に関する記載に準じる。

**(カ) 発生材（建設廃棄物等）の処理に係る業務**

発生材（建設廃棄物等）の場内管理等について、別途工事施工者等と調整を行うこと。

**イ 交付金・補助金等の申請に係る資料作成**

施工者は、発注者が交付金・補助金等の申請等を行う場合に、必要となる資料作成に協力することとする。

**ウ 完成後の公園施設図書の修正について**

- ・ 完成後の公園施設に合わせて、【別紙 15 樹木位置図及び樹木調査資料】及び【中央公園記念碑等位置図】を作成すること。